

食料供給コスト縮減アクションプラン

平成19年4月 改定

農 林 水 産 省

目 次

1	はじめに	1
2	食料供給コスト縮減の考え方	2
3	食料供給コスト縮減による効果	3
4	重点的に取り組むべき課題	4
5	今後、情報収集・現状分析等を進めるべきその他の事項	1 2
6	食料供給コスト縮減のための取組の実施状況等の検証	1 2
7	検証に当たって留意すべき事項	1 2
	(別添)重点的に取り組むべき課題に係る取組	1 4
	(参考1)食料供給コスト縮減アクションプラン用語解説集	4 0
	(参考2)食料供給コスト縮減アクションプラン資料集	5 2
	(参考3)食料供給コスト縮減検証委員会委員名簿	1 0 1
	(参考4)食料供給コスト縮減検証委員会における検討経過	1 0 2

食料供給コスト縮減アクションプラン

平成18年 9月13日策定

平成19年 4月27日改定

1 はじめに

食料・農業を取り巻く世界の状況を見ると、水資源の不足、砂漠化、地球温暖化等の環境問題や、開発途上国を中心とした食料不足の問題等に加えて、最近においては、原油価格の世界的高騰を背景に、石油代替エネルギー源としての農産物需要が高まる等世界の中長期的な食料需給には多くの不安定要因が存在する。

このような中、我が国は、飽食ともいえるべき豊かな食生活を享受している反面、供給熱量ベースで食料の6割を海外に依存し、しかも、特定国への輸入依存度が高く、輸入先国の作柄や作付け等の変動による影響を受けやすい状況にあるなど、我が国の食料供給構造には脆弱性が内在している。

一方で、食と農の距離が拡大し、消費者からは農業生産や食品流通の実態が見えにくくなっているとの声があり、食品ロス等が問題となっている。

消費者ニーズに対応した質の高い食料を将来にわたって安定的に供給していくためには、生産から流通・消費に至る国内の食料供給をめぐる諸問題を解決し、国内農業の体質強化を図っていくことが重要である。

国内農業の体質を強化するためには、担い手の育成・確保等による農業構造改革の加速化に併せて、食料供給コストの縮減により、内外の競争激化に耐えうるよう価格競争力の強化を図ったり、コスト縮減によって生じた利潤を付加価値向上のための投資に振り向ける等新たな経営展開を図っていくことが重要である。

こうした中、「21世紀新農政2006」（平成18年4月食料・農業・農村政策推進本部決定）において方向付けられた今後の農政の展開の中では、国内農業の体質強化に向けた取組として、「担い手の育成・確保と新規参入の促進」と「食料供給コスト縮減に向けた強力な取組」が位置付けられ、これらをスピード感を持って推進していかなければならないとされた。

このうち、食料供給コストの縮減については、生産から流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組をとりまとめ、5年で2割の縮減を目標として、聖域を設けず強力に推進することとされた。このため、民間の経験、有識者の知見を活かした「食料供給コスト縮減検証委員会」において、本食料供給コスト縮減アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）に基づく取組について、委員会の知見を反映させながら着実な推進を図っていくこととする。

今回改定する内容は、平成18年9月にとりまとめたアクションプランにおいて

「今後、コスト縮減に向けた生産性の向上等総合的な取組を推進すること」とされた「加工食品の製造・流通段階や外食段階」等の取組を含め、平成19年3月に開催した「食料供給コスト縮減検証委員会」での議論を踏まえ、本アクションプランに位置づけるものである。また、水産物供給コストの縮減に関する取組についても、「水産政策審議会」等による検討を通して平成19年3月20日に閣議決定された「水産基本計画」に基づき、本アクションプランに位置づけるものである。

食料供給コストの縮減においては、生産から流通に至る各段階の事業者の経費が縮減の対象となるものである。他方、生産者価格等の価格水準は市場における需要と供給のバランスにより決定されるものであることから、必ずしもコスト縮減の効果が価格低下に反映されるものではないことに留意する必要がある。

なお、国内農業の体質強化を図っていく際には、当然のことながら、食料供給コストの縮減と消費者ニーズに対応した質の高い食料の供給とをバランスよく実現していくこと、品目ごとの特性を踏まえた多様できめ細かな取組を推進していくこと、民間事業者の公正な競争を促進していくことが重要である。

2 食料供給コスト縮減の考え方

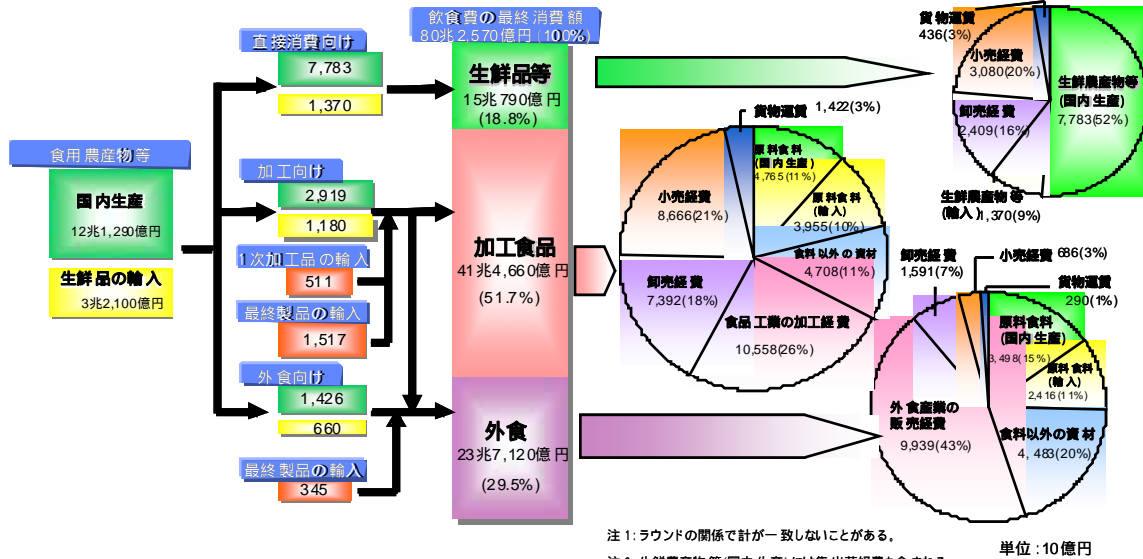
我が国の国民が最終消費した飲食料費は約80兆円（平成12年）となっている。このうち、生鮮のまま消費されるものが約2割、加工食品として消費されるものが約5割、外食で消費されるものが約3割を占めている。

食料供給コストとは、最終消費額のうち、生産から消費に至る各段階の事業者の経費として捉えられ、具体的には、以下のような経費が含まれる。

労賃、生産資材費、集出荷経費、流通経費などからなる生鮮（加工用原料を含む）段階の経費

原料費（食材費、包装材料費など）、加工製造経費、流通経費などからなる加工食品の製造・流通、外食段階の経費

我が国の食料供給の全体像



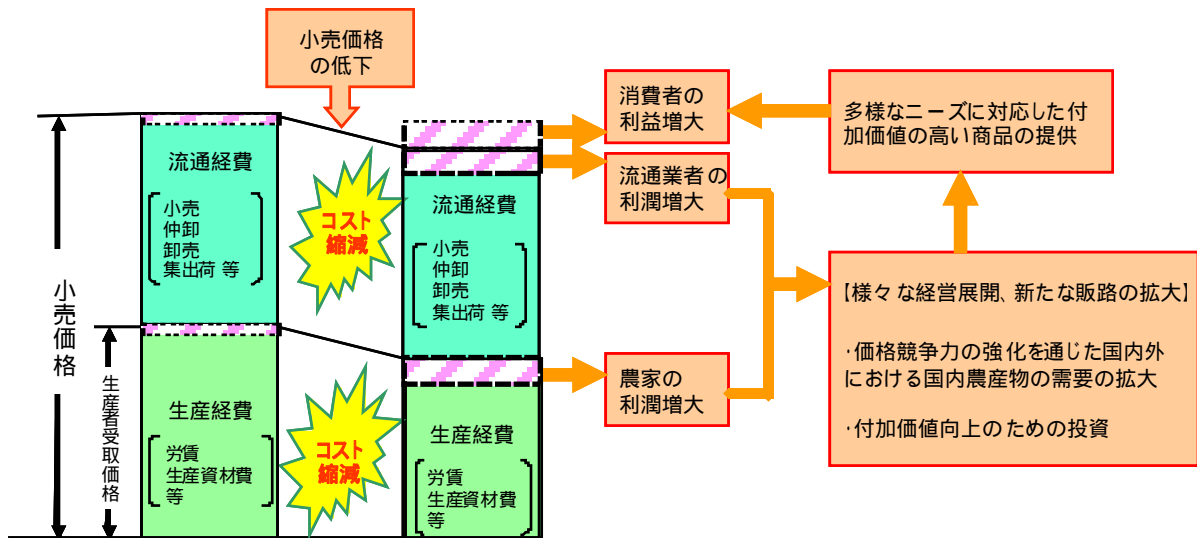
3 食料供給コスト縮減による効果

食料供給コストを、生産から流通の各段階で縮減することによって、食料供給ルート全体の体質が強化され、消費者の利益増大等につながっていくことが期待される。具体的には以下のような効果が生じることが期待される。

食料の供給サイドである生産者や食品産業事業者にとっては、コスト縮減への取組により、販売価格の引下げによる外国産農産物等との価格競争力の強化を通じて、国内外における国産農産物等の需要の拡大を図ることが可能となる、あるいは、コスト縮減によって生じた利潤の増加を、付加価値向上のための投資に振り向けることで、消費者ニーズに対応した様々な経営展開、輸出等を含めた新たな販路の拡大を図ることが可能となる。

消費者にとっては、小売価格の低下による利益を享受すること、あるいは多様なニーズに対応した付加価値の高い商品の提供が受けられることが期待される。

生産経費、流通経費のコスト縮減による効果(生鮮品の例)



注1：上図は仮に価格水準が低下する場合についての例であり、価格水準を予断するものではない。

注2：価格水準は市場の需要と供給のバランスの下で決定されるものであり、必ずしもコスト縮減の効果が価格低下に反映されるものではないことに留意。

4 重点的に取り組むべき課題

「食料供給コスト縮減検証委員会」の議論を踏まえ、農林水産省をはじめとする関係者が、食料供給コスト縮減に向けて重点的に取り組むべき課題について、それぞれの取組を確実に推進することとする。

個々の取組の内容、取組目標等は別添に示すとおりであり、農林水産省としては、これらの取組が着実に推進されるよう、官民協力の推進に十分配慮しつつ、助言、指導、先進的な取組の普及等に取り組んでいく。

なお、農林水産省だけでは解決が困難な原油価格の高騰、交通インフラの整備、IT化等に関しては、関係府省等と連携した取組を行っていく。

生産コストの縮減等については、「食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）」で示された「生産努力目標（目標年次：平成27年度）」等に即して取り組んでいるところであるが、今回のアクションプランの策定、推進等を通じて、可能な限り目標達成の加速化を図る。

なお、生産段階の取組のうち、経営規模拡大による効率化、技術開発による省力化等に係る具体的な取組については、「食料・農業・農村基本計画」、「21世紀新農政2006」等に基づき推進しているところであり、これらの取組のあり方等についての検討も別途行っているところである。

また、水産物供給コストの縮減については、「水産基本計画（平成19年3月閣議決定）」に盛り込まれた取組を着実に実施していく。

（1）低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減

生産コストを縮減させるためには、生産コストの2～3割程度を占める生産資材費をはじめ、共同利用施設の利用料金等の縮減に取り組む必要がある。

生産資材費を縮減するため、輸入高度化成肥料、大型包装農薬や低コスト支援農機等の低価格資材の供給や低コスト耐候性ハウスの導入を促進する。なお、こうした低価格資材の供給を進めるに当たって、汎用化・高能率化等高性能農業機械の開発・実用化を進めるとともに、OEM（相手先ブランド製造）の推進や飼料会社の広域化など製造段階の合理化に向けた取組も重要である。

また、肥料、農薬等について、広域的な農家配送拠点の整備や港湾等からの直接配送の推進、バラ・フレコン輸送の促進など担い手の経営におけるコスト縮減に重点を置いた流通の合理化を進める。

さらに、利用段階の取組として、土壌診断に基づく適正施肥、防除暦の見直し等による農薬使用の合理化、担い手への作業集積等による農業機械の稼働面積の拡大等生産資材の効率的な利用等を推進する。

これらの取組を一層加速化するために、農林水産省は、農業機械・施設への補助制度の見直し、科学的知見等を踏まえた化学肥料の登録有効期間の延長といった規制の見直し等を行う。

生産資材費以外の生産コストの縮減については、米等の大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の見直しや利用率向上に取り組み、共同利用施設の利用料金の削減を図るほか、水稻直播栽培や大豆不耕起栽培等省力化技術、野菜の機械化一貫体系、病害虫抵抗性品種の導入、家畜改良の推進等の新たな生産技術・品種の導入等に取り組むことによって、労働時間短縮と併せて、品質の向上と単収向上・安定化を図る。

（2）経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減

上記(1)の取組によるコスト縮減効果を発揮させるためには、これらの取組と併せて、土地利用型農業を中心とする経営規模の拡大、省力化・生産性向上に向けた技術開発を進めることが必要である。

このため、ほ場の大区画化や汎用化等の基盤整備と併せ、担い手への農地の利用集積を促進し、機械の稼働効率や作業体系の効率性の向上を図っているところである。

今般、平成19年産から新たに品目横断的経営安定対策を導入することとしているが、本対策では、従来の全農家への一律的支援から脱却し、望ましい農業

構造の実現を念頭に、意欲的な一定規模以上の水準の経営体に施策を集中化・重点化することとしており、これにより、担い手への農地の利用集積や集落営農への参加に向けたインセンティブを高めることとしている。

しかし、現状として経営規模の拡大に伴って経営耕地が分散しがちであり、そのことが担い手の規模拡大意欲及び効率的な農地利用を阻害しているとの指摘があることから、今後は、担い手にとっての真のコストダウンにつながる団地化したまとまりのある形での利用集積に対する集中的な支援を進めるとともに、農地の効率的利用のため、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進する。

また、生産性の高い水田輪作・畑輪作システム、収益性の高い園芸生産システムを確立するため、水田輪作体系における不耕起播種技術、馬鈴しょ収穫の効率化に資する土壌管理技術、超低コストハウス等、新技術の開発を進める。さらに、病害虫抵抗性品種や省力化のための機械化適性の高い品種の育成を進める。

(3) 卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減

流通コストを縮減させるためには、青果・水産物流通の6～7割を扱っている卸売市場流通における効率的な流通システムの構築に向けた改革の着実な推進をはじめ、物流効率化に向けた取組、集出荷コストの縮減、消費者ニーズに対応した多様な流通チャネルの形成を推進する必要がある。

卸売市場については、改正卸売市場法等に基づく卸売市場の再編・合理化、ダイレクト物流（商物分離電子商取引）導入市場の拡大、卸売手数料の弾力化、卸売市場管理運営への民間活力の導入や、転送に伴うコストの縮減のための地方卸売市場等の連携（共同集荷等）等を推進し、一層効率的な卸売市場流通の実現を図る。

また、通い容器の普及、電子タグ等のIT技術の活用、関係省庁との連携の下「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づくインターチェンジ近隣等への物流拠点の再編、配送の共同化等を推進し、燃料費の縮減をはじめとする物流の効率化を図る。

集出荷コストについては、段ボールの茶色箱化、通い容器の普及、実需者のニーズに応じた規格等での野菜の調製・出荷や産地の出荷規模の拡大等を推進する。

さらに、食と農の連携強化や地産地消の推進等により、消費者ニーズに対応した多様な流通チャネルの形成を推進する。

これら流通部門の取組については、工程表に基づき、取組を着実に推進する。

(4) 加工食品の製造・流通、外食段階における食料供給コストの縮減に向けた生産性の向上等

健康・安全への高い関心や低価格志向等多様化する消費者ニーズや、安価な輸入食品の増加等に対応するため、食品産業のコスト縮減に向けた生産性の向上等を図っていく必要がある。具体的には、食品産業が厳しい競争にさらされながら自らコスト縮減に取り組むことを基本とし、原材料供給の不安定性、中小零細な産業構造等という食品産業の特質に着目しつつ、食と農の連携強化、製造工場の再編合理化、設備の近代化、EDIの導入などIT技術の活用等に対する支援を通じ、企業内部の生産性向上や同一業種内・異業種間の水平的・垂直的な連携等を図ることが重要である。

(5) 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコストの縮減

常に形の整った野菜・果物を求めている消費者がすべてではない中で、食料供給者が消費者の品質や形状等に対するこだわりを過度に重視した出荷、販売等を行っていることが、多くの規格外品や食品ロスが発生する一因との指摘がある。

このような中で、形状にはこだわらずに、価格の安さや産地との顔の見える関係を指向する消費者や実需者に向けて農産物を供給する例も見られることから、多様なニーズに対応した選択肢を提供することでロスの発生を減らしつつ、同時に輸送コストや販売経費等も含めたトータルとしてのコスト縮減を実現する仕組みづくりも求められている。

このため、生鮮販売や加工・業務用途におけるニーズに適合した規格での出荷・流通の推進、食と農の連携の強化など多様なニーズへの効率的な対応、地場産品へのニーズに応える地産地消の推進など多様な流通形態による食料供給の実現を図っていく必要がある。

また、賞味期限が近づいた食品の廃棄や返品等の実態についても、食品ロス等の観点から注視していく必要がある。科学的かつ合理的根拠に基づく、消費期限または賞味期限といった期限表示の設定の適切な実施について食品製造業者への働きかけを行うとともに、期限表示への理解の増進を含め消費者・食品関連事業者・生産者のコミュニケーション、消費者への品質等に係る情報提供の充実等に取り組むことも重要である。

さらに、卸売市場における低温卸売場の整備を通じた低温流通の確立、簡易包装化や通い容器の普及等により、食品及び容器包装に係る廃棄物の減量化を図るとともに、食品リサイクル・ループの構築による効率的なリサイクル等の取組を推進する必要がある。

(6) 農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減

農協を取り巻く競争環境の激化を背景として、農協系統自ら経済事業改革を進めているところであるが、このような農協系統の経済事業改革によって、農協系統を通じて取引される生産資材や農産物については、生産資材の流通経費や農産物の集出荷経費などが縮減され、食料供給コストの縮減に一定程度寄与することが期待される。

農協系統においては、全国農業協同組合中央会（全中）が平成17年3月に「基本方針」を策定し、各農協における経済事業改革を推進しているところである。この中で、全国・都道府県段階に経済事業改革の推進体制を整備し、事業目標として 営農指導機能の強化 消費者接近と農家手取向上のための販売事業の見直し 生産者とりわけ担い手に実感される生産資材価格の引下げと担い手への個別事業対応の実施 物流、農機、ガソリンスタンド、Aコープ（生活店舗）の収支改善・競争力強化 カントリーエレベーター等共同利用施設の運営改善を設定するとともに、平成19年3月には、この基本方針を改定し、農協は担い手対応専任者・部署の設置など担い手に出向く体制を整備し、担い手に対する個別対応を行うなど、担い手への対応を強化することとしている。

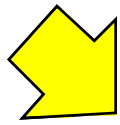
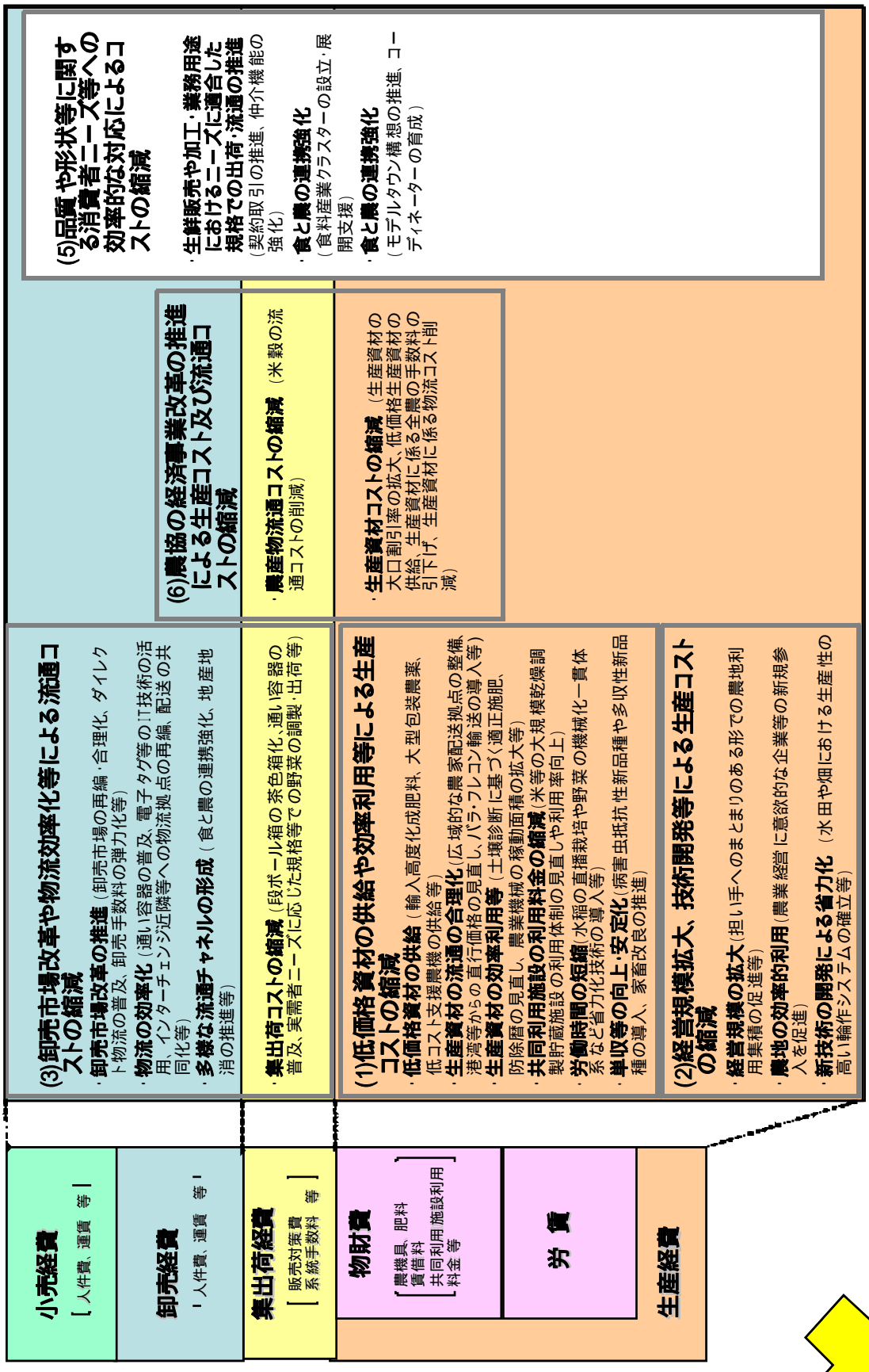
さらに、農協は、農産物の販売事業、生産資材の購買事業のほか、営農指導事業、共済事業、営農資金の貸付けを行う信用事業など生産者に必要なサービスを総合的に提供しているところであり、これらの総合的な事業実施のメリットを活かすとともに、各事業における事業改革に継続して取り組むことを通じて、生産者の事業コスト縮減を目指していく必要がある。

また、農協系統における経済事業の全国組織である全国農業協同組合連合会（全農）においては、農林水産省から発出された業務改善命令に基づき平成17年12月に改善計画を策定し、抜本的な事業改革に取り組んでいるところであり、生産資材手数料の引下げ、米の流通コスト削減等の事業改革を引き続き進めていく必要がある。

このため、農林水産省としては、継続的に全農の改善計画の進捗状況を点検、検証するとともに、全中等による農協の経済事業改革の指導など、農協系統自らが行う経済事業改革を推進していく。

また、農協等の活動に関し不公正な取引が行われないう、公正取引委員会が策定・公表した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」等を踏まえ、関係機関が連携して農協等への指導等を実施する。

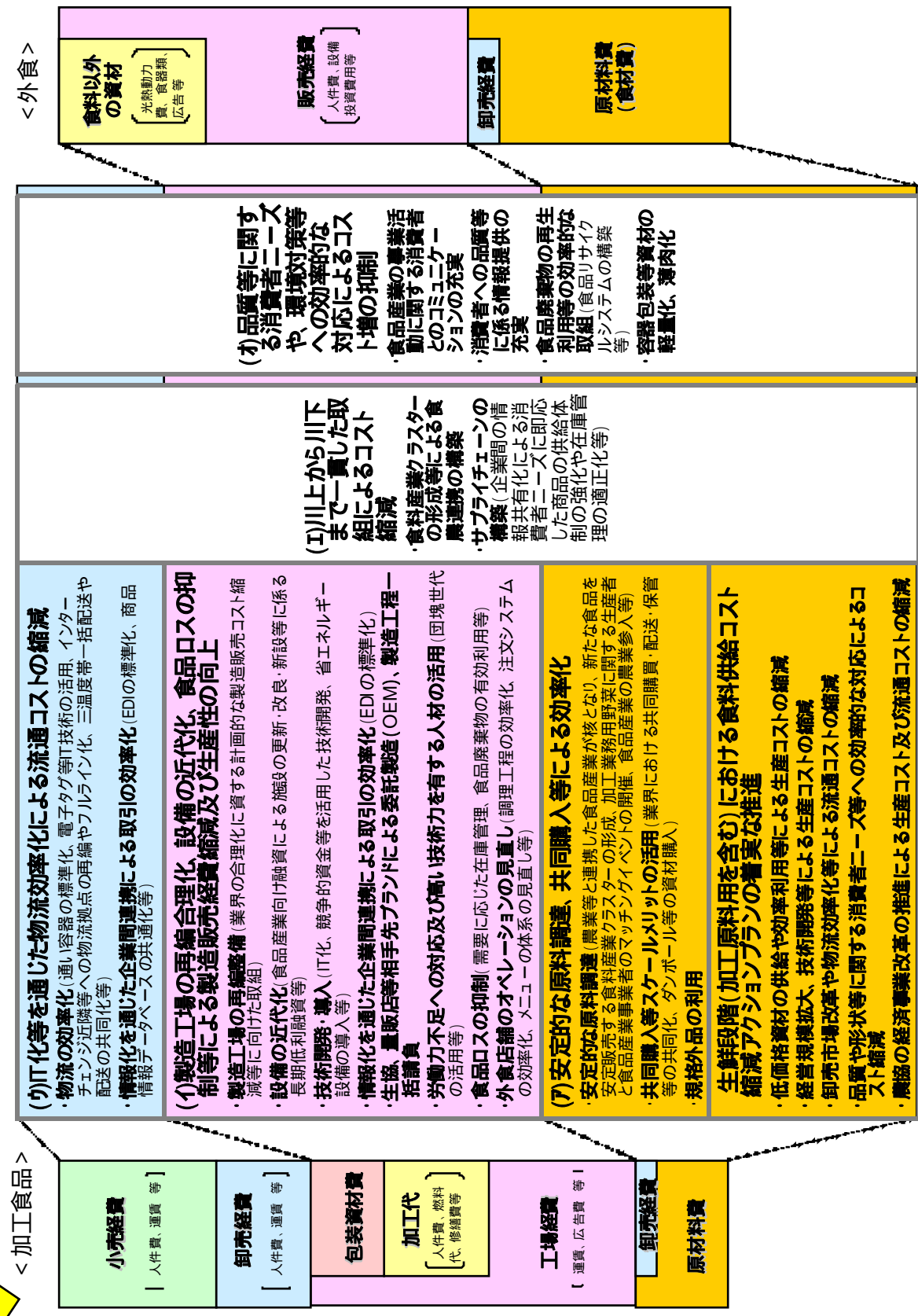
生鮮農産物の食料供給コストの構成と重点的に取り組むべき課題との関係



目標：食料供給コスト

トを5年で2割削減

(4)加工食品の供給コストの構成と食品産業がやっているコスト削減に向けた取組との関係



(7) 水産物の食料供給コストの縮減

水産物に関して、消費地市場や物流、加工食品の製造、消費者への情報提供に関する施策など食料として一体的に推進すべき施策については、前述の取組の中で推進する。

更に、漁業生産資材及び水産物産地市場等については、以下の取組を推進する。

漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化の促進

漁船、漁具、燃油等の漁業生産資材費を低減させるため、漁業協同組合系統（以下「漁協系統」という。）資材メーカーを始めとする関係者による生産・流通の合理化に向けた取組と漁業者による生産現場での効率的な利用に向けた取組を促進する。

特に、漁業経営に影響を与える燃油価格の高騰に対応し、流通の効率化による燃油供給コストの縮減や、燃料効率が高い設備の導入による省エネ型漁業への転換を促進する。また、老朽化が進み代船が緊急の課題となっている漁船について、標準船型の導入等によって漁業収益に応じた船価の実現を図る。

水産物産地市場の改革等による流通コストの削減

国産水産物の競争力を強化するため、ロットをまとめ、規格を揃えて水産物の安定供給を図る流通拠点を整備する。

このため、電子商取引による機能的な統合を含む産地市場の統廃合や産地市場と消費地市場との垂直統合、買受人の新規参入による市場運営の改善等の産地における取組を促進する。その際、こうした取組の方向性を明確化し、その円滑な実施を促す観点から、「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」の見直しを行う。

また、相当程度の取扱量・金額規模を有する地域を対象として、漁業者団体等と最終実需者との直接取引に対する支援及び高度な衛生管理に対応した流通施設の整備を重点的に実施するとともに、加工施設や保管施設の整備を促進する。

前浜ごとの様々な水産物の販路を求める産地と鮮度が良く安全な水産物を求める消費者とをつなぐ、産地直送を含む多様な流通経路の構築を図る。その際、魚の旬など前浜の水産物に関する情報の発信を始めとして、情報インフラを活用しつつ、積極的な情報交流を促進する。

5 今後、情報収集・現状分析等を進めるべきその他の事項

委員からの指摘を踏まえ、直接的にはコスト縮減には結びつかないものや別途検討を行っているもの等についても、今後、情報収集や現状分析等を進めていく必要がある。

6 食料供給コスト縮減のための取組の実施状況等の検証

食料供給コスト縮減の取組を進めるに当たっては、P D C A (Plan-Do-Check-Action)の仕組みを導入する。具体的には、アクションプランに基づいて実施した各年度の取組について、その実施状況・成果について点検を行うとともに、事例の分析等を通して施策の有効性を検証する。また、これら検証結果を踏まえ、食料供給コストの5年で2割縮減の達成を目指して、アクションプランの見直し、充実を図ることとする。その際、目標達成により農政上にどのような変化が生じるかという点に留意することが必要である。

食料供給コスト縮減の具体的な検証については、アクションプランに盛り込まれた取組についての生産性向上等の政策的効果の検証、主要品目別の生産・流通加工コストの検証等により総合的、複線的に行う。

7 検証に当たって留意すべき事項

食料供給コスト縮減に向けた取組の検証に当たっては、生産コストや流通コストに直接的に影響する生産資材の原材料や原油価格の高騰など経済情勢の変化に留意する必要がある。

また、食料供給コストの増加につながりうる今後の消費者ニーズや環境保全への関心の高まり等の変化にも留意する必要がある。

重点的に取り組むべき課題に係る取組

1 低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
低価格資材の供給			
低価格な肥料の供給促進	<p>ヨルダンから輸入した低価格な高度化成肥料の供給を地域の実情に応じて推進し、高度化成肥料における輸入高度化成肥料の普及割合を拡大。</p> <p>BB(バルク・ブレンド)肥料の広域流通の推進等により、高度複合肥料におけるBB肥料の普及割合を拡大。</p> <p>科学的知見、事故の発生リスク等を踏まえ、化学肥料について可能な限り登録有効期間を延長(3年～6年)</p>	<p>36%(注)(16年) 43%(22年)</p> <p>〔注：化学肥料全体に占める普及割合は5.1%。〕</p> <p>47%(16年) 50%(22年) (全農・経済連分)</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p> <p>全国農業協同組合連合会・経済農業協同組合連合会 全国肥料商連合会</p> <p>農林水産省</p>
低価格な農薬の普及促進	<p>包装経費の削減等による低価格な大型包装品(基準規格対比 5～38%)の品目数を拡大。</p> <p>拡散技術の向上により増量剤の低減を図ることにより輸送費等が低減できる軽量除草剤(価格低減率 4%)の北海道における稲作農家への普及を拡大。</p> <p>特許が切れた有効成分を原料とする低価格なジェネリック農薬(価格低減率 15～30%)の普及率を拡大。</p>	<p>17品目(16年) 40品目(22年)</p> <p>66%(16年) 80%(22年)</p> <p>8%(16年) 20%(22年)</p> <p>〔先行農薬であるアセフェート剤に占める割合〕</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p> <p>農薬工業会</p> <p>全国農業協同組合連合会</p>

低価格な農業機械の供給	<p>基本性能を確保しつつ、機能の特化等により従来機種よりも1割程度低価格な「低コスト支援農機」の担い手向け大型機種に占める普及割合を拡大(全農においては、担い手向け韓国トラクタの輸入取扱や国産のJAGグループ独自型式の設定・機種拡大を行う)。</p> <p>全農等販売業者や農業者のニーズを踏まえ、大型機種を含む低コスト支援農機の供給を適切に実施。</p>	41%(17年) 54%(22年) (全農分)	<p>全国農業協同組合連合会 全国農業機械商業協同組合連合会</p> <p>(社)日本農業機械工業会</p>
肥料の製造設備の合理化等の推進	肥料の製造施設について、稼働率の向上や交錯輸送の抑制等に資するOEM(相手先ブランド製造)の実施等により製造設備の合理化を推進。		肥料製造8団体
農業機械の型式・仕様の集約化等	製造コストの縮減に向け、主要農業機械(トラクタ、田植機及びコンバイン)の型式・仕様数の集約化、部品の共通化・点数の削減、OEM等を推進。	17年に対して仕様数を5%削減(22年)	(社)日本農業機械工業会
中古農業機械の活用促進	中古農業機械について、インターネットによる情報提供、展示会の開催等による活用促進	332ヶ所(17年) 550ヶ所(22年) (中古農業機械のインターネットによる情報の共有化に取り組むJAG農機センター数)	<p>全国農業協同組合連合会 全国農業機械商業協同組合連合会</p>
高性能農業機械の開発・実用化の促進	農政の推進方向、現場ニーズ等に即して、産学官連携等により民間企業等の技術等を活かしながら、高性能農業機械を効率的に開発。		農林水産省、生物系特定産業技術研究支援センター
低コスト耐候性ハウスの導入促進等	低コスト耐候性ハウス(30%:鉄骨ハウス比)の導入を推進するとともに、一層の施設設置コストの低減に向け超低コストハウス(同50%)の開発・実用化を推進。	累計導入件数 104件(16年) 350件(22年) (全農分)	農林水産省、全国農業協同組合連合会

<p>配合飼料の製造の合理化等</p>	<p>地域ブロック別飼料会社の更なる広域化、工場の統廃合等の合理化を推進。(飼料会社1社当たりの供給量を拡大)</p> <p>主要メーカー等における配合飼料価格の公表等生産者への情報提供の充実。</p>	<p>6社 3社(21年) 地域飼料会社の広域合併を推進し、飼料会社1社当たりの供給量200万トン以上を目指す。</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p> <p>全国農業協同組合連合会、主要飼料メーカー</p>
<p>生産資材の流通の合理化</p>			
<p>肥料の港湾等からの直行価格の設定等</p>	<p>輸入高度化成肥料における多段階輸送の解消による運賃や倉庫保管料等の削減を図るため、新たに港湾等からの農家への直行価格(従来比 10~ 15%)を設定し、その普及を図る。また、国産品についても順次メーカー等との交渉により取扱品目を拡大。</p> <p>港湾等からの直行の取扱量のうち、生産者の自己取りによるものは更なる安価な価格(注)を設定し、主要地域において実施。</p> <p>(注: 港湾・倉庫又は工場まで、直接農家を取りに来た場合の配送料金を値引きした価格)</p>	<p>0% (16年) 3.8%(22年) 輸入高度化成肥料分</p> <p>条件が整い次第価格を設定</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p> <p>全国農業協同組合連合会</p>
<p>肥料等の物流の合理化</p>	<p>広域をカバーする農家配送拠点の設置数を拡大。</p> <p>需要や受入施設の整備状況に応じて、バラ・フレコン流通を促進。</p>	<p>115ヵ所(16年) 300ヵ所(22年)</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p> <p>全国農業協同組合連合会 肥料製造8団体</p>

	大型包装の農薬や低価格肥料の流通・販売の推進など担い手の経営におけるコスト縮減に重点をおいた営農・販売・購買が一体となった流通体制の構築を推進。		全国農業協同組合連合会
農薬の有効期限の延長化等	<p>物理化学的観点から有効期限の長期化が可能と判断できた薬剤について有効期限を順次延長。</p> <p>現場販売員の育成と併せ、農家への効率的な農薬利用の指導推進、製造メーカーへの期限切れ返品削減によるトータルコストの削減を促進。</p>	<p>有効期限2～3年を3～5年を目途に延長</p> <p>返品率を削減する組合員の割合の増加</p>	<p>農薬工業会</p> <p>全国農業協同組合</p>
農業機械の割引制度の活用促進	農業機械の購入に当たり、流通在庫の軽減が図られ、有利な条件で取引できる計画注文による割引制度について、農協等に対してPR活動や周知徹底等によりその活用を拡大。		全国農業協同組合連合会
担い手への営農用燃料等の供給価格の縮減	担い手向け価格について、新規対象品目(営農用燃料等)の選定と価格条件、奨励措置の設定。		全国農業協同組合連合会
生産資材の効率利用等			
効率的な施肥技術の普及促進	<p>モデル地区を設定して、効率的な施肥技術の導入を推進することを通じて、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。</p> <p>土壌診断・施肥設計ソフトの普及を拡大。</p> <p>地域の施肥基準を基にきめ細かな施肥設計の普及を推進。</p>	<p>モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減</p> <p>215本(16年) 400本(22年)</p> <p>土壌診断に基づく適正施肥の推進</p>	<p>農林水産省</p> <p>全国農業協同組合連合会</p> <p>都道府県</p>

合理的な農薬利用の促進	<p>モデル地区を設定して、農薬の効率的な施用技術の導入を推進することを通じて、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。</p> <p>水稻いもち病抵抗性品種等の病害虫抵抗性の優れた新品種の普及を推進。</p> <p>病害虫・雑草の発生状況に応じ、天敵等の利用による最適な防除手段を講じる総合的な管理システムの普及推進、防除暦の見直しや農薬の適正使用を指導。</p>	<p>モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減</p> <p>コシヒカリBL等の奨励品種採用の促進</p> <p>使用農薬・回数 の削減</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省、都道府県</p> <p>農林水産省 全国農業協同組合 連合会、都道府県</p>
農業機械の稼働面積の拡大	<p>モデル地区を設定して、農業機械の稼働面積の拡大に資する作期分散技術等を導入するとともに、集落内の余剰農機の処分等の取組を併せて推進することにより、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。</p> <p>農業機械の適正導入の推進、担い手への作業集積、経営組織体の前段階としての農作業受委託組織や農業機械の共同利用組織の育成を推進。</p> <p>農業機械の適正導入・効率利用を指導する機械化プランナー(農協職員)を育成。</p>	<p>モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減</p> <p>農業機械の稼働面積の拡大</p> <p>全農協(約800名)</p>	<p>農林水産省</p> <p>都道府県</p> <p>全国農業協同組合 連合会</p>
農業機械の長期利用のための点検整備等の推進	<p>農業機械の長期使用傾向に対応した部品供給体制の整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給年限ガイドラインによる補修用部品の長期安定供給 ・部品供給センターの即納率の維持 	<p>法定耐用年数 + 4年 発注から1~2日中に納品できる</p>	<p>(社)日本農業機械工業会</p>

		農業機械の長期使用のための定期点検・整備の推進。	割合:95%以上の確保	全国農業協同組合連合会 全国農業機械商業協同組合連合会
その他生産コストの縮減				
共同利用施設の利用料金の引下げ	米等の「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の整備に係る計画」に基づき、既存のサイロ等を活用した施設の更新・能力増強による建設コストの縮減や担い手を核とした施設利用体制の整備等に取り組み、共同利用施設の利用料金の引下げを実施。 個別施設毎に毎年の利用改善の状況等を把握・指導。			農業協同組合 農林水産省
施設園芸における省エネ対策の実施等による光熱動力費の縮減	自然エネルギーの活用やエネルギー利用効率を大幅に高める革新技術の導入等を推進。	エネルギー使用量の削減		農林水産省
21 新技術の導入等による労働時間の短縮	土地利用型作物については、大規模経営体に相応しい革新的技術を組み合わせたモデル経営体の育成を通じた、水稻直播栽培や大豆不耕起栽培等の省力化技術の普及を推進。 野菜等園芸作物については、リレー利用を含めた野菜の機械化一貫体系の導入や共同選別の実施、果樹園の基盤整備やわい化栽培、低樹高仕立て栽培、労働時間の長い着色管理作業(玉回し、葉積み等)を大幅に削減できる高着色系品種への転換を推進。	品目横断的経営安定対策の対象経営の1%程度をモデル経営体として育成		農林水産省、都道府県 農林水産省

	畜産については、ほ乳ロボット等新技術の導入等による飼養管理技術の高度化、コントラクター、ヘルパー等のサービス事業者による作業の外部化等を推進。		農林水産省
22 新品種や新技術の導入等による単収の向上、安定化	<p>土地利用型作物については、病害虫の抵抗性等品種の導入や不耕起密植栽培、春まき小麦の根雪前(11月上旬)播種等の新技術の導入を推進。</p> <p>野菜等園芸作物については、多収性品種及び大玉化・高単収栽培技術の実証・普及を推進。また、施設園芸分野においては、「スーパーホルトプロジェクト協議会」を発足させ、民間活力主導の下に産学官が連携して、園芸施設・装置コストの低減と生産力の増加を推進。</p> <p>畜産については、家畜改良を推進し、乳量、増体等の家畜の能力向上を促進。</p>		<p>農林水産省、都道府県、農業団体</p> <p>農林水産省、(社)日本施設園芸協会</p> <p>農林水産省</p>
農林水産省による助言・指導等			
23 農林水産省による助言・指導等	上記の取組につき、関係団体等からの取組状況の自己点検・分析結果の報告(毎年)やブロック会議、意見交換(随時)等を通じて進捗状況をフォローアップするとともに、必要に応じて助言、指導等を実施。		農林水産省

2 経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
経営規模の拡大			
担い手への農地の利用集積の促進	<p>認定農業者の育成・確保と集落営農の組織化・法人化の推進を図るために、担い手育成総合支援協議会による集落内の農地等に関する情報整備や優良農地確保のための監視活動、農地利用調整活動などを支援。</p> <p>農地保有合理化事業の促進を図るために、農地保有合理化法人などを対象とした全国での会議(9ブロック)や研修会(全3回)の開催を支援。</p> <p>インターネットにより農地情報を公開し、地域内外から広範に農地の出し手・受け手を募集できる仕組みを構築。</p> <p>地域合意に基づき、担い手に農地を面的にまとまりのある形で集積するための支援を実施。</p>	平成27年に効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地が、全耕地の7～8割程度とする。またそのうちの7割程度を面的に集積する。	<p>農林水産省</p> <p>全国農地保有合理化協会</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
農地の効率的利用			
企業等の農外からの新規参入の促進	参入を希望する企業等への農地情報の提供等地域と企業等とのマッチングの推進、企業等に対する制度資金の融資などの支援を実施。	参入法人数を、平成22年度末までに現在の3倍増の500法人とする。	農林水産省
新技術の開発による生産コストの縮減			
技術開発による省力化	<p>生産性の高い水田輪作・畑輪作システム、収益性の高い園芸生産システムを確立するための研究開発を実施。</p> <p>・水田輪作体系における不耕起播種技術の開発</p> <p>・馬鈴しょ収穫の効率化に資する土壌管理技術の開発</p> <p>・園芸用施設の低コスト化のための工法の開発 等</p>	独立行政法人等による左記の着実な推進	農林水産省

	病虫害抵抗性品種や省力化のための機械化適性の高い品種の育成		
高性能農業機械の開発・実用化の促進（再掲）	農政の推進方向、現場ニーズ等に即して、産学官連携等により民間企業等の技術等を活かしながら、高性能農業機械を効率的に開発。	高性能農業機械の開発・実用化の促進	農林水産省、生物系特定産業技術研究支援センター

3 卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
卸売市場改革の推進			
卸売市場の再編・合理化	<p>再編措置に取り組むことが必要な中央卸売市場については、具体的な取組内容及び実施時期を平成18年度中に決定したところ(中央卸売市場整備計画に記載)。本決定を踏まえ、再編措置に取り組む中央卸市場は措置を実施。</p> <p>産地の大型化等に伴う「転送」の増加を踏まえ、地方及び大都市周辺の卸売市場の連携による最適な物流システムの確立に向けた実証試験等を実施。</p>	<p>再編措置に取り組む市場(9市場(22年度末まで))</p> <p>新たに共同集荷に参加する市場数(115市場(20年度まで))</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
商物分離によるダイレクト物流の促進	<p>平成16年の卸売市場法の改正により、流通の効率化を図る観点から、インターネット等を活用した電子商取引を行う場合、物品を市場に搬入して取引しなければならない商物一致規制が緩和されたところ。</p> <p>本改正を踏まえ、モデル地区における電子商取引システムの開発、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果の実証等を実施。</p>	<p>商物分離電子商取引導入中央卸売市場の拡大 3%(18年度) 40~50%(22年度)</p>	<p>農林水産省</p>
卸売手数料の弾力化、買付集荷の自由化	<p>平成16年の卸売市場法の改正により、開設者の裁量により機能・サービスに見合った卸売手数料を徴収することが可能とされるとともに(平成21年度施行)、委託集荷の原則が廃止され、消費者の動向に的確に対応した商品の計画的かつ効率的な集荷が可能となったところ。</p> <p>本改正を踏まえ、第8次卸売市場整備基本方針(目標年度:平成22年度)に基づき、「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換等を図るため、関係者による取組状況や先進事例等の把握、周知を実施。</p>	<p>先進的取組の普及拡大(約20件/年)(共通)</p>	<p>農林水産省</p>
卸売市場管理運営への民間	卸売市場の管理運営について、	先進的取組の普	農林水産省

活力の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入や民間委託等により管理業務のアウトソーシングを推進 ・移転新設や大規模増改築等に係る施設整備については原則としてPFI事業を活用により、民間活力の導入を促進。 	及拡大(約20件/年)(共通)	
物流の効率化			
通い容器の普及	通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。	通い容器の本格的な普及 (17年の普及率3.1%)	農林水産省
電子タグやEDIの導入などIT技術の活用	<p>検品等の物流プロセスに電子タグを導入し、電子化された取引情報の活用と相まって物流作業の効率化を図るため、卸売市場を中心とする生鮮食品流通に電子タグを導入した作業体系について、産地・卸売市場・小売の各流通段階における実証実験を実施。本実証実験を通じ、電子タグ活用の作業体系を確立・普及し、これを導入した市場における物流作業コストを削減。</p> <p>関係省庁と連携しつつ、次世代EDIの普及に向けた標準化等の取組を推進</p>	<p>電子タグを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減</p> <p>電子商取引を実施する食品流通業者等の割合(31.8%(18年度)50.0%(23年度))</p>	農林水産省 農林水産省
低廉な輸送手段の活用	生鮮食品輸送のモーダルシフト(トラックから鉄道等への転換)促進に向け、ロット(コンテナ積載容量)や帰り荷の確保といった課題を克服するための方策の検討、具体的な効果等の検証を実施。	生鮮食品の輸送における鉄道等の利用の普及	農林水産省
配送の共同化、都市内物流の効率化	先進事例等の収集、食品関連事業者への情報提供等による事業者の主体的な取組の支援等により、関係省庁	食品関連事業者による取組の拡	農林水産省

	と連携しつつ、配送の共同化等の都市内物流の効率化を推進。	大	
物流拠点の再編	高速道路、空港、港湾等の周辺といった立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を図るため、関係省庁と連携しつつ、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画の策定について食品流通関係事業者等への普及・啓発を行い、物流拠点の再編を促進。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定件数(農林水産省、経済産業省、国土交通省の合計)110件(21年)	農林水産省
食品小売業の低コストモデルの普及定着	食品小売業において、適正仕入れ等を実現するコスト低減のビジネスモデルの実証・普及、消費者への商品情報伝達機能の強化を推進。	コスト削減ビジネスモデルの提示(30件(23年度まで))	農林水産省
強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備対策)の配分にあたって、物流の効率化に資する取組の状況を反映。			
集出荷コストの縮減			
共同利用施設の利用料金の引下げ等(再掲)	米等の「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の整備に係る計画」に基づき、既存のサイロ等を活用した施設の更新・能力増強による建設コストの縮減や担い手を核とした施設利用体制の整備等に取り組み、共同利用施設の利用料金の引下げを実施。 個別施設毎に毎年の利用改善の状況等を把握・指導。	利用率向上等による利用料金の引下げ	農業協同組合 農林水産省
段ボールの茶色箱化等による低コスト化	段ボールに占める茶色箱(従来比 5 ~ 7%)の普及割合を拡大。 段ボール原紙に占める低コスト原紙(従来比 1 ~ 5%)の普及割合を拡大。	53%(16年) 60%(22年) 35%(16年) 80%(22年)	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会

	関係団体等の取組のフォローアップと助言・指導を通じた着実な実施を推進。		農林水産省
通い容器の普及（再掲）	通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。	通い容器の本格的な普及 (17年の普及率3.1%)	農林水産省
実需者のニーズに応じた規格等での野菜の調製・出荷による低コスト化	実需者が希望する品質・規格・荷姿による出荷が可能な契約取引を推進するため、産地と実需者等との情報交換の場の設置や農協・農業団体向けに品目別・用途別コストダウンに係るパンレットを作成・配布。	契約取引の推進	農林水産省
	委託販売中心の生産・出荷体制から脱却し、多様な供給先を開拓するとともに、供給先の要望等に対して柔軟かつ機動的に対応できる生産・出荷体制を整備。	生産・出荷体制の整備	農業協同組合
集出荷施設の統廃合等	社会経済情勢の変化等により稼働率が低い既存の集出荷施設を統廃合し、大規模集出荷施設に集約させることを誘導。	集出荷施設の統廃合等の誘導	農林水産省
	「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づいて、集送乳関連施設や食肉処理施設の再編整備を推進。	集送乳関連施設及び食肉処理施設の再編整備の推進	農林水産省
多様な流通チャネルの形成			
食と農の連携強化を通じた食料供給コストの縮減	食品産業と農業の連携の強化による消費者、実需者ニーズへの的確な対応を図るため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進、地域農水産物のブランド化等の推進等を実施。	食品生産製造等提携事業計画の認定件数300件 (19年度～23年度)	農林水産省
	青果ネットカタログ「SEICA」の普及 全国の生産者が生産出荷情報をHPに登録し、実需者、	情報登録数の拡大(5,688(18年4	農林水産省

	<p>消費者に提供する青果ネットカタログ「SEICA」()について、システムの充実や活用方法等の積極的なPRを推進し、一層の情報登録、利用の普及を推進。</p> <p>(財)食品流通構造改善促進機構、(独)農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所が開発・運営。</p>	月) 15,000(24年度))	
<p>地産地消の推進を通じた食料供給コストの縮減</p>	<p>生産者と消費者の顔の見える関係を構築するため、地産地消推進行動計画に基づく地域における地産地消の実践的な計画の策定の推進等の取組を通じて、地場農産物を提供する直売所や量販店への地場農産物コーナーの設置、学校給食・観光施設等での使用を拡大。</p>	<p>地域における地産地消の実践的な計画の策定 900地区(平成19年度末まで)</p>	農林水産省

4 加工食品の製造・流通、外食段階における食料供給コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
安定的な原料調達、共同購入等による生産性向上			
食と農の連携強化を通じた食料供給コストの縮減(再掲)	食品産業と農業の連携の強化による消費者、実需者ニーズへの的確な対応を図るため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進等を実施。	生産者、食品産業事業者による取組の拡大	農林水産省
製造工場の再編合理化、設備の近代化等による生産性向上等			
製造工場の再編合理化、近代化等を通じた生産性向上等	製造工場の再編合理化や経営革新等に向けた食品企業が行う施設整備等を支援。	施設整備等の円滑な実施	農林水産省
IT化等を通じた物流効率化による流通コストの縮減			
EDIの導入などIT技術の活用(再掲)	関係省庁と連携しつつ、次世代EDIの普及に向けた標準化等の取組を推進	電子商取引を実施する食品流通業者等の割合 (31.8%(18年度) 50.0%(23年度))	農林水産省
通い容器の標準化	食品関連事業者が取り組む通い容器の標準化の取組に参加。	通い容器の標準化	農林水産省
配送の共同化、都市内物流の効率化(再掲)	先進事例等の収集、食品関連事業者への情報提供等による事業者の主体的な取組の支援等により、関係省庁と連携しつつ、配送の共同化等の都市内物流の効率化を推進。	食品関連事業者による取組の拡大	農林水産省
低廉な輸送手段の活用	関係省庁と連携しつつ、加工食品輸送のモーダルシフト(トラックから鉄道等への転換)を促進。	加工食品の輸送における鉄道等の利用の普及	農林水産省

<p>物流拠点の再編(再掲)</p>	<p>高速道路、空港、港湾等の周辺といった立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を図るため、関係省庁と連携しつつ、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画の策定について食品流通関係事業者等への普及・啓発を行い、物流拠点の再編を促進。</p>	<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定件数(農林水産省、経済産業省、国土交通省の合計)110件(21年)</p>	<p>農林水産省</p>
--------------------	---	--	--------------

5 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
消費者ニーズへの対応			
消費者が求める規格外品等の供給拡大	<p>農産物の生鮮販売や加工・業務用途におけるニーズに適合した規格での出荷・流通の推進、食と農の連携の強化等を促進するため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進等を実施。</p> <p>消費者が求める地域内で生産された農産物の販売拡大を促進するため、地産地消推進行動計画に基づく地域における地産地消の実践的な計画の策定を進め、地場農産物を提供する直売所や量販店への地場農産物コーナーの設置、学校給食・観光施設等での使用等を拡大。</p>	<p>生産者、食品産業事業者による取組の拡大</p> <p>地域における地産地消の実践的な計画の策定 900地区(平成19年度末まで)</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
消費者に対する啓発普及等	<p>消費者等に対する普及・啓発の実施、消費者への的確な情報提供、消費者・食品関連事業者・生産者間のコミュニケーションの充実、地産地消、食農連携、直接販売の取組を強化することにより食品ロスの低減、商品化率の向上等を図るほか、簡易包装化等の取組により食料供給コストの増加を抑制。</p>		農林水産省
環境問題への関心の高まりへの対応			
食品ロスの発生抑制、処理コストの削減	<p>卸売市場における低温卸売場の整備を通じたコールドチェーンの構築による食品ロスの発生抑制の取組を推進。</p> <p>平成18年度が、食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率向上の取組の目標年度であることを踏まえ、目標</p>	<p>中央卸売市場における低温卸売場の整備率 9.1%(16年度) 11.1%(21年度)</p> <p>我が国全体の食品循環資源の再</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

	<p>未達成業者の多い小売業、外食産業を中心に食品関連事業者等への普及啓発を実施。</p> <p>経済的な食品リサイクルを目指す地域のモデル的な取組への支援。特に小規模事業者における新たなリサイクルのビジネスモデルを提示することにより、取組の普及を図る。</p>	<p>生利用等実施率 :45%(16年度) 52%(18年度)</p> <p>現在のリサイクルコストを10%削減 現在の焼却処理委託コストと比較した負担増150%以内</p>	農林水産省
<p>容器包装廃棄物の減量化、通い容器への転換による段ボールの使用削減の促進</p>	<p>容器包装リサイクル法の改正に伴い、食品関連事業者の容器包装の過剰な使用の抑制などの促進等を内容とする政省令の改正を本年度中に行い、19年度から23年度までの5年間にレジ袋等の1割削減を果たすため、食品関連事業者に対し、改正内容の普及啓発を実施。</p> <p>通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。</p>	<p>食品関連事業者(小売業者)における排出抑制の取組の拡大 18年度中に規定を整備し、23年度までに1割削減</p> <p>通い容器の本格的な普及 (17年の普及率3.1%)</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

6 農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
生産資材コストの縮減			
<p>生産資材の大口割引の割引率の拡大など全農による担い手への生産資材の価格還元</p>	<p>大口割引率の拡大、大口ロット条件の向上など、担い手向け価格条件と大型規格商品について次の施策を中心に拡充。</p> <p>肥料農薬の既存大口設定奨励措置(割引率等)の拡大 新規対象品目(営農用燃料等)の選定と価格条件、奨励措置の設定 輸入高度化成肥料の港湾・倉庫等からの直行条件、自己取り条件の充実 農薬大型規格商品の拡大</p> <p>担い手向け輸入農機、独自型式農機の取扱 なお、18年度から前倒しができるものは、前倒して実施。</p> <p>各都道府県ごとに担い手対応強化施策を策定。 担い手に出向く営農指導体制の整備、農協営農経済渉外担当者の設置拡大などを実施。</p>	<p>事業規模を現行の10億円強/年相当を19年度からの5年間で120～160億円相当へ</p> <p>(現行17品目を20年度40品目)</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p> <p>全国農業協同組合中央会、農業協同組合</p>
<p>高度化成肥料、BB肥料、農薬大型規格品、低コスト支援農機の普及拡大</p>	<p>生産資材コスト低減推進本部を設立し、これまでの取組を総括した上で、「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定。</p> <p>「生産資材コスト低減チャレンジプラン」21年度の到達目標の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全農の取扱高度化成肥料に占める輸入高度化成肥料の普及率 ・全農の取扱高度複合肥料に占めるBB肥料の割合 	<p>36%(16肥料年度) 43%(21肥料年度)</p> <p>25%(16肥料年度) 28%(21肥料年度)</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>

	<p>・全農の農薬大型規格品の品目数</p> <p>・低コスト支援農機の導入率</p> <p>県別プランの策定と推進。</p> <p>農協版の生産コスト低減プランを作成し、具体的取組を推進。</p>	<p>17品目(16農薬年度) 40品目(21農薬年度)</p> <p>62%(16年度) 72%(21年度)</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p> <p>農業協同組合</p>
肥料農薬等の生産資材について、全農の手数料を引下げ	<p>肥料農薬等の生産資材について、次の手順で手数料の引下げを行うとともに、全国・県本部の手数料を一本化。(19年度から)</p> <p>生産資材コスト低減推進本部を設立し、これまでの取組を総括した上で、新たに「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定</p> <p>県別・農協別プランの策定と推進</p> <p>手数料の実態調査と引下げの検討</p>	<p>16年度手数料290億円を基準として、18年度18億円削減、19年度累計27億円削減、20年度以降累計36億円削減</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
配合飼料の製造の合理化等	<p>地域ブロック別飼料会社の更なる広域化、工場の統廃合等の合理化を推進。(飼料会社1社当たりの供給量を拡大)</p>	<p>6社 3社(21年)</p> <p>〔地域飼料会社の広域合併を推進し、飼料会社1社当たりの供給量200万トン以上を目指す。〕</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
肥料農薬などについて、農協グループを通じた物流コスト削減	<p>肥料農薬などについて、次の手順で広域物流成功事例を普及し、農協グループを通じた物流コストを削減。</p> <p>県域マスタープランに基づく農協への推進</p> <p>広域物流実施農協の拡大(年間計画の策定と4半期</p>	<p>16年度推定1,200億円を17年度92億円削減、20年度160億円</p>	<p>全国農業協同組合連合会・農業協同組合・農業協同組合中央会</p>

	ごとの進捗管理) 農協物流コスト削減目標・行動計画の策定と進捗管理	削減	
農産物流通コストの低減			
米穀の流通コストの削減	<p>【流通コストの削減】 米穀の流通コストを削減。 各県の共計費用・流通コストの実態調査 県ごとに各費用項目の削減目標の設定・公表 削減目標として、現行600円程度 / 60 kgの販売対策 費の18年産からの廃止と運賃の徹底した削減</p> <p>市場連動型の運賃とその決定の透明性を確保する仕組みを導入し、農産物の物流コストを削減。(18年度から)</p> <p>【手数料の見直し】 全農と経済連が統合した府県では農協ごとの米穀手数料設定基準を全国一本化し、平均水準の10%削減と稲作所得基盤確保対策等の事務手数料(現行30円程度/60kg)の廃止(19年度から)。</p>	米穀の現行60kgあたり3,000円程度の流通コストを、2,000円以内の可能な限り低い水準に削減。(20年産までに)	<p>全国農業協同組合 連合会</p> <p>全国農業協同組合 連合会</p> <p>全国農業協同組合 連合会</p>
農林水産省による指導等			
農林水産省による指導等	<p>全農に対しては、業務改善命令(17年10月13日)において、「改善計画」(17年12月8日策定)の実行を求めているところであり、同命令に基づき「改善計画」の進捗状況を監視し、その実行が担保されるよう指導。 また、全中等による農協の経済事業改革の指導など、農協系統自らが行う農協の経済事業改革を促進。</p>		農林水産省

7 水産物の食料供給コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
漁業生産資材費の低減			
<p>漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化</p>	<p>漁船、漁具、燃油等の漁業生産資材費を低減させるため、漁協システムを始めとする関係者による漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化に向けた行動計画の策定及び公表を促す。</p> <p>漁業経営に影響を与える燃油価格の高騰に対応し、流通の効率化により、燃油供給コストを縮減する。</p>	<p>漁協システム団体における購買事業の改革・合理化のための行動計画の策定を促進(19年度)。 行動計画の進捗状況を把握の上、適切な実施を促進(20年度以降)</p> <p>燃油供給コストの縮減</p>	<p>農林水産省、全国漁業協同組合連合会、都道府県漁業協同組合連合会等</p> <p>農林水産省、全国漁業協同組合連合会、都道府県漁業協同組合等、石油元売業者</p>
<p>技術開発等による生産コストの縮減</p>	<p>漁業経営に影響を与える燃油価格の高騰に対応し、省エネルギーや省人・省力化による漁業の合理化を促進する。</p> <p>地域・グループごとに官民連携のプロジェクトを立ち上げ、収益性向上に繋がる新操業体制への転換、リース事業による漁船更新の促進、低コスト生産への転換に資する漁船・船団構成のスリム化・合理化の促進を集中的に実施する。</p>	<p>漁業経営コストの縮減</p> <p>23年度までに50件以上のプロジェクトを実施</p>	<p>農林水産省、(独)水産総合研究センター</p> <p>農林水産省、漁業協同組合等</p>
水産物流通コストの縮減			

<p>流通拠点の整備</p>	<p>「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」(水産庁長官通達)について、産地市場と消費地市場の垂直統合等多様な取組の必要性、買参権の開放の重要性を追加し、地域や取引魚種の特性に応じた産地市場の再編を進める。</p> <p>産地市場の開設者又は卸売業者が、市場統廃合かつ買参権開放に取り組むための産地取引の実証試験、電子商取引システムの開発等の条件整備を行う場合に支援を行う。</p> <p>相当程度の取扱量・金額規模の産地市場を有する地域を対象として、高度な衛生管理に対応した流通施設の整備を重点的に実施。</p> <p>水産業協同組合が、統廃合市場かつ買参権開放市場で、自ら買参権を持って水産物を買取り、販売する場合に、重点的に水産物の保管・出荷経費の支援を行う。</p>	<p>18年度に815の水産物産地市場を22年度までに500に統合</p> <p>21年度までに全国で概ね10地域を対象に産地市場統廃合を伴うコスト削減の実証試験を実施</p> <p>21年度までに漁業者団体等と最終実需者との直接取引に対する支援を全国で概ね20地域を対象に実施</p>	<p>農林水産省、都道府県</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
<p>多様な流通経路の構築</p>	<p>地域の水産物を活用した新商品の開発・サービスの提供や、新たな流通経路の構築を支援する。</p> <p>需要者との間で、予め規格、価格を設定するなど安定的な取引を行う水産業協同組合に対し、水産物の保管・出荷経費を支援する。</p>	<p>21年度までに全国で概ね10地域を対象に新たなビジネスモデルの実証試験を実施</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

食料供給コスト縮減アクションプラン 用語解説集

〔用語解説集〕

(五十音順)

あ

「委託集荷の原則」

改正前の卸売市場法においては、卸売業者が自由に買付による集荷をできることとした場合、卸売業者が需給調整を行うおそれや、卸売業者がリスクを取ることで卸売業者の財務に悪影響を及ぼすおそれがあることから、卸売業者は、委託者から販売の委託を受けた物品の販売を行うことを原則とし、自己の計算において卸売（買付集荷）をしてはならないとする委託集荷の原則が設けられていた。

この委託集荷原則については、産地・量販店の大型化や輸入の増大に対応した生鮮食料品等の生産・流通を通じた効率化が求められている中で、平成16年の卸売市場法改正で、かかる規制を廃止したところである。

「EDI」

Electronic Data Interchange（電子データ交換）の略。取引に関する情報の交換を通信回線を介して電子的に行うこと。EDIにより、従来電話やFAXが主流であった受発注や請求、納品など取引に伴う情報交換・処理業務を効率化・省力化できる。

「稲作所得基盤確保対策」

需要に応じた米づくりを行うための生産者又は生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者の抛出と国の交付金により造成した資金を用いて、米価下落の度合いに応じ一定額を補てんする生産調整のメリット措置のこと（平成16年産から平成18年産を対象として実施）。

「大型包装農薬」

大型包装することにより、小分け包装に係る費用を低減した農薬のこと。

「OEM」(Original Equipment Manufacturer)

相手先（委託先）ブランドで販売される、製品の委託生産方式のこと。

「卸売市場の再編・合理化」

卸売市場の機能強化を図るため、集荷力が減少し価格形成等の機能が低下している中央卸売市場について、市場運営の広域化、地方卸売市場への転換、他の卸売市場との統合・連携等の再編措置のいずれかに取り組むというもの。平成16年6月の卸売市場法改正に基づき、第8次卸売市場整備基本方針において中央卸売市場の再編に係る指標を掲げ、これに該当する11市場が再編措置に取り組むこととしている。

「卸売手数料の弾力化」

卸売手数料とは、卸売業者が委託者（出荷者）から販売の委託を受けた物品について、販売終了後、委託者から収受する報酬のことをいい、その率は全国一律的に卸

売市場の開設者（地方公共団体）が定めることとなっていた。しかし、規制緩和や市場の活性化の観点から、平成16年の卸売市場法改正において、開設者の裁量により卸売業者が機能・サービスに見合った手数料を弾力的に徴収できるよう措置した。なお、卸売手数料の弾力化には5年間の準備期間が設けられており、その施行は平成21年4月からである。

か

「買受人の新規参入」

買受人として産地市場に参入するためには、買参権を有することが必要となる。買参権とは、水産物産地市場の場合、生産者が市場に水揚げした魚介類を、卸売人を通じて購入する権利のことであり、一定の資格（法令資格、実績、保証金など）を有することにより、市場開設者から買参権を取得することができる。

多くの産地市場では、買受人の新規参入が必要以上に制限され、十分な数の買受人がないため、公正な価格形成と水産物の安定供給に支障をきたしているとの指摘がある。制度上は、開設者の権限により買受人の新規参入は可能となっているが、競争激化を嫌う既存業者の反発に配慮し、権限を行使できないとの声がある。

「改正卸売市場法」

最近における卸売市場をめぐる環境の変化に対応して、生産・消費両サイドの期待に応えられる「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換が図られるよう、卸売市場法が改正され、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置が講じられた。平成16年6月3日成立、同年6月9日公布・施行。

「通い容器」

段ボール箱に代わって青果物等の流通に使用される外装容器のこと。主としてプラスチック製で、繰り返し使えることが最大のメリットであるほか、組み立て時間の短縮等により作業効率の向上が可能となる。また、通気性の良さから予冷効果が高く鮮度・品質保持等に優れている。

「供給年限ガイドライン」

（社）日本農業機械工業会が設けている、農業機械の補修用部品に関する申し合わせのこと。生産中止後、法定耐用年数プラス2年（主要農業機械にあっては法定耐用年数プラス4年を供給年限）とし、補修用部品の長期的かつ安定的な供給確保を推進。

「軽量除草剤」

有効成分の量は従来と同じであるが、有効成分を拡散させる技術を利用し増量剤を減らした除草剤のこと。輸送コストの低減を図るとともに、利用現場での労力低減が可能。現在、水稻除草剤で開発済み。

「県域マスタープラン」

農協系統の県域の拠点型事業（物流、農業機械、ガソリンスタンド、Aコープ

(生活店舗)の再編のために、「拠点の再編計画」、「収支計画」、「要員計画」を織り込んだ基本計画のこと。

「港湾等からの直行価格」

肥料を港湾・倉庫等から農家へ直接配送することにより、多段階輸送に比べ運賃や倉庫保管料等が削減できることから、安く設定した価格(従来比 10～15%)

「米等の大規模乾燥調製貯蔵施設」

米麦等の穀物は、収穫後、乾燥、選別、もみすり(もみ殻を除くこと)を行って出荷するが、この乾燥調整作業を共同で、効率的に行うための大規模な施設のこと。なお、貯蔵機能を有するものをントリーエレベーターという。

「コールドチェーン」

生産段階から消費段階まで所定の低温に保ちながら生鮮食料品等の流通を図る低温流通機構のこと。

さ

「作期分散技術」

特定の品種(コシヒカリ等)に作付等が集中すると、収穫等の作業が一時期に集中し、収量や品質が低下する問題が発生する。例えば水稻の移植栽培と直播栽培(生育が1、2週間遅れる)とを組み合わせることによって、同じ品種であっても収穫期等を分散させる効果を有する技術をいう。

「指定管理者制度」

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものである。具体的には、同法の規定において、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例に定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と新たに定められたことにより、これまで委託先が公共的団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者を含めた幅広い団体にも委ねることができるようになった。

「ジェネリック農薬」

特許切れ農薬のこと。特許取得品(先行品)が登録を受けて15年以上経過しているものについて、人畜等に対する毒性等が同等であることが証明できる場合には、毒性試験等の一部を省略し、農薬登録申請が可能である。

「食と農の連携強化」

加工・外食向けの農産物需要が今後とも増大することが見込まれる中で、食品産業によって国産農産物が選択されるよう、食品産業と農業を結びつけるコーディネー

ターの育成・確保や加工・外食用需要に対応した産地サイドの取組の推進を図ること。

「食品リサイクル法に基づく再生利用等」

食品リサイクル法においては、本法に基づき推進すべき再生利用の内容を以下のように定めている。

自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料、油脂・油脂製品及びメタンの原材料として利用すること。

食品循環資源を肥料、飼料、油脂・油脂製品及びメタンの原材料として利用するために譲渡すること。

食品循環資源とは、食品廃棄物等のうち有用なもの。

「食品リサイクル・ループ」

食品の資源循環の環のことであり、食品関連事業者が自社の食品廃棄物を肥飼料にリサイクルし、この肥飼料を用いて生産した農畜産物を自社で利用する取組のこと。

「水産基本計画」

水産基本法に基づいて、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画で、情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。

平成14年3月に定められた計画には、今後10年程度を見通して、水産物の自給率の目標や政府が講ずべき施策などが定められ、平成19年3月に見直しが行われた。

「水田輪作体系における不耕起播種技術」

稲・麦・大豆を組み合わせた水田輪作体系において、全く耕起（田や畑を耕すこと）せずに播種する栽培法のこと、作業が省力化できる。

「水田輪作・畑輪作システム」

米の生産調整への対応や、同一の作物を連続して作付けることによる連作障害の回避等の観点から、水田及び畑地では、複数の作物を組み合わせた作付けを行うことが一般化している。このように、複数作物を計画的に作付けるシステムを水田輪作システム又は畑輪作システムと言い、代表的なものとして、水田輪作システムでは、稲・麦・大豆の組み合わせ、北海道の畑輪作システムでは、麦・豆類・てん菜・馬鈴しょの組み合わせがある。

「水稻直播栽培」

水稻の育苗・田植えを行わずに種もみを直接ほ場に播種する技術であり、我が国の冷涼湿潤な気象条件下では出芽が安定せず、また、台風によって倒伏被害を受けやすい等の理由から普及（1%）が進んでいない。しかしながら、春作業を大幅に省力できるほか、通常の移植栽培に比べて収穫期が遅れるため作業の分散が可能となるなど、メリットも大きいことから、担い手の規模拡大技術として有望。

「スーパーホルトプロジェクト協議会」

(社)日本施設園芸協会と(独)野菜茶業研究所が中心となり設立した、産官学連携の下、施設園芸分野の技術革新の実施に向けた協議会のこと。消費者には安くて美味しい野菜を提供し、生産農家には高い年間所得をもたらす、施設園芸が他産業に負けない労働生産性・収益性の確保を目標としている。

「生産資材コスト低減チャレンジプラン」

全農の経済事業改革の一貫として、「生産者・組合員の手取りの最大化」と「生産者・組合員に信頼される価格の確立」を実現するために、平成21年度末までの向こう5年間の生産資材費低減のための行動計画のこと(平成17年12月策定)。

「総合効率化計画」

効率的で環境負荷の小さい物流を実現するため、食品流通業者等が「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づき、高速道路のインターチェンジの周辺等に立地した効率の良い倉庫や卸売市場等の流通業務施設を活用し、流通業務の運営に要するコストや時間、要員、燃料等の低減を図る取組のこと。主務大臣の認定により、税制の特例や資金確保の特例などが付与される。

た

「大豆不耕起栽培」

全く耕地(田や畑を耕すこと)せずに大豆を播種する栽培法のこと。播種作業が集中する春作業が軽減され、担い手の規模拡大等を容易にすることが可能。

「ダイレクト物流(商物分離電子商取引)」

生鮮食料品は品質・規格が一定でないため、市場においてその品質を確認した上で取引を行うことが必要であることから、市場内に現物を搬入して卸売をすることを原則としている。一方、情報技術の発達等により、生鮮食料品流通においてもインターネット等を活用した受発注システムが設けられ、たまねぎ、馬鈴しょ等の比較的規格性のある物品については、現物を見なくても電子情報をやり取りすることで適切な価格形成が可能であることから、平成16年の卸売市場法改正において、卸売市場の取引形態の一つとして、インターネット等を活用した電子商取引(受発注等)を行う場合には、商品が市場に搬入されることなく、生産地から小売業者等へ直接配送(ダイレクト物流)することが認められた。

「段ボールの茶色箱化」

白色やカラーの紙(原紙)を使った段ボール箱から、原紙の地色である茶色をそのまま活かした段ボール箱へ切り替えること。美粧化の抑制により5~7%のコスト削減効果が見込まれる。

「地産地消」

地域で生産されたものをその地域で消費すること。食料・農業・農村基本計画の中では、「地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機

会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図る」と位置付けられている。

「地産地消推進行動計画」

農林水産省では、的確な工程管理を行いつつ地産地消の全国展開を図るため、省内関係各課が取り組むべき推進施策をとりまとめた「地産地消推進行動計画」を毎年度策定している。

「着色管理作業」

りんごやももなど、陽光面が着色する果実において、果実の外観品質（見た目の色など）を向上させるため、果実への光を遮る葉を摘みとったり、果実の向きを変えて着色を促進する作業のこと。

「低コスト支援農機」

基本性能を確保しつつ機能の特化等により従来機に比べ1割程度低価格な農業機械のこと。

「低コスト耐候性ハウス」

一般的に普及している鉄骨補強パイプハウス（簡易なパイプハウスを補強したもの）は、台風等の災害に弱い。そこで、基礎部分や接合部分を補強・改良し、台風に強い鉄骨ハウスと同等の強度を備え、かつ、高価な鉄骨ハウスに対し、3割程度安価なハウスのこと。

「低樹高仕立て栽培」

木の枝振りを整え、樹高を低く仕立てる栽培法のこと。樹高が低いため作業が軽労・省力化、水平に広がる樹形のため結実が多く高単収、成木化が早いため早期多収等の利点がある。

「電子タグ」

電子タグは、電波や磁気を通じて情報を読み書きするものであり、データを電子的に格納するためのICチップと、データを無線波により送受信するためのアンテナから構成される。物流プロセスに電子タグを導入することにより、検品等の作業の効率化が期待されている。

「独自型式農機」

国内メーカーが大量生産している農業機械をベースに、担い手が必要とする絞り込んだ仕様を限定付加することにより、価格低減を図った農協系統独自の農業機械のこと。

「土壌診断に基づく適正施肥」

過剰な肥料を散布しないよう、土壌の状態を測定・診断することにより得られた

情報を元に、作物の生育に必要な成分量の施肥を行うこと。

な

「担い手育成総合支援協議会」

認定農業者をはじめとする地域農業の担い手の育成・確保を図ることを目的に、全国、都道府県、地域の各段階において、関係する農業団体、地方公共団体等で構成される組織のこと。平成18年8月15日現在、全国段階で1、都道府県段階で47、地域段階で982組織が設立されており、担い手に対する支援活動を総合的に展開している。

「担い手への農地の利用集積」

国内農業の構造改革を図るため、地域の農業を担う農業経営に対して、「所有」、「借入」、「農作業受託」の形態により農地を集めて、その経営規模の拡大を図ること。

「農業機械の計画注文による割引制度」

農業機械の需要期の3ヶ月以前に注文することにより、計画的な生産及び流通在庫の軽減等が図られることから、一定の割引を行う、系統の購買制度のこと。

「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」

農業協同組合による独占禁止法違反を未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てるため、公正取引委員会が作成した独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するおそれのある農業協同組合の行為を示したガイドライン。(平成19年4月18日公表)

「農地保有合理化事業」

農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、公的な機関である農地保有合理化法人が農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業等のこと。

は

「バラ・フレコン輸送」

肥料は通常20kg袋包装で輸送されるが、一切包装せずにそのまま輸送したり、フレキシブルコンテナバッグ(反復使用できる1tや500kg等を単位とした袋状のもの)により輸送する形態のこと。

「馬鈴しょ収穫の効率化に資する土壌管理技術」

畑地の畝(うね)部分には馬鈴しょの生育に適した柔らかい土を、畝間部分にはそれ以外の土(石れき)を仕分け、植え付けと同時に培土する技術で、スコットランドより導入されたもの。これにより、石れき等による打撲の少ない高品質の馬鈴しょが生産できるとともに、収穫時に馬鈴しょと同時に掘り上げられる石れきの選別・除去作業量が大幅に低減し、作業効率が向上する。

「汎用型・高能率化等高性能農業機械」

1台で複数作物の作業を行える農業機械（稲、麦、大豆、そば等の収穫が行える大型汎用コンバイン等）や、従来の作業体系に比べ作業効率を向上できる農業機械（手収穫から機械収穫とすることで労働時間縮減が図れるねぎ収穫機等）のこと。こういった農業機械の開発・実用化を進めることによって、各作物毎に機械を所有する必要がなくなったり、著しく作業効率が向上し、農機具費や労働費を低減できる。

「PFI事業」

「PFI (Private Finance Initiative)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。我が国では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が平成11年7月に制定され、平成12年3月にPFIの理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が策定され、PFI事業の枠組みが設けられている。卸売市場関連では、神戸市中央卸売市場本場の再整備に同手法が取り入れられている。

「BB肥料」

窒素・りん酸・加里の単肥等を単純に混合した肥料のこと。

「病害虫抵抗性品種」

病害虫に抵抗性を有する品種のこと。例えば、稲作に甚大な被害をもたらす「いもち病」等に抵抗性を有する新品種に転換することにより、農薬の使用量を削減することができる。

「肥料農薬の既存大口設定奨励措置」

担い手農家対策の一環として、肥料・農薬の利用額に応じた奨励金の支出を行うなど、大口利用者に対して奨励措置を講じている農協への全農の支援措置のこと。

「品目横断的経営安定対策」

農業の構造改革を加速化するため、これまで全ての農家を対象に品目別に講じてきた価格対策を見直し、一定の経営規模等の要件を満たす担い手に対象を限定し、その経営の安定を図るため、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための補てん及び収入の減少の影響を緩和するための補てんを行う対策のこと。

「防除暦」

農協等が病害虫の過去の発生状況から、該当病害虫に対する防除に注意を要する時期と、地域の使用にあった防除農薬がわかるように作成した暦のこと。

ま

「前浜」

水産関係者の間では、目の前の海という意味で使用されている。前浜の水産物とは、海外からの輸入や他の地域で漁獲されたものではなく、地元の海で漁獲されたものを指す。

や

「野菜の機械化一貫体系」

野菜づくりにおいて、播種、定植から収穫までの主要作業を農業機械で行う作業体系のこと。労働時間の短縮により生産コストを低減することができる。

「輸入高度化成肥料」

窒素、りん酸、加里の成分合計含有量が30%以上となるように製造された肥料で、ヨルダン等から輸入されたもの。

ら

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づいて策定する、酪農及び肉用牛生産の振興を行っていく上でのマスタープランのこと。概ね5年ごとに見直すこととされており、10年後における望ましい畜産の姿の実現に向けた課題と対応方向を示すもの。

わ

「わい化栽培」

樹形を小さく維持する栽培法のこと。樹高が低いため作業が軽労・省力化、樹形が小さく栽植密度が高いことによる単収の向上、生長が早いため早期多収等の利点がある。

参考2

食料供給コスト縮減アクションプラン

資料集

1 国内農業の体質強化に向けた食料供給コストの縮減

(プラン1頁)

食料・農業を取り巻く世界の状況

世界的な人口増加や途上国を中心とした経済発展に伴う食料需要の増加のほか、世界の中長期的な食料需給には以下のような多くの不安定要因が存在。

水資源の不足

- ・安全な飲用水を確保できない人々が世界に11億人存在
- ・大幅な人口の増加に伴い、農業用水、工業用水、生活用水とも使用量の増加が見込まれている

[WHO/unicef (2004年)報告、世界気象機関(1996年)]

砂漠化の進行

- ・年間で500万ha以上の農地が砂漠化
(1分間に9.5ha、東京ドームのグラウンド7個分)
- ・その他、放牧地でも多くの面積が砂漠化

[UNEP (国連環境計画) 報告(1991年)]

地球温暖化の進行

- ・世界の平均気温は過去100年間で0.74 上昇
- ・21世紀末の平均気温は1.1 ~6.4 上昇すると見込まれている
- ・平均気温が3 以上上昇すれば食料生産は減少すると見込まれる

[IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 第4次報告書(2007年)]

食料とエネルギーの競合

- ・ブラジル: ガソリンにエタノールを20 ~ 25%の間で混合することを義務づけ
 - ・米国: 2005包括エネルギー政策法により再生可能燃料の使用量を2012年までに年間75億ガロンまでに拡大
 - ・EU: 2020年までに運輸燃料の10%をバイオ燃料にするという義務目標に合意
- 等、石油代替燃料向けの農産物需要の増大が見込まれる

54

農業の構造改革

農地の利用集積

担い手の育成・確保

食料供給コストの縮減

流通コスト改革

低価格資材の供給と効率利用等の推進

規模拡大による効率化・技術開発による省力化

国内農業の体質強化

消費者ニーズに対応した
質の高い食料の提供

国民に対する食料
の安定供給

食料・農業・農村基本計画のポイント

(平成17年3月閣議決定)

新たな食料自給率目標の設定

将来的にカロリーベースで5割以上を目指しつつ、平成27年度に、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%とする目標を設定。生産・消費の両面にわたる重点課題を明確化。幅広い関係者で構成される協議会で「行動計画」を策定し、計画的な取組を推進。

担い手の経営全体に着目した品目横断的政策の導入

これまで全農家を対象に講じられてきた品目ごとの価格対策を見直し、担い手の経営全体に着目した品目横断的経営安定対策へ転換。平成19年産からの導入に向け、計画的に具体化。

環境・資源を重視した施策の導入

農地・農業用水等の資源が良好な状態で保管理されるよう、地域住民等が一体となった取組を促進するために必要な施策を平成19年度から導入。

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、規範を実践する農業者を各種事業の対象とする仕組みを導入。環境への負荷の大幅な低減を図る取組に対する支援を平成19年度から導入。

食の安全と消費者の信頼の確保のための施策の充実

国民の健康の保護を最優先とした施策を展開(科学的原則に基づく食品安全行政の推進、食品表示の適正化の推進やトレーサビリティシステムの導入促進)。

高品質な農産物の輸出などによる「攻めの農政」の展開

生産者や地域の創意工夫に基づく意欲的な取組を後押し(農産物の海外への輸出(5年で倍増を目標)や、バイオマスなどの地域資源の積極的な活用等の農業・農村における新たな動きを積極的に受け止めた施策の展開)。

21世紀新農政 2006(抄)

平成18年4月4日
食料・農業・農村政策
推進本部決定

国内農業の体質強化

1. 担い手の育成・確保と新規参入の促進

(略)

2. 食料供給コスト縮減に向けた強力な取組

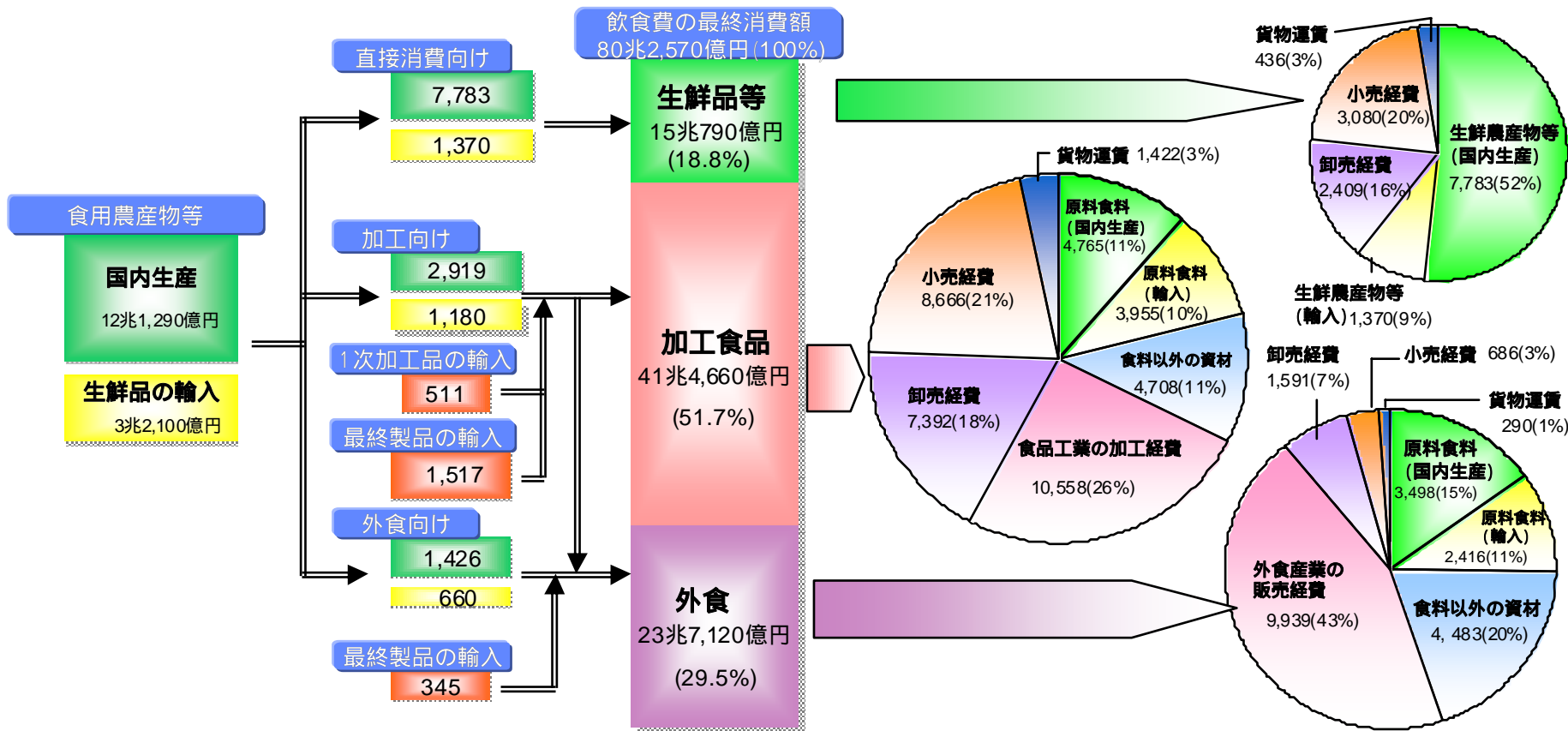
生産と流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組を、上記1.の取組を強力に進めつつ、聖域を設けず強力に推進する。特に、農協の経済事業については、信用事業及び共済事業に比べて改革の遅れが目立っており、全農改革を進めるとともに、低廉な農業生産資材の供給と効率利用の推進、物流コストの削減等、改革の徹底を図る。このため、民間の経験、有識者の知見を活かしたコスト縮減委員会(仮称)を開催する。委員会の活用にあたっては、PDCA(Plan, Do, Check, Action)の仕組みを導入し、委員会の知見を反映する形で確実に改革を進める。

目標: 食料供給コストを5年で2割縮減

2 食料供給コスト削減の考え方

(プラン2頁)

我が国の食料供給の全体像



56

資料: 総務省他9府省庁「産業連関表」(平成12年)を基に農林水産省が試算

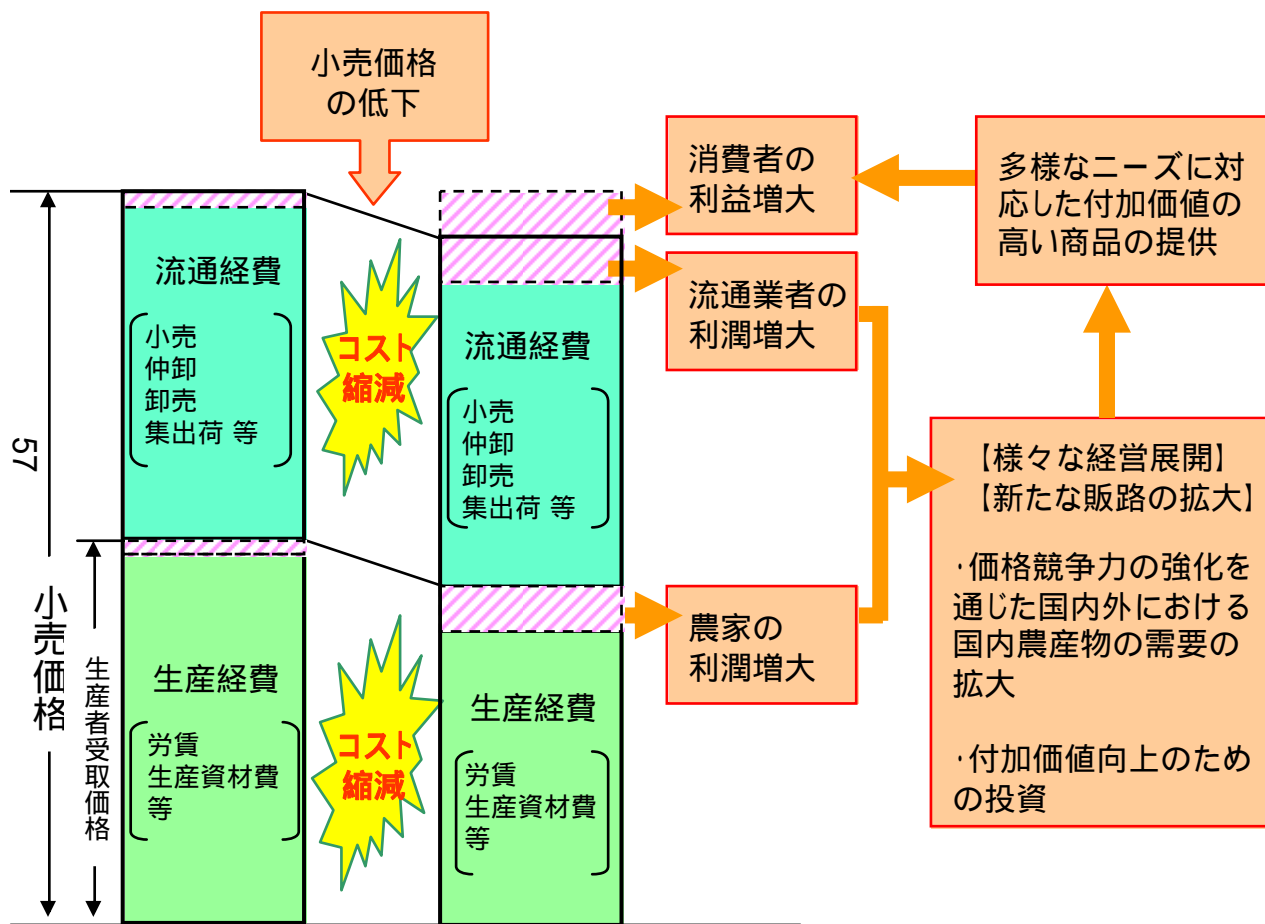
注1: ラウンドの関係で計が一致しないことがある。

注2: 生鮮農産物等(国内生産)には集出荷経費も含まれる。

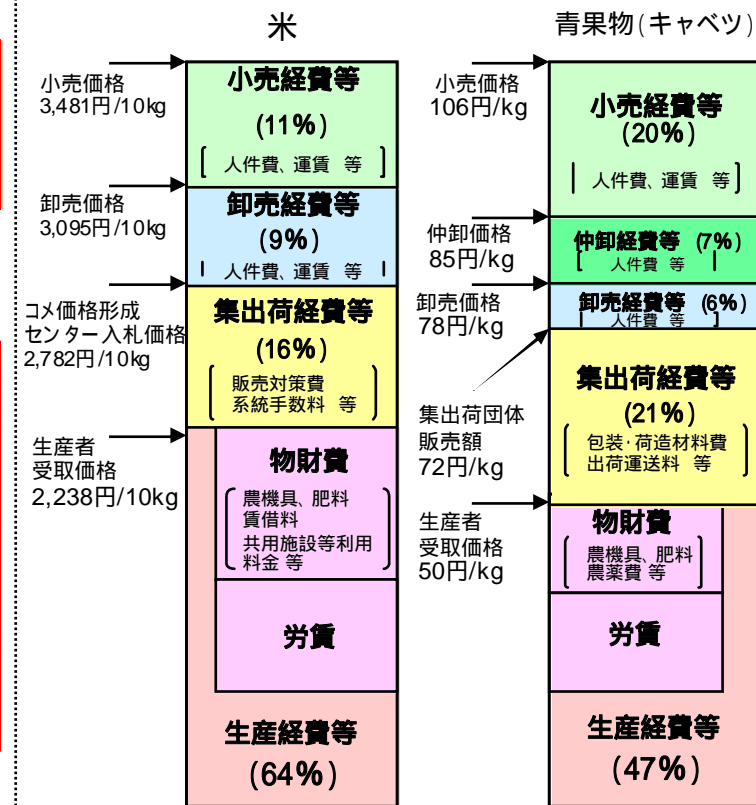
注3: 円グラフの経費等には利潤(又は損失)が含まれる。

注4: 円グラフの外食産業の経費等には、海外での飲食等(8,080億円)は含まれない。

生産経費、流通経費のコスト縮減による効果(生鮮品の例)



個別品目ごとの生産・流通段階別の価格構造



資料: <米>

家計調査、コメ価格形成センター入札価格、米の生産費、米麦の出荷又は販売の事業を行う者等の流通状況調査を基に推計(平成16年)

<青果物(キャベツ)>

農林水産省「平成16年食品流通段階別価格形成調査」を基に推計

注: 「等」には利潤(又は損失)が含まれる。

注1: 上図は仮に価格水準が低下する場合についての例であり、価格水準を予断するものではない。

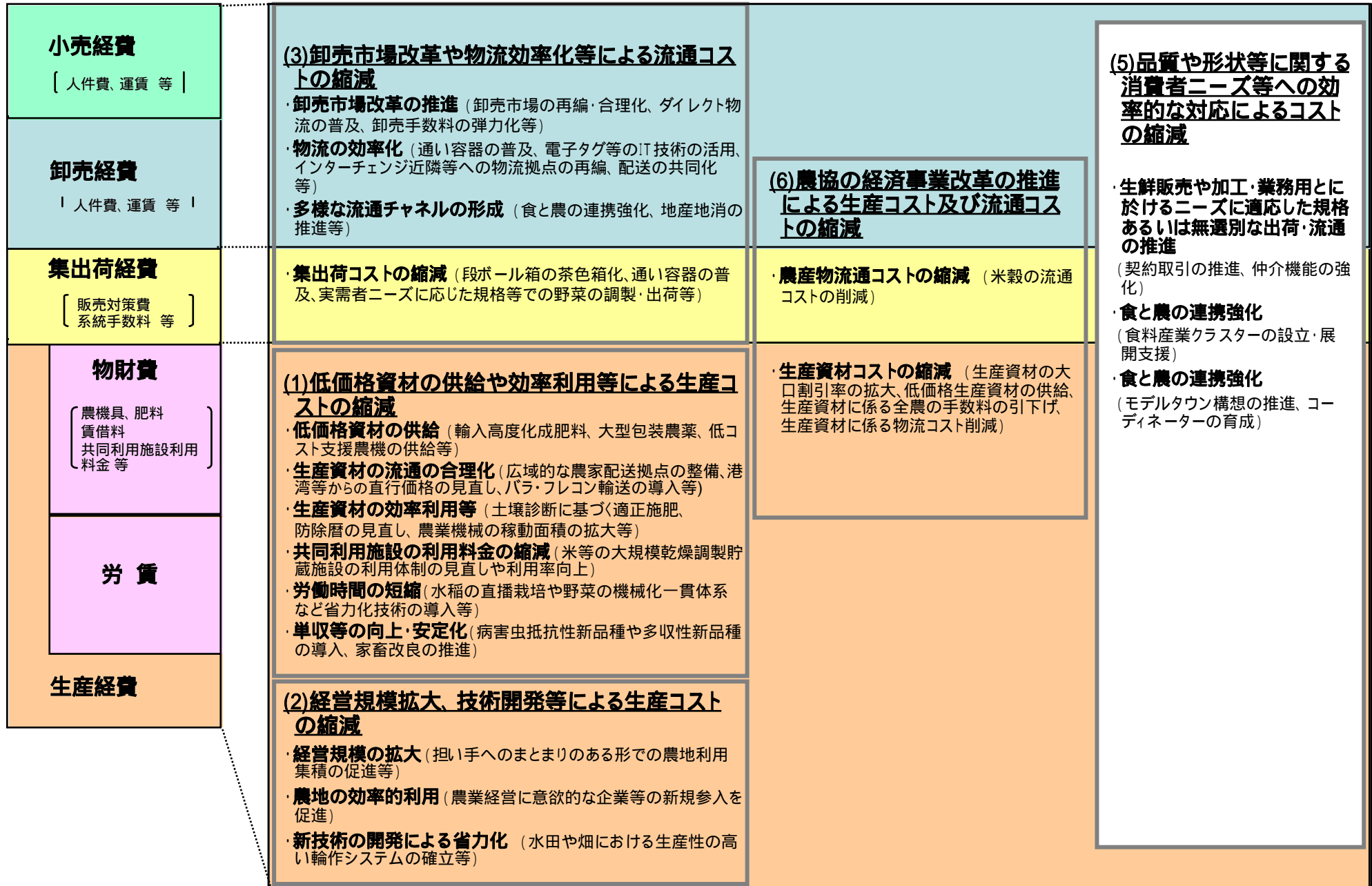
注2: 価格水準は市場の需要と供給のバランスの下で決定されるものであり、必ずしもコスト縮減の効果

が価格低下に反映されるものではないことに留意。

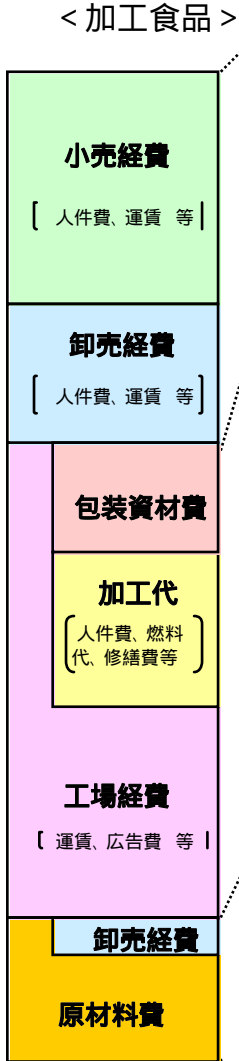
4 重点的に取り組むべき課題

生鮮農産物の食料供給コストの構成と重点的に取り組むべき課題との関係

58



(4)加工食品の供給コストの構成と食品産業が行っているコスト縮減に向けた取組との関係



(ウ)IT化等を通じた物流効率化による流通コストの縮減

- ・物流の効率化 (通い容器の標準化、電子タグ等IT技術の活用、インターチェンジ近隣等への物流拠点の再編やフルライン化、三温度帯一括配送や配送の共同化等)
- ・情報化を通じた企業間連携による取引の効率化(EDIの標準化、商品情報データベースの共通化等)

(イ)製造工場の再編合理化、設備の近代化、食品ロスの抑制等による製造販売経費縮減及び生産性の向上

- ・製造工場の再編整備 (業界の合理化に資する計画的な製造販売コスト縮減等に向けた取組)
- ・設備の近代化 (食品産業向け融資による施設の更新・改良・新設等に係る長期低利融資等)
- ・技術開発・導入 (IT化、競争的資金等を活用した技術開発、省エネルギー設備の導入等)
- ・情報化を通じた企業間連携による取引の効率化(EDIの標準化)
- ・生協、量販店等相手先ブランドによる委託製造(OEM)、製造工程一括請負
- ・労働力不足への対応及び高い技術力を有する人材の活用 (団塊世代の活用等)
- ・食品ロスの抑制 (需要に応じた在庫管理、食品廃棄物の有効利用等)
- ・外食店舗のオペレーションの見直し(調理工程の効率化、注文システムの効率化、メニューの体系の見直し等)

(ア)安定的な原料調達、共同購入等による効率化

- ・安定的な原料調達 (農業等と連携した食品産業が核となり、新たな食品を安定販売する食料産業クラスターの形成、加工業務用野菜に関する生産者と食品産業事業者のマッチングイベントの開催、食品産業の農業参入等)
- ・共同購入等スケールメリットの活用 (業界における共同購買・配送・保管等の共同化、ダンボール等の資材購入)
- ・規格外品の利用

生鮮段階(加工原料用を含む)における食料供給コスト縮減アクションプランの着実な推進

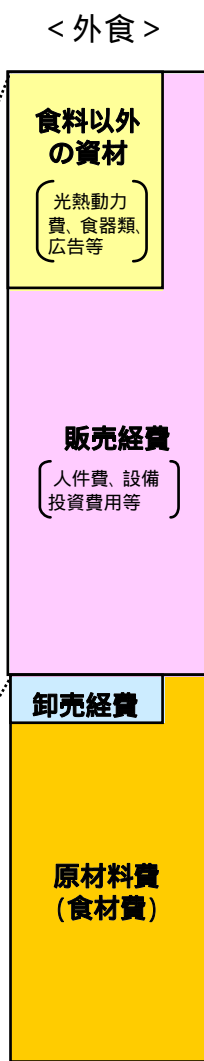
- ・低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減
- ・経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減
- ・卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減
- ・品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコスト縮減
- ・農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減

(エ)川上から川下まで一貫した取組によるコスト縮減

- ・食料産業クラスターの形成等による食農連携の構築
- ・サプライチェーンの構築 (企業間の情報共有化による消費者ニーズに即応した商品の供給体制の強化や在庫管理の適正化等)

(オ)品質等に関する消費者ニーズや、環境対策等への効率的な対応によるコスト増の抑制

- ・食品産業の事業活動に関する消費者とのコミュニケーションの充実
- ・消費者への品質等に係る情報提供の充実
- ・食品廃棄物の再生利用等の効率的な取組 (食リサイクルシステムの構築等)
- ・容器包装等資材の軽量化、薄肉化



(1) 低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減

(プラン5頁)

生産対策の方向

国内の農業をめぐる情勢

消費者ニーズの多様化・高度化

安全

高品質

簡便

低価格



食品製造業・外食事業者の多様なニーズ

ロットの確保

安定した品質

安定した供給

安定した価格

国際化の進展

輸入農産物の増加
特に加工用・業務用需要に
対応した輸入の増加

WTO・FTAの進展

対応が急務！

担い手を中心に、高品質化、低コスト化など競争力強化への取組に支援を集中

多様化・高度化する消費者・実需者ニーズに対応

高品質・高付加価値農産物の生産・供給

生産コストの縮減

農業生産資材費の低減

食の安全の確保や環境と調和のとれた農業生産

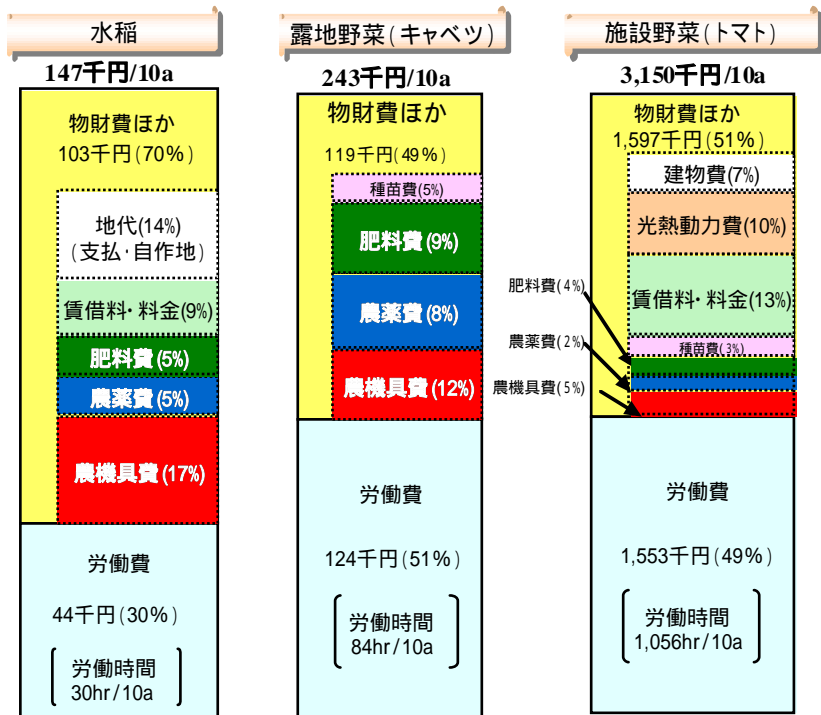
消費者・実需者に選択され、輸入農産物に対抗できる、担い手を中心とした力強い国内農業の実現

生産コスト縮減に向けた品目ごとの取組方向

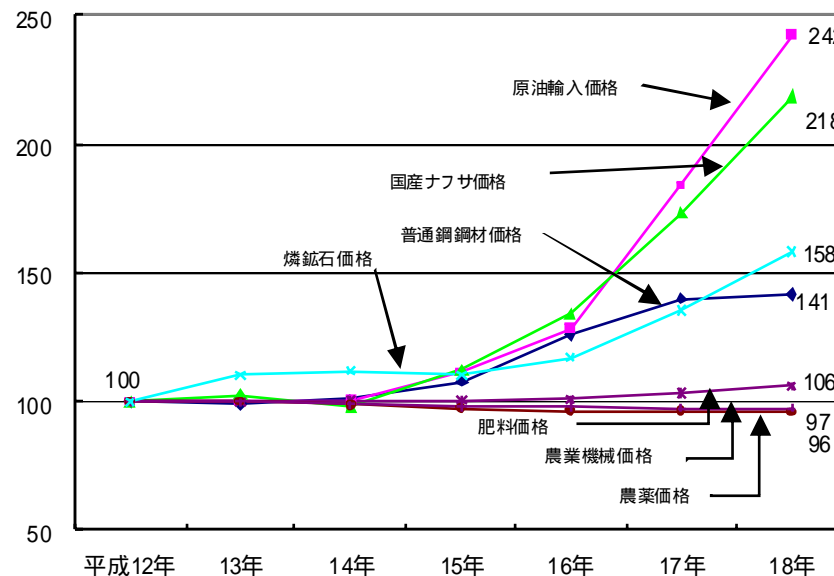
品目	生産コスト縮減に向けた取組方向
水田作 (水稲・ 麦・大豆)	<p>水稲については、直播の普及や複数品種の導入等による労働時間の短縮、機械の稼働面積の拡大、乾燥調製施設の稼働率の向上</p> <p>麦については、実需者ニーズに即して、早生多収品種の育成・普及、春まき小麦の根雪前(11月上旬)播種技術等作柄安定化技術の普及等による品質の向上と併せた単収の向上・安定化</p> <p>大豆については、播種期の雨による播き遅れや発芽不良等を回避するための不耕起播種技術の確立・普及や耕耘と同時に畦立て・播種を行う機械化技術等の新技術の導入、加工適性に優れコンバイン収穫に適した品種の育成・普及等による単収の向上・安定化</p>
野菜	<p>露地野菜については、機械化一貫体系の導入、規格の簡素化等による労働費を中心としたコストの低減</p> <p>施設野菜については、低コスト耐候性ハウスの普及や、超低コストハウス、低コスト環境制御等の開発・実証による施設設置・運営コストの削減及びトマトの密植栽培等の増収技術の導入による単収の向上</p>
果樹	園地の基盤整備(傾斜修正等の園地改造や園内作業道の整備)、わい化栽培や低樹高仕立て栽培、労働時間の長い着色管理作業(玉回し、葉摘み等)を大幅に削減できる高着色系品種の育成・普及による労働時間の短縮
馬鈴しょ	省力的で収穫時の馬鈴しょに傷がつきにくい機械化栽培体系(高能率で石等を除き、うね立てした上で植え付ける方式)の確立、切断作業が不要な小粒種いもの活用等による労働時間の短縮
てん菜	共同利用による大型収穫機等の導入を通じた作業の効率化、低温下での発芽・生育が良い品種の育成・普及や直播栽培の普及
牛乳、 乳製品	<p>家畜改良の推進、飼養規模や飼養管理方式に応じて、自動給餌機のほか搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置等の新しい飼養管理技術による生産性向上</p> <p>自給飼料の生産拡大や地域の自然条件を活かした放牧方式の導入による土地利用型酪農の推進</p>
食肉	家畜改良の推進、飼養・衛生管理技術の高度化、自動給餌機等の省力化機器の導入等による生産性の向上 未利用低利用飼料資源の利活用、肉用牛の水田放牧の推進

生産コストに占める生産資材費の位置付けと動向

水稻と野菜の生産コストの構成



農業生産資材購入価格及び原材料等(原油、ナフサ、鋼材、燐鉱石)に係る市況の推移



資料: 日本銀行「企業物価統計」、「卸売物価統計」、財務省「貿易月表」、石油連盟「石油資料月報」、農林水産省統計部「農業物価統計」

(注) 18年の肥料、農薬及び農業機械価格は概算である。

(参考)

ナフサ: 原油の生成過程でできるもので、プラスチック、化学繊維、アンモニア等の製造原料。アンモニアに化学的処理を加えて窒素質肥料ができる。

普通鋼鋼材: 2%程度の炭素を含んだ鉄で、H形鋼、棒鋼、鋼板等があり、機械や構造物の部材となる。

燐鉱石: 燐石から不純物を除去し、化学的処理を加えてりん酸質肥料ができる。

生産資材費の低減に向けた取組方向

関係団体等による行動計画に基づく主要な取組事項

(注)太字は新たな取組

	低価格資材の供給	流通の合理化	資材の効率利用
肥料	輸入高度化成肥料、BB肥料等による安価な肥料の供給促進	担い手向け輸入化成肥料の港湾からの直行価格の見直しや自己取り価格の設定 広域をカバーする農家配送拠点の整備による物流の合理化やバラ・フレコン流通の促進、担い手の経営におけるコスト縮減に重点をおいた営業・販売・購買が一体となった流通体制の構築 有効期限の延長化等による流通販売コストの削減	土壌診断に基づく適正施肥、側条施肥、 水稻育苗箱全量施肥 等効率的な施肥技術の普及促進 省力化につながる肥効調節型肥料の導入
農薬	大型包装品や軽量化除草剤、特許切れ(ジェネリック)農薬等の安価な農薬の普及促進	有効期限の延長化等による流通販売コストの削減	病害虫・雑草の発生状況に応じ、天敵等の利用による最適な防除手段を講じる総合的な管理システムの普及推進 や防除暦の見直し、 高濃度少量散布技術の導入 による合理的な農薬利用の促進
農業機械	従来機種よりも1割程度安価な「低コスト支援農機」の 大型機種への供給拡大(全農における担い手向けJAGL-7独自型式や韓国トラクタの取扱い等) 型式・仕様を集約化等による製造コスト低減の促進 情報ネットワークの充実等による中古農業機械の活用促進	計画注文による割引制度の活用促進	大規模農家等への作業集積や集落内の共同利用の推進、 作期分散技術の導入 等による農業機械の稼働面積の拡大 農業機械の長期利用のための点検整備の推進

コスト低減に資する高性能農業機械の開発・実用化の推進(生研センターにおける次世代農業機械等緊急開発事業)
科学的知見等を踏まえ、化学肥料について可能な限り登録有効期間の延長

国の取組

新技術の導入等による生産資材の合理的利用体系の確立(生産資材コスト低減成果重視事業)
農作業コントラクター(農作業請負組織)育成の推進(強い農業づくり交付金)
農業機械・施設への補助制度の見直し

肥料

輸入高度化成肥料とB B肥料の価格差と普及割合

(単位：%)

肥料名	価格差	普及割合						
	国産同一銘柄対比	H12肥年	13肥年	14肥年	15肥年	16肥年	17肥年	22肥年目標
輸入高度化成肥料	25	23(4.3)	26(4.7)	29(4.5)	31(4.6)	36(5.1)	38(5.3)	43
B B肥料	10～15	42(30)	44(32)	45(32)	47(33)	47(34)	48(35)	50

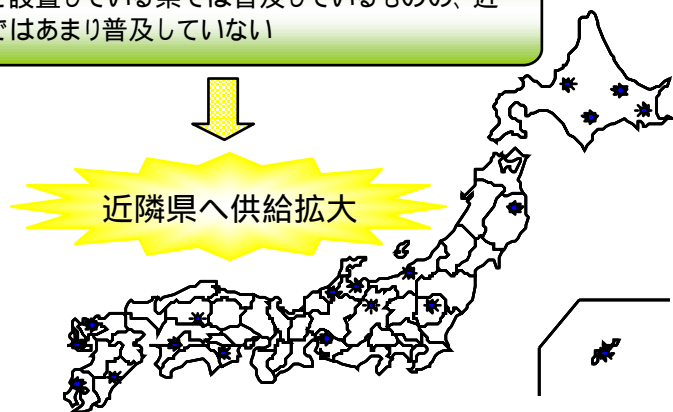
- 資料：全農調べ。H22肥年目標は全農の行動計画による。
 注1：肥年とは肥料年度のこと、当該年の7月から翌年の6月まで。
 2：輸入高度化成肥料の普及割合は、全農が取扱う高度化成肥料（NPKの基本成分のみ）に占めるヨルダン化成肥料（原料用肥料除く）の普及割合。
 3：B B肥料の普及割合は、全農及び経済連が取扱う高度複合肥料（高度化成、NK化成、B B肥料）に占めるB B肥料の普及割合。
 4：各肥年の（ ）内は、全農及び経済連が取扱う化学肥料全体に占めるヨルダン化成肥料及びB B肥料の普及割合。

B B肥料の県別普及割合（上位5道県）

岩手	石川	北海道	長野	佐賀
92%	92%	90%	89%	87%

- 資料：農林水産省消費・安全局農産安全管理課調べ
 注：B B肥料の普及割合は、系統組織が取扱う高度複合肥料（高度化成、NK化成、B B肥料）に占めるB B肥料の割合。

工場を設置している県では普及しているものの、近隣県ではあまり普及していない



近隣県へ供給拡大

★：工場設置場所（全国19ヵ所）

資料：全農資料

農薬

基準規格品よりも安価な大型包装品の例（農薬）

用途	基準規格品	大型包装品	基準規格品との価格差
水稻除草剤	1kg(10a)	10kg	15%
水稻殺虫殺菌箱処理剤	1kg(10a)	10kg	17%
水稻殺虫箱処理剤	1kg(10a)	10kg	15%
非選択性茎葉処理除草剤	500ml(10a)	1L～20L	5%～38%
畑作用除草剤	3kg(10a)	10kg	12%
畑作用除草剤	500ml(10a)	2L	12%
植物成長調整剤	20ml(2.5a)	100ml	11%
H16年		H22年(目標)	
全農取扱いの大型規格品目17品目		40品目まで拡大	

資料：全農調べ。H22年目標は全農の行動計画による。

軽量除草剤の大型包装品の普及拡大の例（北海道）

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
普及割合(%)	27	40	41	44	46	54	54	53

- 資料：農薬工業会調べ
 注：普及割合は北海道における（軽量除草剤の大型包装品（4キロ詰め包装品）の使用面積）/（粒剤除草剤の使用面積）から推計。

特許切れ(ジェネリック)農薬の普及拡大の例

	価格低減率	H13	H14	H15	H16	H17	H22目標
A殺虫剤の普及割合(%)	20～30%	-	-	6	8	10	20
B殺菌剤の普及割合(%)	15%	11	14	13	15	15	-

- 資料：全農調べ。H22目標は全農の行動計画による。
 注：普及割合は先行品に対する代替率として算出。年は全農農業年度(12-11月)。

農業機械

低コスト支援農機の価格及び普及割合(販売割合)

従来品との価格差	普及割合(%) (大型機械に占める普及割合)			
	H8	H12	H17	H22目標
10~20%	27 (-)	56 (-)	64 (41)	72 (54)

資料:全農調べ。H22目標は全農の行動計画による。
注:大型機械はトラクタ35馬力以上、田植機6条植以上、コンバイン4条刈以上。

低コスト支援農機と従来機の価格及び主な仕様等の比較(例)

[水田用トラクタ]

	低コスト支援農機	従来機
価格	258万円(88) (キャビンなし)	293万円(100) (キャビンなし)
馬力	30馬力	30馬力
用途	水田のロータリ作業に特化	水田・畑作用
仕様の差(例)	変速段数 (前進12、後進12)	変速段数 (前進16、後進16)
重量	965kg (アルミニウム合金等の採用により軽量化。ただしプラウ等の重作業は不可)	1,300kg (プラウ等重作業も対応可能)
速度	0.5~15km/h	0.2~15km/h

資料:農林水産省生産局農産振興課調べ

中古農業機械の流通割合(%)

乗用型トラクタ	乗用型田植機	コンバイン
39	32	39

資料:農林水産省生産局農産振興課調べ(平成12年)
注:流通割合は、中古農業機械の農業機械総販売台数(新品+中古)に占める割合。

高性能農業機械の開発・実用化

汎用利用化

開発例:大型汎用コンバイン

(実用化年度:H8年度)

- 稲、麦、大豆、そば、ハトムギ等多くの作物に対応。
- 小回りがきくため30a区画ほ場での利用も可能。

[導入効果]

稲・麦用自脱型コンバインと大豆コンバインの組合せに比べ、収穫機械の償却費を

約4割低減

複数作業の合理化

開発例:高精度水稻湛水直播機

(実用化年度:H11年度)

- 直播栽培により育苗、移植作業を大幅に簡素化。
- 播種深さの安定により、生育むらが消し収量及び品質を安定化。

[導入効果]

水稻栽培の慣行作業体系に比べ、「育苗~移植/播種」に要する労働時間を

約1/8に低減

(4.0時間/10a 0.5時間/10a)

作業の高能率化

開発例:ねぎ収穫機

(実用化年度:H10年度)

- 収穫から搬出までを1名の軽作業で実現。
- 畝を低速で自動走行することが可能で、収穫作業中の操舵が不要。

[導入効果]

ねぎ栽培の慣行作業体系(2人組収穫手作業)に比べ、「収穫」に要する労働時間を

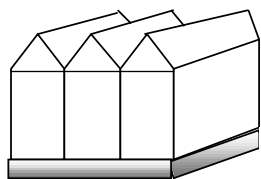
約1/5に低減

(40.0時間/10a 8.3時間/10a)

園芸施設・資材

低コスト耐候性ハウスの整備

従来型ハウス

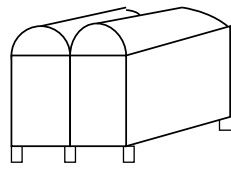


鉄骨ハウス

・丈夫であるが高価
・全国的に普及率が低い

1,000万円/10a程度

注:価格は平成14年度時点

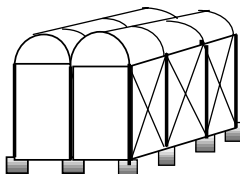


鉄骨補強パイプハウス

・台風等の災害に弱い
(風速40m/s以下)
・周年栽培は不可能

500万円/10a程度

設置コスト
鉄骨ハウスの7割以下



低コスト耐候性ハウス

・基礎部分や接合部分を強化
・台風等の災害に強い。
(風速50m/s以上)
・周年栽培が可能

(超低コストハウスの開発)

95

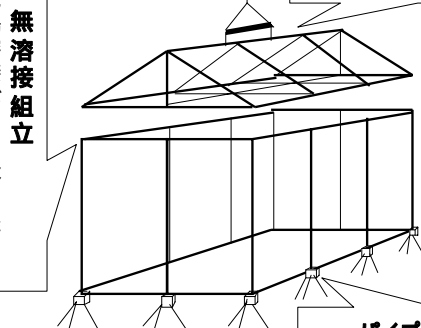
屋根ユニット工法

屋根部分を地面で組み立てた後にクレーンでリフトアップ

設置コスト(目標)
鉄骨ハウスの5割以下

低コスト耐候性ハウスの
耐候性を維持しつつ、設置
コストの更なる低減

現場で現場溶接がいらなく、
丈夫な新素材を利用



パイプ基礎工法

パイプを地中に打ち込み強度確保

通い容器的普及状況 (単位: 万ケース、%)

年	12	13	14	15	16	17
数量	1,700	1,900	2,530	3,250	4,100	4,700
普及割合	1.1	1.2	1.6	2.1	2.7	3.1

資料:農林水産省調べ

(注)普及割合(%)は(通い容器数量)/(段ボール数量(推計)+通い容器数量)から算出。

飼料

(プラン5頁)

配合飼料の製造の合理化等

配合飼料については、原材料費が価格構成の7割以上を占める中、自由な競争の下での価格が形成されていることに加え、メーカー間での生産の受委託、バラ流通の推進等を通じて、コスト縮減への取組が展開されているところ。

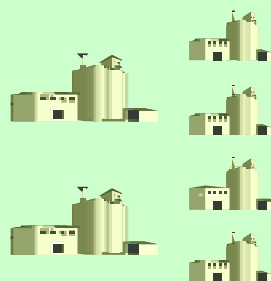
生産受委託数量	78万トン(S56)	624万トン(H16)
バラ化率	72%(S55)	92%(H16)

さらなるコスト縮減の取組

配合飼料供給体制の見直し

- 全農系統の地域別ブロック別飼料会社の広域化等 -

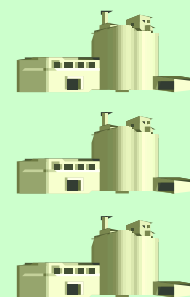
平成18年度



配合飼料会社 6社

(6社中4社が40~60万トン
程度の供給量)

平成21年度



配合飼料会社 3社

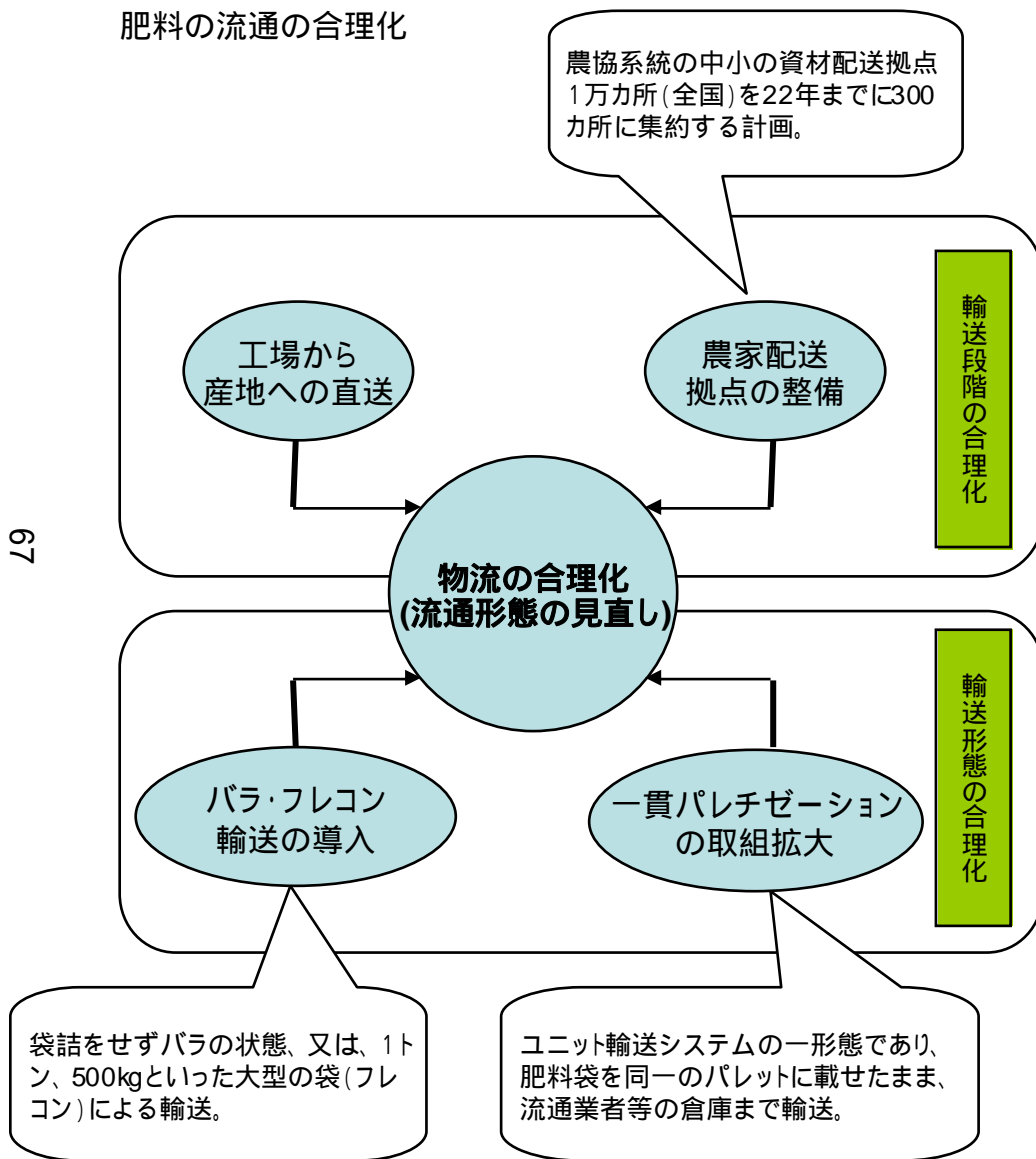
(3社で1社当たり200万トン以
上の供給量を目指す)

生産者への情報提供の充実

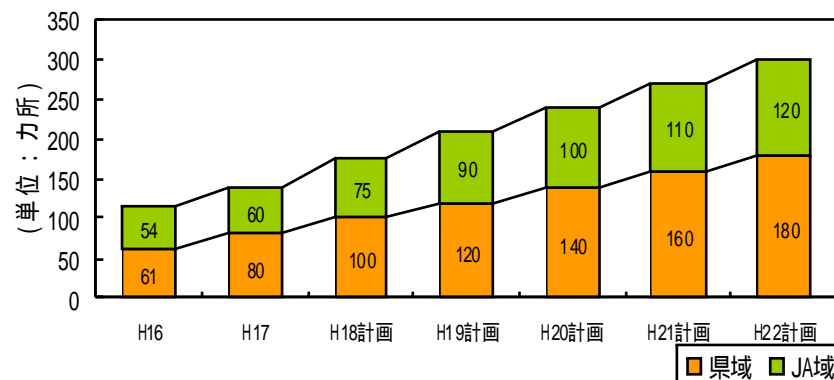
主要メーカー等の配合飼料価格の公表等の生産者への情報提供の充実

肥料の流通の合理化

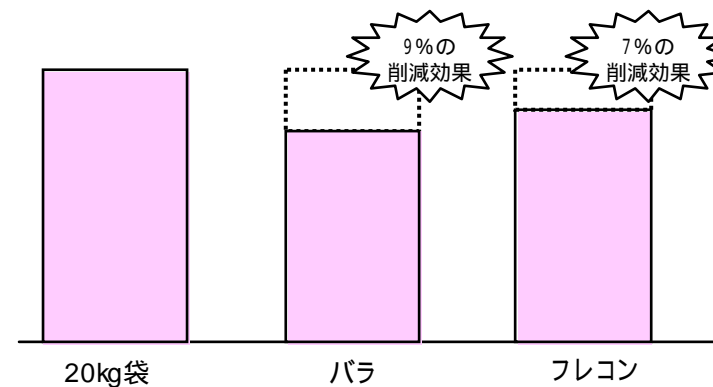
農協システムの中小の資材配送拠点
1万カ所(全国)を22年までに300
カ所に集約する計画。



農協系統による肥料・農薬の農家配送拠点の整備状況・計画



肥料のバラ・フレコン輸送コストの比較 (尿素1トンの場合)



資料：農林水産省消費・安全局農産安全管理課調べ

バラ・フレコン輸送による大量一括受入のためには、別途農家段階で受入施設の整備(建物、フォークリフト等)のためのインシヤルコストが必要なため、20ha程度以上の作付規模が必要。

肥料費の低減方策

施肥量の適正化

【A県B地区の事例】
 土壌診断による適正施肥指導を行い、水稻の窒素肥料の施肥量が19%減少。

11.6kg/10a(H11) → 9.4kg/10a (H14)

肥料の低投入化(施肥作業の省力化も可能)

局所施肥技術

〔畝間等作物の根に利用されやすい位置に必要な量だけを施肥する技術〕

慣行(ほ場全面に施肥)に比べ、施肥量を2割程度削減することが可能。

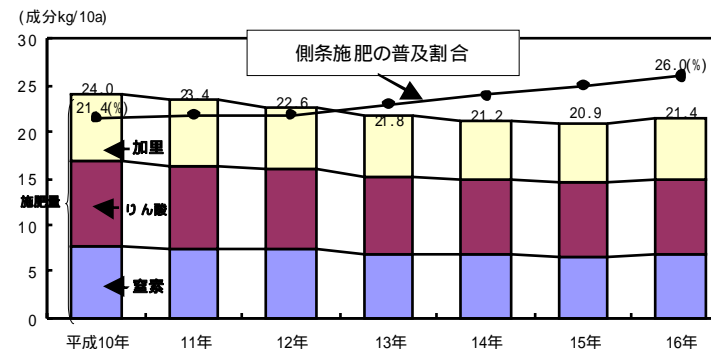
水稻の場合は、移植と同時に施肥を行う(側条施肥)ことから、施肥作業の省力化も可能。

肥効調節型肥料

〔肥料成分の溶出量を調節した化成肥料〕

一般の化成肥料と比べて単価が高いものの、施肥量の低減、施肥作業の省力化が可能。

水稻の10a当たり施肥量の推移と側条施肥の普及割合



資料：農林水産省生産局農産振興課調べ

注1：平成15及び16年の側条施肥の普及割合は、トレンドによる推計値。

注2：施肥量については、農林水産省統計部「米生産費統計」から推計。

肥効調節型肥料による肥料費(窒素肥料)の低減効果(試算)
 【水稻における育苗箱全量施肥技術】

	慣行 (A)	肥効調節型肥料 (B)	差引 (B - A)	対比 (B/A)
施肥回数	3回	1回	2回	33%
肥料費 (円/10a) (窒素肥料)	3,949	2,496	1,453	63%

資料：岩手県農業研究センターによる研究成果

注：上記のほか、施肥回数の減少に伴う労働費の低減効果がある。

農薬費の低減方策

農薬の適正使用

- ・農薬使用基準の遵守
- ・飛散低減のための必要最小量の散布

適期防除の推進

IPMの普及推進

発生予察に基づく防除の推進

輪作・土着天敵等を活用し、病害虫等の発生しにくい環境を整備。
 経済的な被害が生じるレベル以下に抑制する防除手段の選択。

トラップ等調査や気象情報を解析することにより、病害虫の発生見通しに係る予察情報を作成し、これを基に適期の防除を実施。




発生予察情報の精度向上

〔 病害虫の発生状況調査地域を細分化すること等により、精度を向上。 〕

防除暦の見直し

〔 効果の持続性の高い薬剤、複数の病害に効果を有する薬剤等の導入により、使用薬剤の数を削減。 〕

【A県B地区における防除暦見直しによる水稻の農薬費の低減効果】

15種類の薬剤 17,053円/10a  10種類の薬剤 12,534円/10a
 (26%)

新たな防除技術の導入

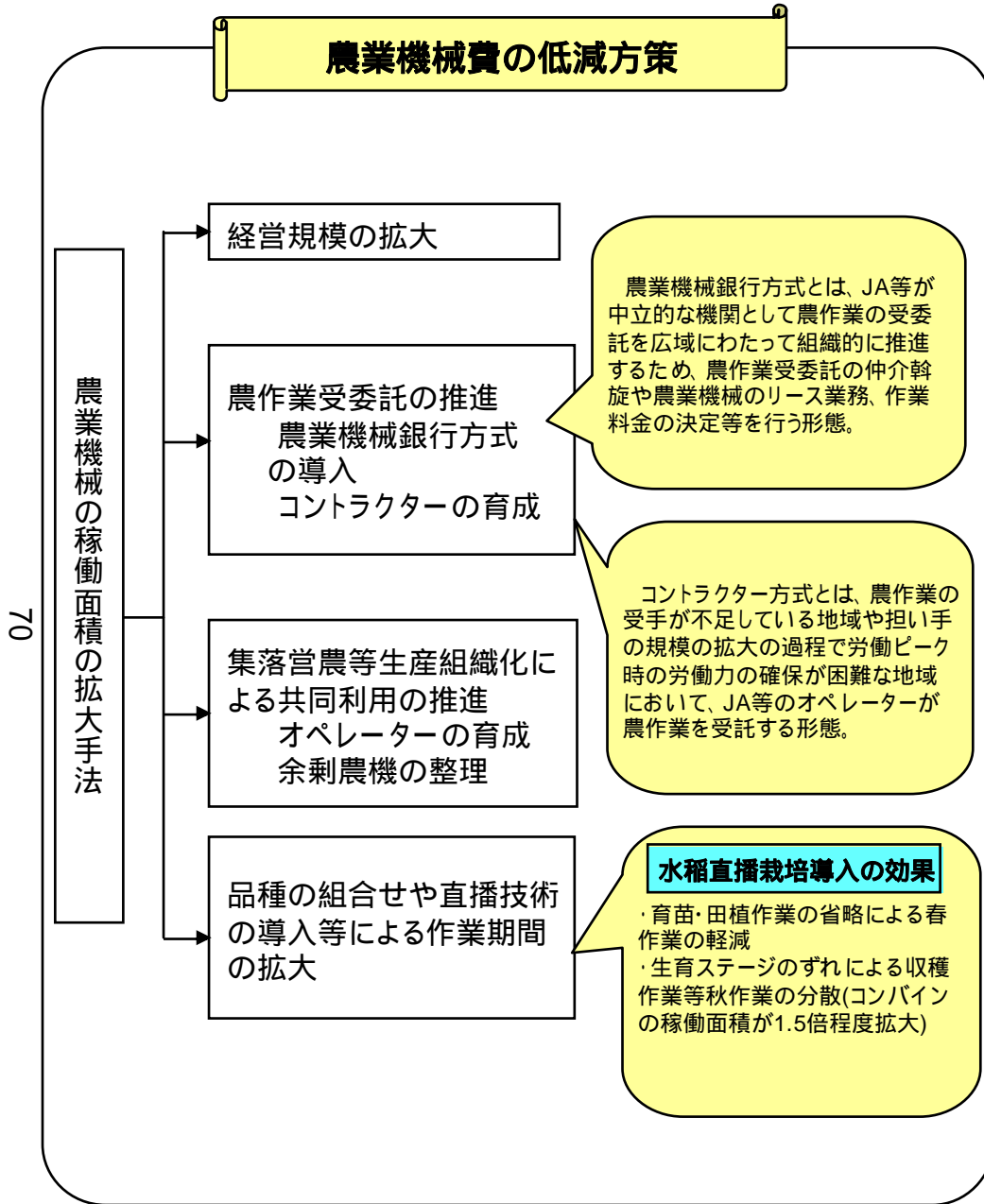
高濃度少量散布技術

〔 高圧で微粒子化された農薬をエアアシスト(空気で誘導)方式により、効率よく作物の株内に散布する技術 〕

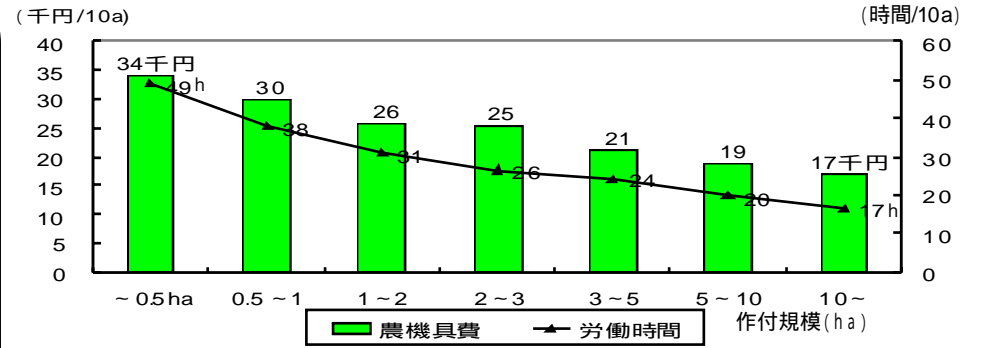
稲作への導入試験においては、高濃度少量散布技術により、約2割削減。(10a当たり農薬施用量: 0.1L 0.08L)(20%)



専用散布機の開発や適用できる登録薬剤の増加(現在29種類)に伴い、今後普及する見込み。

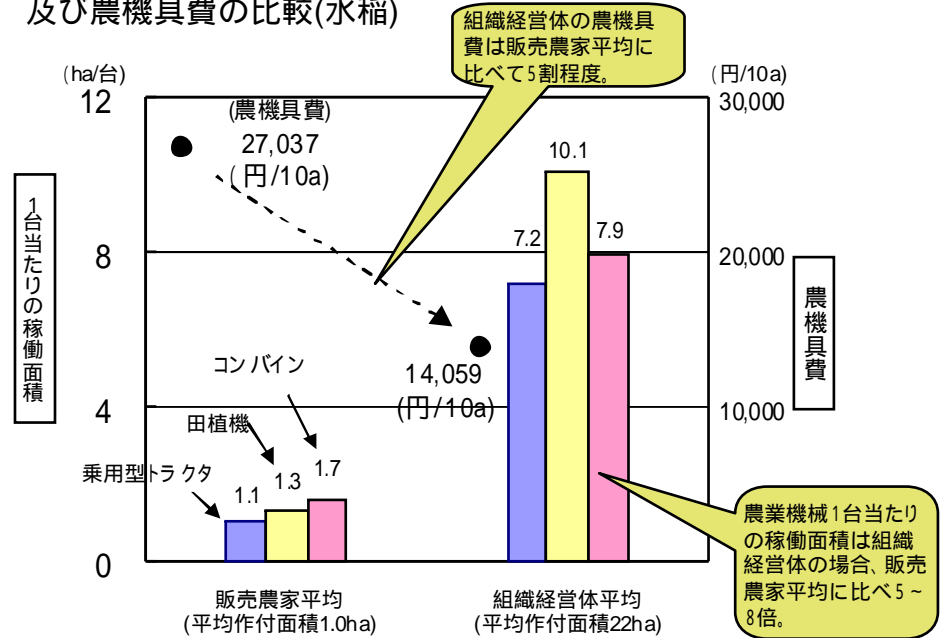


水稲の作付規模別の農機具費及び労働時間の推移



資料:農林水産省統計部「米生産費統計(平成16年産)」
注:農機具費には、自動車費を含む。

組織経営体と販売農家との農業機械1台当たりの稼働面積及び農機具費の比較(水稲)



資料:農林水産省統計部「米生産費統計(平成15年産)」
「農業組織経営体経営調査生産費統計(平成15年産)」

- 担い手の育成・確保 -

全農家対象の価格対策を転換し、意欲と能力のある担い手に限定した**新たな経営安定対策（品目横断的経営安定対策）**を19年産から導入

全農家を対象とした一律の施策
(17年度)
総農家：285万戸

認定農業者 約19万
集落営農 約1万



意欲と能力のある担い手に施策を集中

(27年)
効率的かつ安定的な家族農業経営 33~37万
効率的かつ安定的な集落営農経営 2~4万

行政と農業団体が連携して、担い手の育成・確保を推進

予算・金融・税制等の各種施策について、**担い手への更なる集中化・重点化を推進**

・特に、公共事業を含む各種事業の採択等において、品目横断的経営安定対策の対象となり得る担い手確保の取組を要件化することを検討

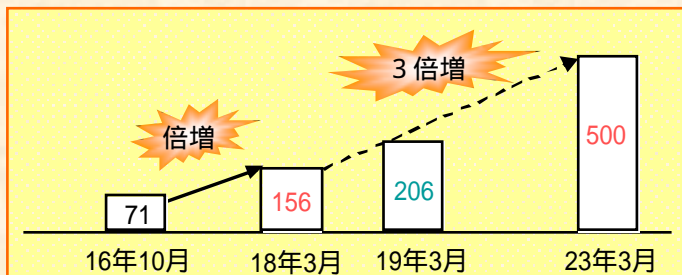
- 農外からの新規参入促進 -

・フリーター等を対象とした雇用就農促進のための研修・就業体験への支援

新規就農者（39歳以下） 毎年**12,000人程度**確保

・改正農業経営基盤強化促進法（平成17年9月施行）により、一般の株式会社等農業生産法人以外の法人の農業参入を全国的に推進

参入企業数



・今後、農業部門だけでなく、建設・運輸・観光など多種多様な産業の連携による取組を拡大

- 農地の利用集積 -

・利用調整活動等の支援、農地情報の整備や生産基盤の整備などの施策により**担い手への農地の利用集積、特に、担い手の真のコストダウンにつながる面的集積を促進**

(17年度)

農地面積：471万ha

認定農業者等が経営する農地面積 約4割

(27年)

農地面積：450万ha

効率的かつ安定的な農業経営の経営面積 7~8割程度

(事例)企業が遊休農地を借り入れて順調に規模拡大

・でんぷん・練り製品製造業者が、自ら加工原料のさつまいも等の生産を開始。当初の2.3haから順調に規模拡大し、現在では13haを経営

1社で東京ドーム2.8個分の遊休農地解消



農業構造改革の加速化

国内農業の体質強化

北海道畑輪作

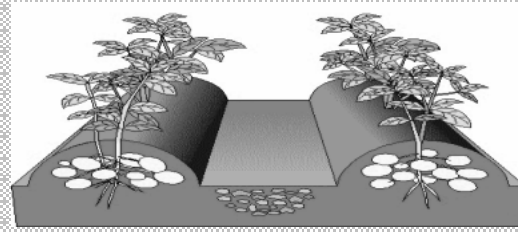
問題点

- ・担い手の大幅な減少に対応する規模拡大が急務
- ・馬鈴しょの収穫作業と麦の播種作業の競合が規模拡大を阻害
- ・省力化が進んだ小麦に作付が偏り、輪作体系に乱れ

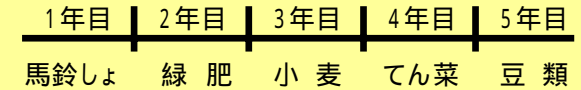
技術開発の例

馬鈴しょのソイルコンディショニング技術

- ・畦には柔らかい土壌、畦間部分には硬い土壌を仕分ける技術
- ・高品質化と収量向上に貢献
- ・収穫作業効率化により、小麦播種作業との競合が緩和



バランスのとれた輪作体系を維持しつつ規模拡大が可能



水田輪作

問題点

- ・麦・大豆の耕起栽培では降雨の影響を受けやすく、適期播種が困難
- ・麦の収穫作業と大豆の播種作業が競合
- ・規模拡大のためには水稲春作業の省力化が必要

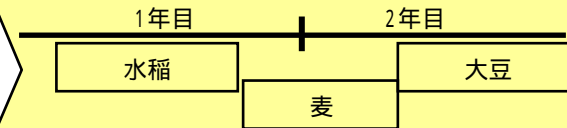
技術開発の例

ディスク駆動式汎用播種機による不耕起栽培技術

- ・耕起、代かき(水稲)、畦立て(大豆)を省略する栽培技術
- ・1台の播種機で稲・麦、大豆に対応可能
- ・降雨後でも効率的に播種できるため、適期の播種が可能
- ・また、労働時間を大幅に削減(約3割)でき、規模拡大が可能

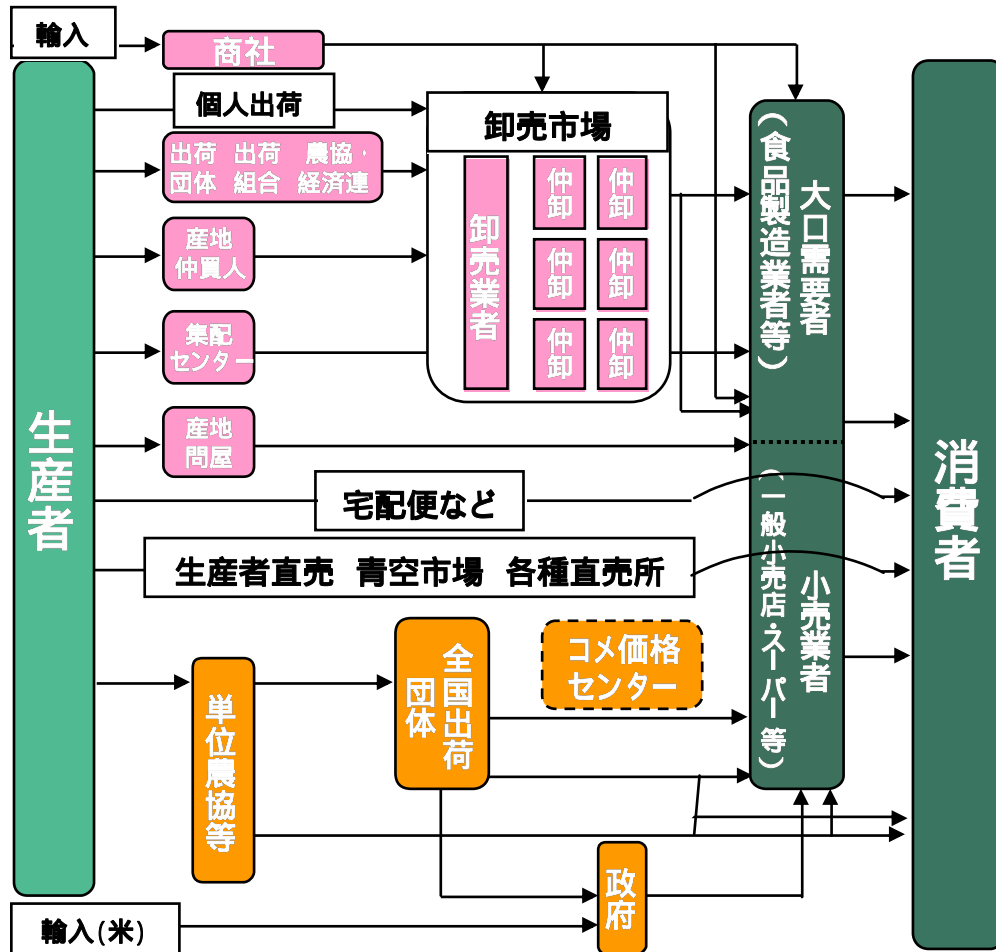


省力化と作期競合の緩和による規模拡大が可能



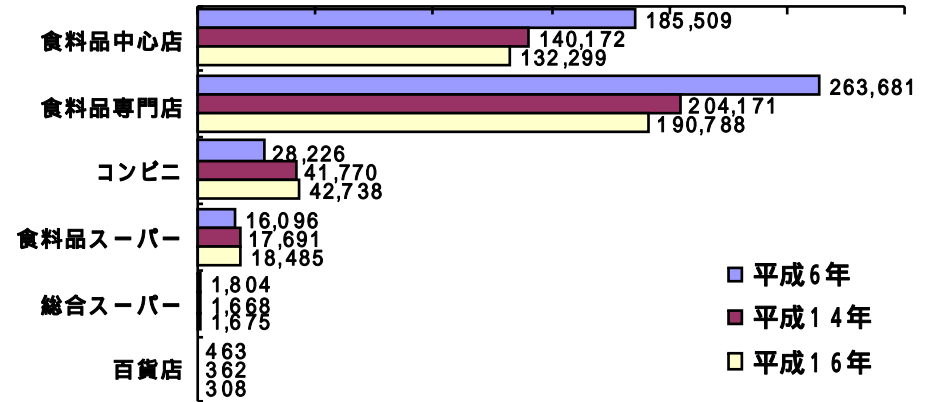
食品流通の実態

主要な流通経路 (生鮮品 米)



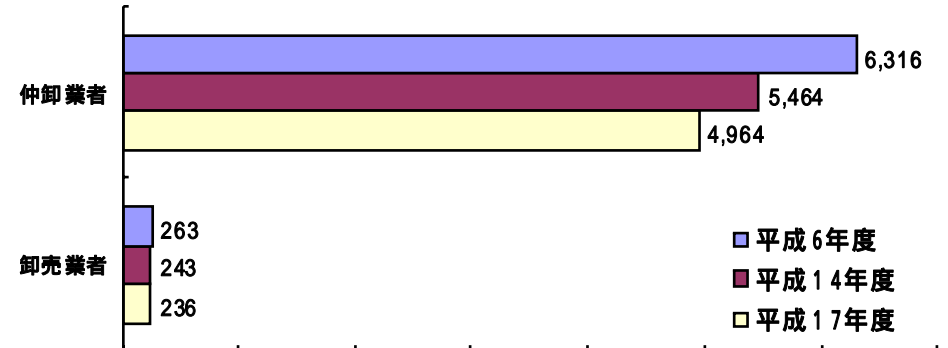
注: 全国出荷団体: 全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会
 コメ価格センター: 米穀の取引の指標とすべき適性な価格の形成を図り、その円滑な取引に役立つことを目的として設立された指定法人

食品小売業の事業所数の推移



資料: 経済産業省「商業統計」

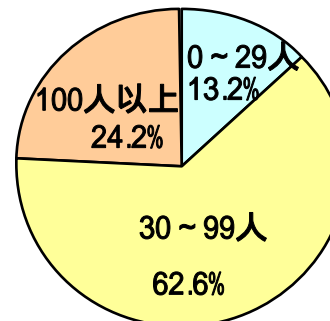
中央卸売市場における卸・仲卸業者数の推移



資料: 農林水産省流通課調べ

注: 中央卸売市場数はH13~16においては86市場である。

中央卸売市場の従業者数(卸売業者)



(参考)

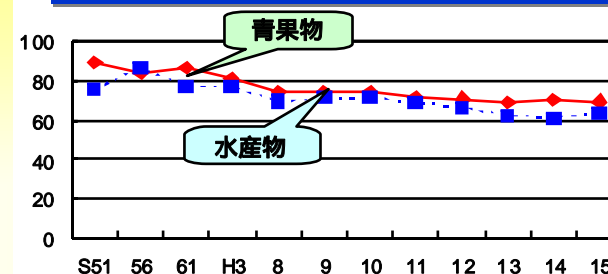
仲卸業者(青果、水産の計)については、
 0~29人(91.1%)、30~99人(8.6%)、
 100人以上(0.3%)

資料: 中央卸売市場卸売業者(青果、水産の計)については、総合食料局流通課調べ

卸売市場改革の推進

改正卸売市場法等に基づく卸売市場の再編・合理化、卸売手数料の弾力化、買付集荷の自由化、民間活力の導入、ダイレクト物流の普及、卸売市場の連携による最適な物流システムの確立等による「効率的な卸売市場の実現」

卸売市場経由率の推移



卸売市場の数と取扱金額

	市場数	取扱金額 (兆円)
中央卸売市場	86	4.9
地方卸売市場	1,286	3.6

注：中央卸売市場、地方卸売市場ともに16年度

物流の効率化

通い容器の普及、電子タグ等のIT技術の活用等による「物流作業の効率化」
 物流新法に基づく物流拠点の再編、配送の共同化等による「効率的な物流ネットワークの実現」
 食品小売業の低コストビジネスモデルの普及定着による「食品小売業の構造改善」

多様な流通チャネルの形成

青果ネットカタログ「SEICA」の充実・普及等による食と農の連携強化、地産地消の推進等による「多様な流通チャネルの形成」

卸売市場改革の着実な推進

卸売市場法の改正(平成16年)

事業活動等に係る規制緩和

- ・ 買付集荷の自由化(卸が買付、自己のリスクで販売)
- ・ 第三者販売(卸 小売)、直荷引き(生産者 仲卸)の弾力化(省令)
- ・ 商物一致規制の緩和
- ・ 卸売手数料の弾力化(平成21年度施行)

卸売市場の再編の促進

- ・ 再編措置に取り組むことが必要な中央卸売市場について、具体的な取組内容・実施時期等を決定(平成18年度中)

- ・ PFI事業の活用
大規模増改築等に係る施設整備は、原則PFI事業の活用を図る。
- ・ 管理業務のアウトソーシング
指定管理者制度の導入や民間委託等により、管理業務をアウトソーシング。

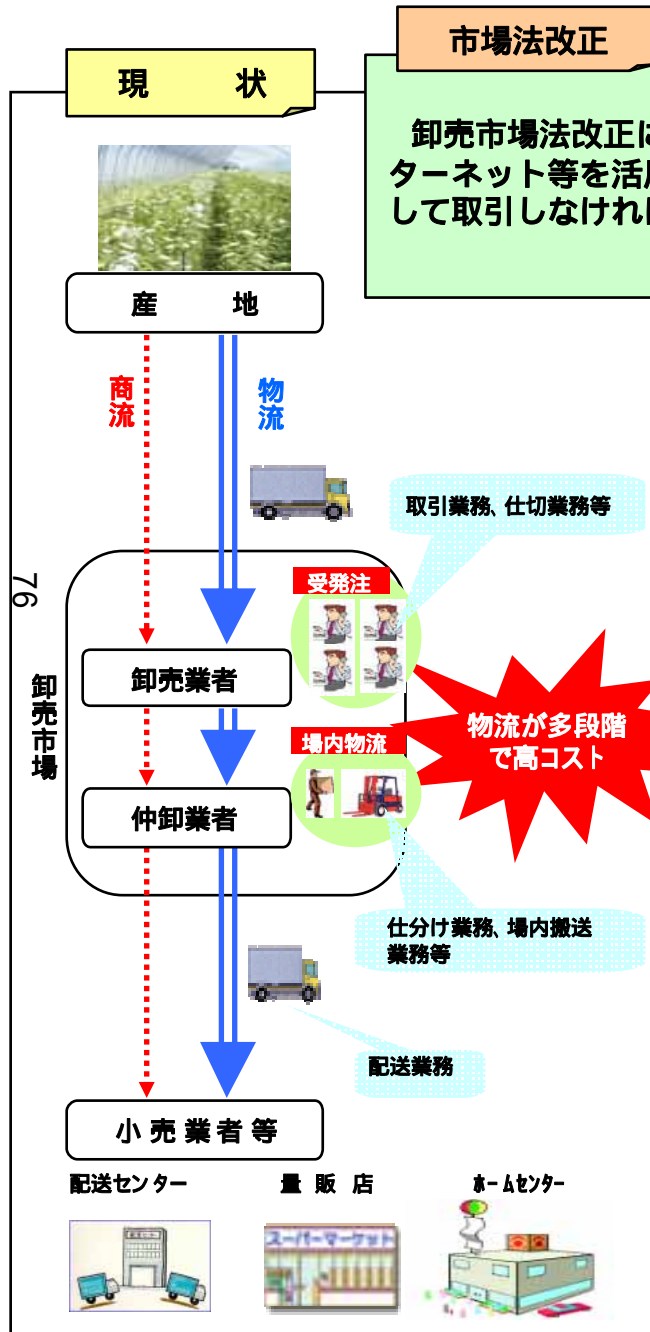
事業活動の
自由度の向上

健全な競争
による活性化

民間活力の
導入

効率的な卸売市場の実現

- 商物分離直接流通成果重視事業 -



市場法改正

卸売市場法改正において、流通の効率化を図る観点から、インターネット等を活用した電子商取引を行う場合、物品を市場に搬入して取引しなければならない商物一致規制を緩和。



問題点と克服の方向性

- 電子商取引**
- ・ システム開発費(初期投資)が大きな負担
 - ・ コストに見合うメリットを発揮するためには、関係者の参加率向上、取引品目の拡大が必要
 - ・ 取引ルールの確立(関係業者における利害調整)
- ダイレクト物流**
- ・ 電子商取引と連動した配送システムの開発
 - ・ 輸送ルールの確立

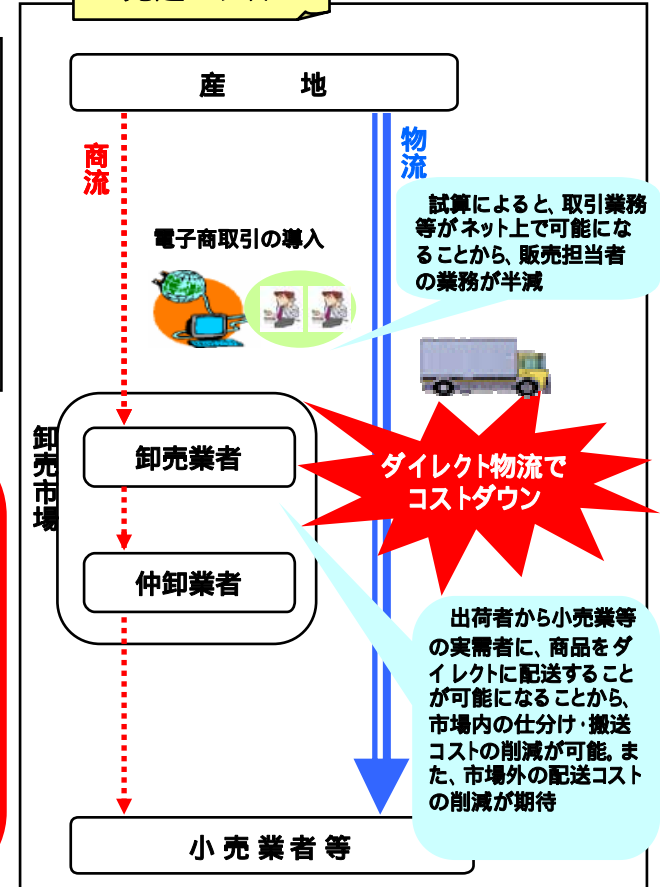
先進モデル事業の実施

- ・ モデル地区における、せり・入札、相対取引など卸売市場の多様な取引形態に対応した電子商取引システムの開発、電子商取引結果に基づく出荷者から小売業者等へのダイレクト物流の仕組みの構築・実証。
- ・ モデル事業によって開発されたシステムやコスト削減等の成果の普及・啓発。

【事業目標】

電子商取引を導入する中央市場の数:
3年後に2.0%、5年以内に4.0~5.0%
モデル地区での電子商取引の取扱量シェア:
1.0~2.5%
中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱量・金額の対前年比の伸び率:
過去5年間の平均伸び率以上

先進モデル



卸売市場を巡る課題

地方の卸売市場の集荷力低下
出荷者の出荷コスト増加
大規模市場からの転送増加
市場経営の悪化



卸売市場間連携の試行

卸売市場の物流最適化の検証

モデル事業の実施

(連携強化推進検討事業・連携物流実証事業)

モデル地区において、市場関係者、実需者、物流業者等の参画のもと、市場間連携手法の検討、実証を行う。

【取組事例】

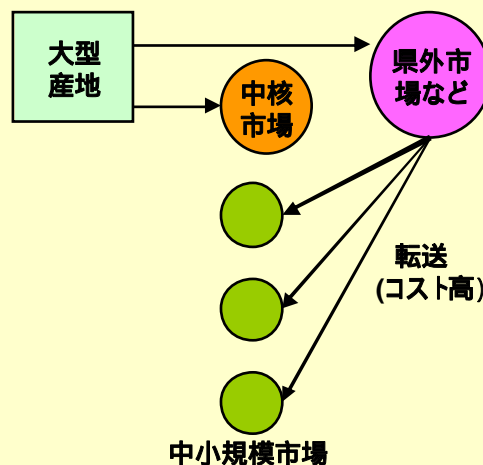
群馬では、野菜の主産地であるにもかかわらず、農協合併等による産地の大型化に伴い、出荷先の卸売市場の選別が強まったことから、東京の中央卸売市場への出荷量が増加した。このことにより、東京の中央卸売市場に一度出荷されたものを自県内の地方卸売市場が集荷する、いわゆる転送荷が増え、物流コストが増加していた。

この問題の解決を図るため、県内の複数の中小規模の市場が連携して大きなロットで共同集荷するなどして、最適な物流の実現を図る取組を行っている。

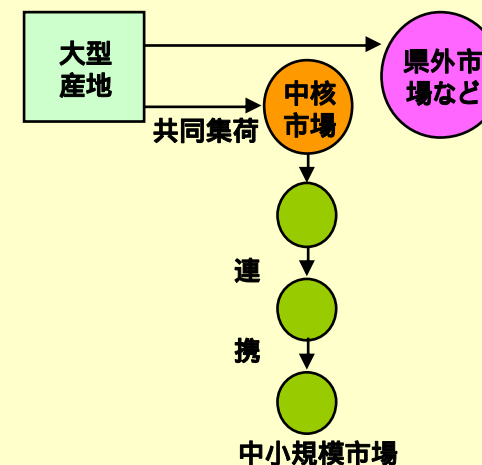


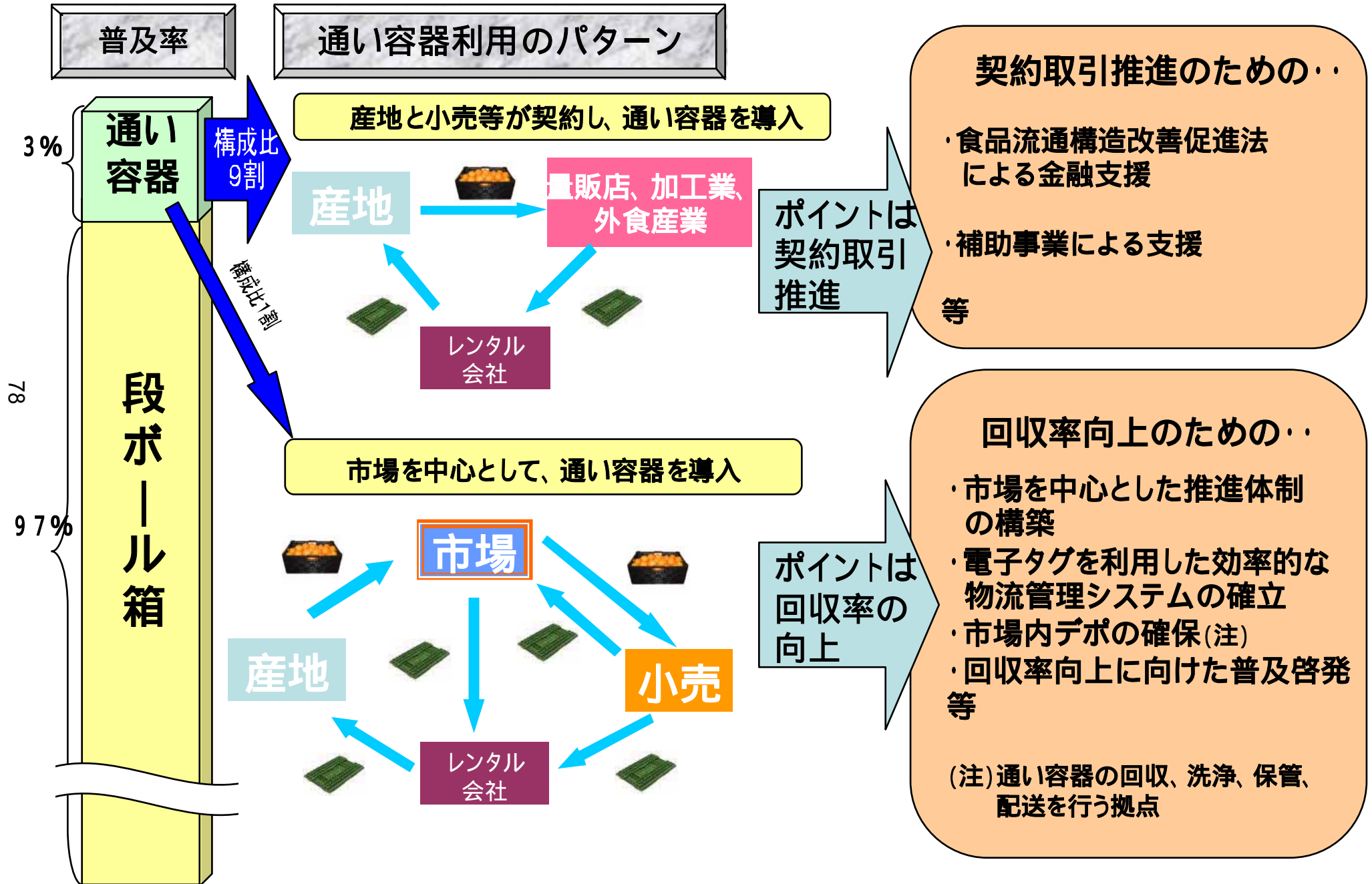
最適物流の概念図

従来の物流



新たな物流





生鮮食品流通における課題

- ・ 情報化が立ち遅れているため旧態依然とした作業体系
- ・ 多大な労働力を要する検品作業等

データを電子的に扱い、何度も読み書きのできる電子タグを活用し、取引業務の効率性等を追求

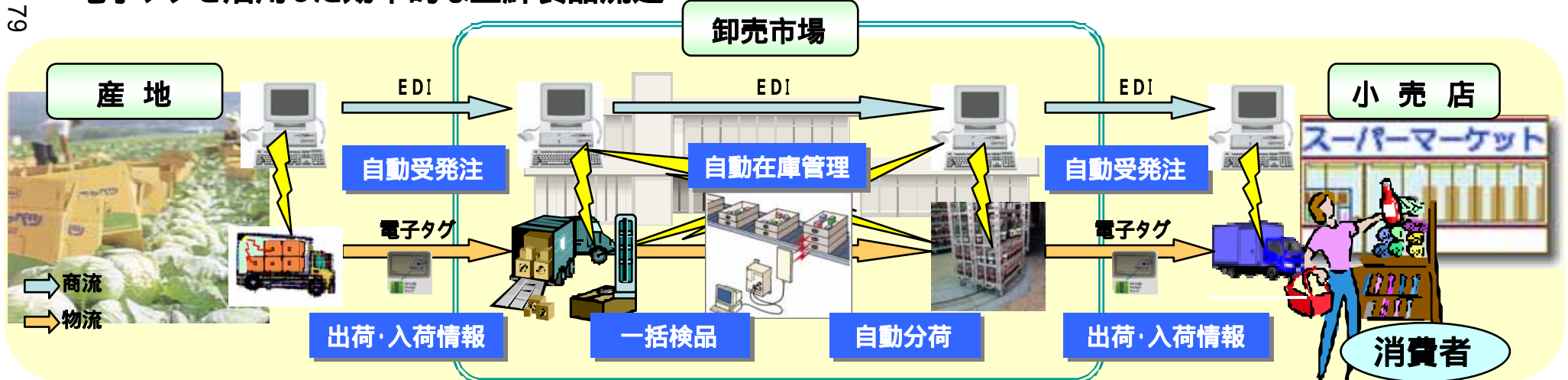
流通コストの縮減

大幅な省力化を実現するための作業体系を開発

【物流管理効率化新技術確立事業(平成17~19年度)】

事業目標: 我が国の生鮮食品等流通の大宗を占める卸売市場において、実証実験を通じ、電子タグ活用の作業体系を確立・普及し、これを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減可能とすること

電子タグを活用した効率的な生鮮食品流通



産地段階での効果

- ・ 一括検品等による集出荷経費削減、トレーサビリティ・システムとの統合
- ・ 生産情報を消費者に伝達できることによるブランド力の向上

市場段階での効果

- ・ 一括検品、自動分荷等の作業効率化、誤配やロス削減による流通コストの縮減
- ・ 温度管理タグ等による品質管理

小売段階での効果

- ・ 入荷検品や在庫管理が容易になることにより作業時間・コストの縮減
- ・ 生鮮EDI(POSシステム)と結びつけることによる販売管理の効率化

消費段階での効果

- ・ 流通コスト低減による安価な価格での食品の購入
- ・ トレーサビリティ・システムの構築による安全で安心な食品の購入

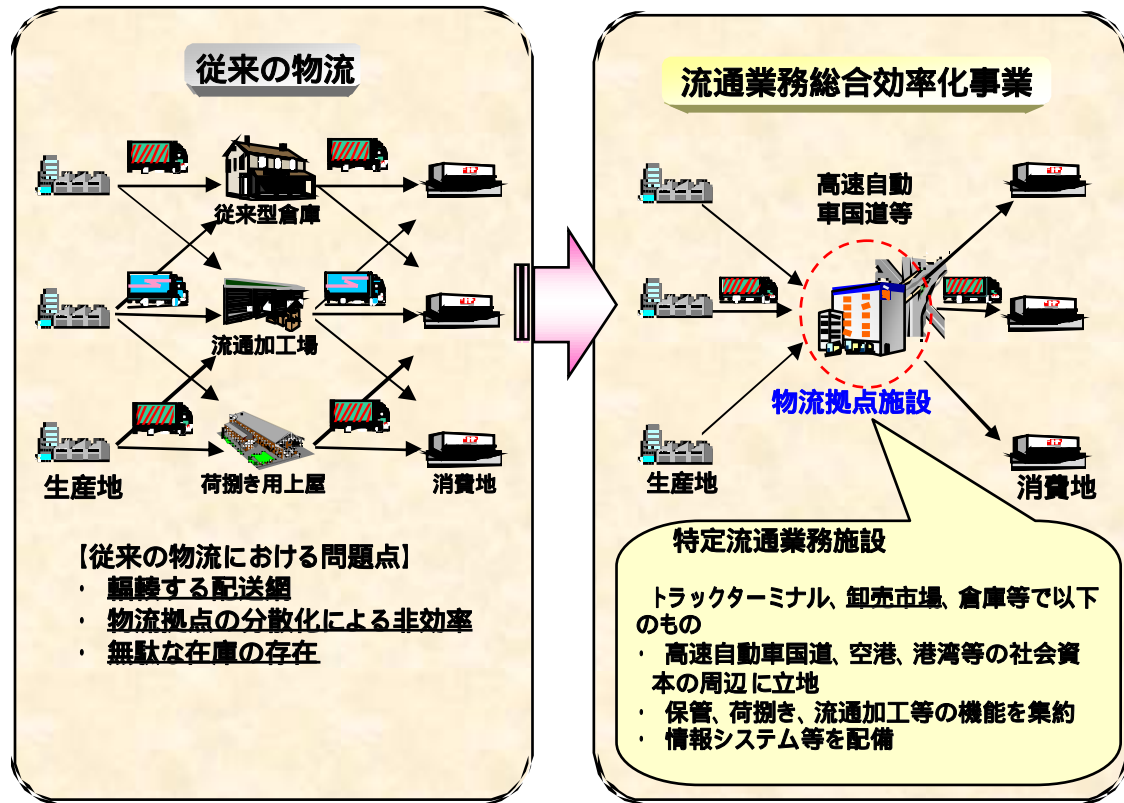
効率的で環境負荷の小さい物流の実現が、環境対策上も必要

立地上最適な**物流拠点施設の活用**による効率的な流通業務(輸配送、保管、流通加工)の実現を支援

効率的な流通業務の実現

(農林水産省、経済産業省、国土交通省共管)

80



【従来の物流における問題点】

- ・ 輻輳する配送網
- ・ 物流拠点の分散化による非効率
- ・ 無駄な在庫の存在

主な支援

物流関係事業に係る**許可等の特例**

- ・ 倉庫運送事業等の許可等を一括で付与。

流通業務施設整備等に係る**資金調達**の支援

- ・ 中小企業信用保険の拡充。
- ・ 食品流通構造改善促進機構による食品流通業者等への債務保証。

倉庫建物に係る**税制特例**

- ・ 倉庫用建物の割増償却、固定資産税の課税標準の特例等


当省関係では、穀物サイロ、飼料サイロ、水産冷蔵倉庫が含まれる。

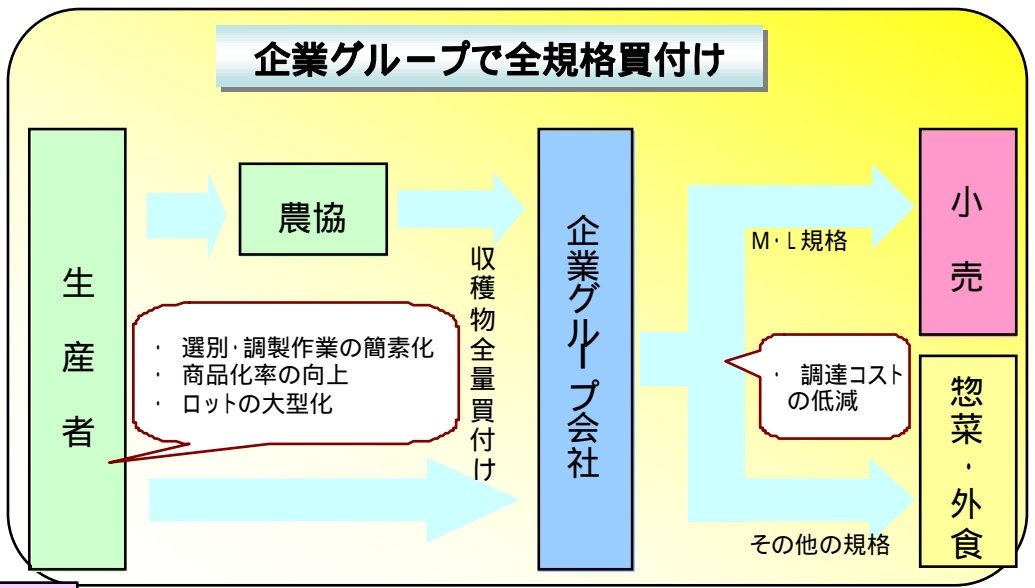
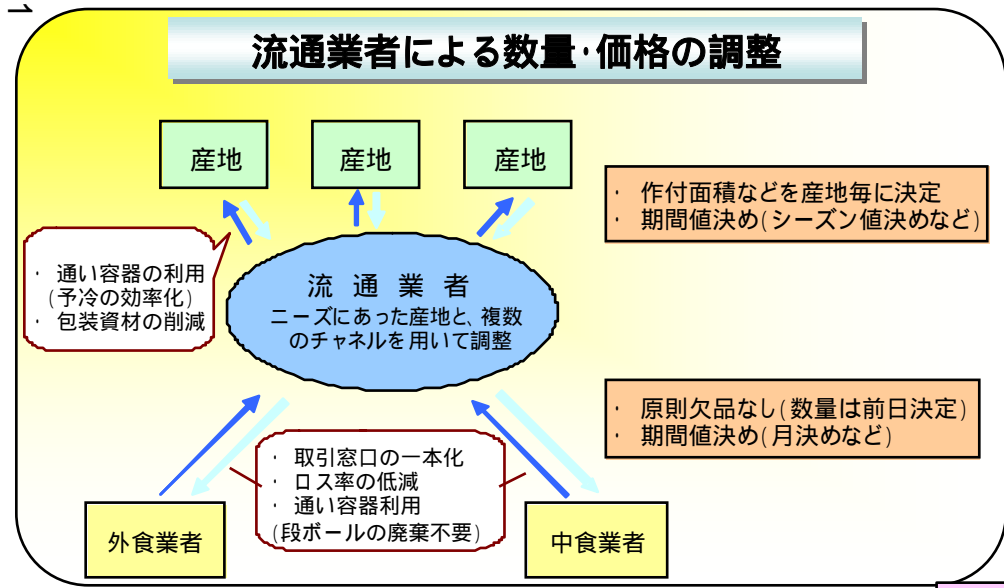
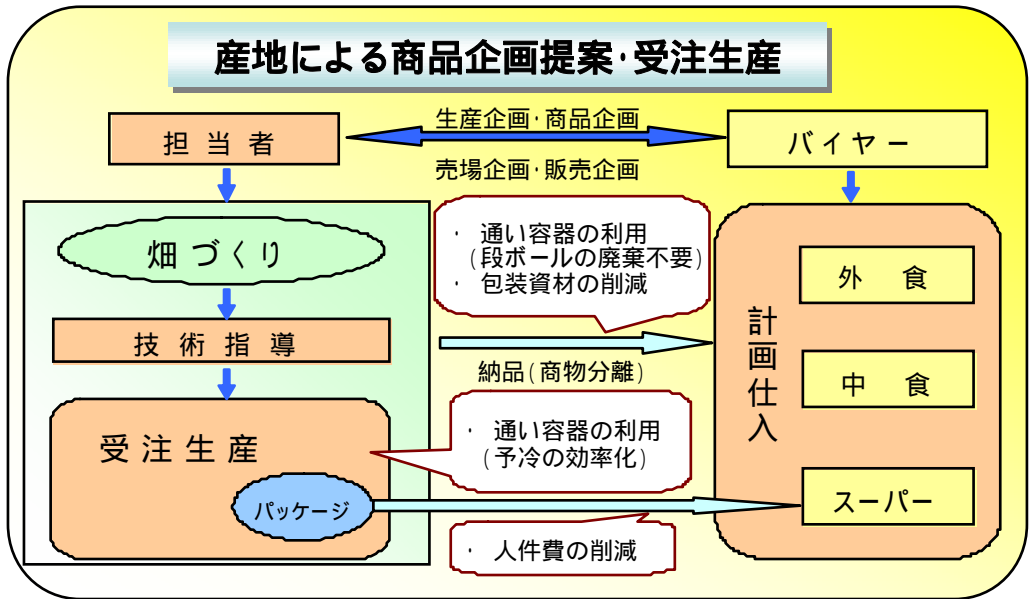
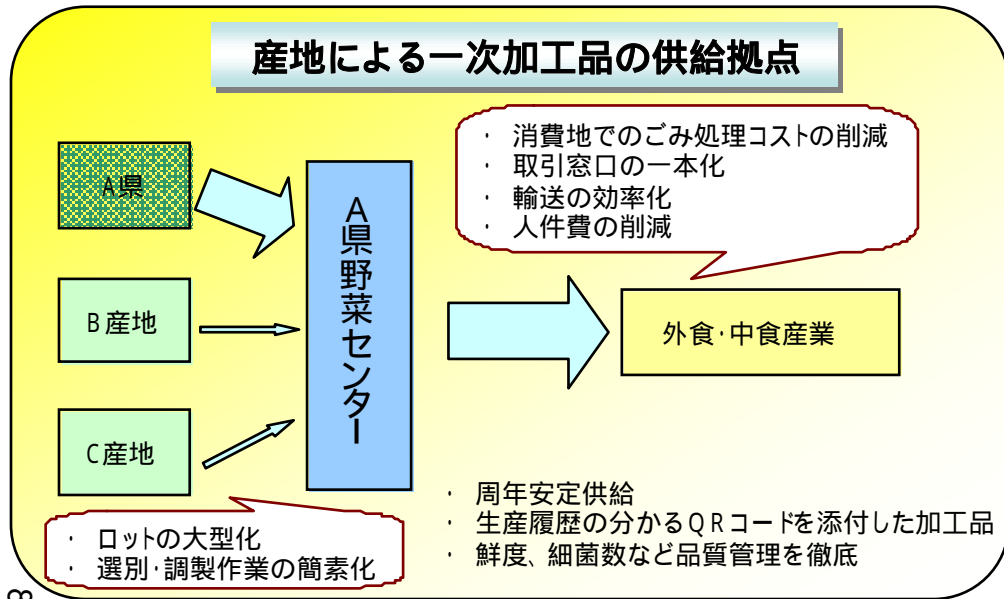
効果

特定流通業務施設を活用した**配送の合理化**
情報システム導入等による**在庫管理の適正化**

物流の効率化

環境負荷低減

 :コスト削減のポイント



生産・実需間の連携の強化、産地の生産体制の整備、契約取引の拡大を推進

バラ販売のメリット、デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 消費者が好きな量を買う 包装経費を軽減できる 新鮮とれたてイメージを演出できる 環境に配慮した販売を演出できる 季節を感じさせる売場を演出できる 仕入コスト・陳列コストを引き下げられる 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の選り好みでロスが多く出る 売場での鮮度管理が難しい 売れ残り品の取扱に手間がかかる 衛生面で消費者が不安を感じる 規格が揃っていないとできない 買い物に手間取り売り場が混雑する

資料：農林水産省「平成9年度低コスト・省資源型野菜流通システム検討事業」

地産地消の取組



マイバッグ等の普及の取組

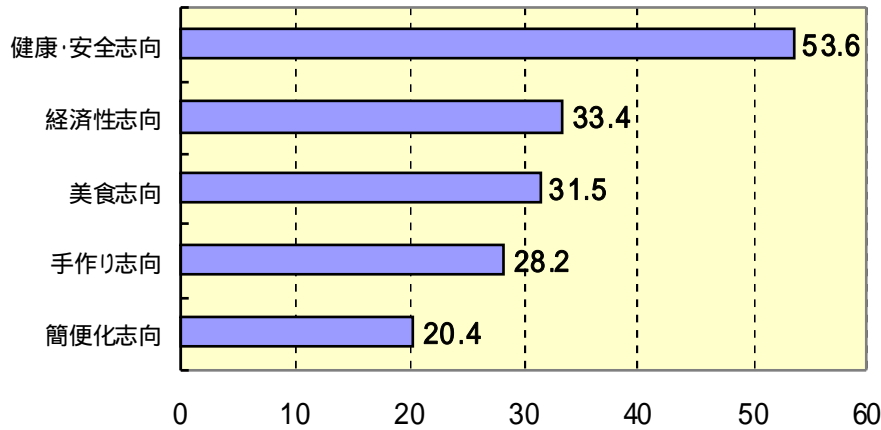


(4)加工食品の製造・流通、外食段階における食料供給コストの縮減に向けた生産性の向上等

(プラン7頁)

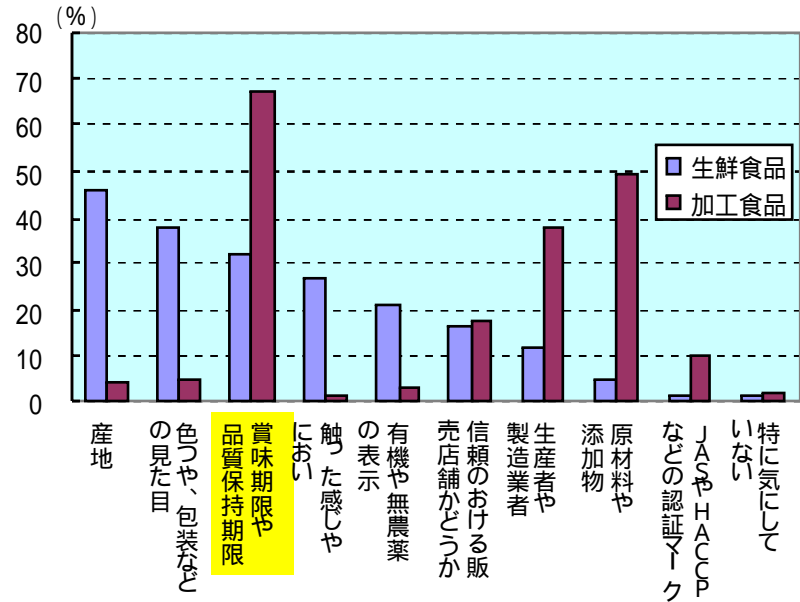
我が国の消費特性への対応

消費者の食に関する志向調査(複数回答)



資料:農林漁業金融公庫「食生活や食育に関するアンケート調査」(H16)

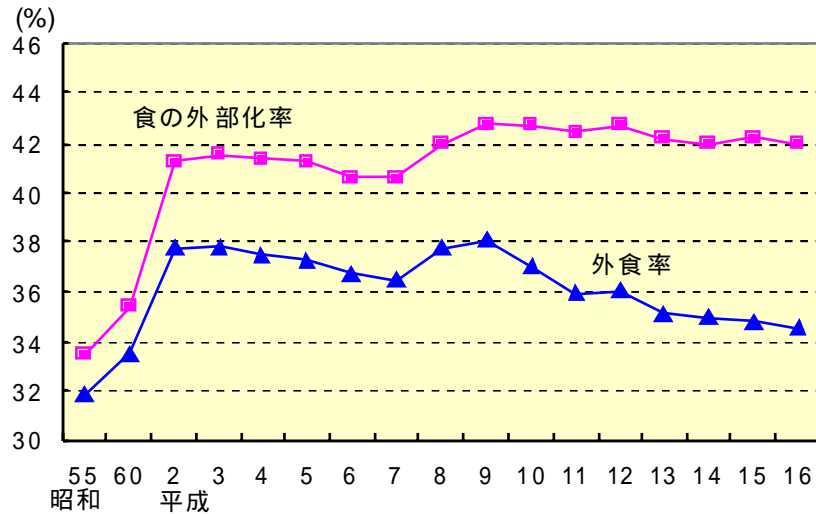
消費者が食品を購入する際の安全性の判断方法(複数回答)



資料:農林漁業金融公庫「食品の表示に関するアンケート調査」(H14)

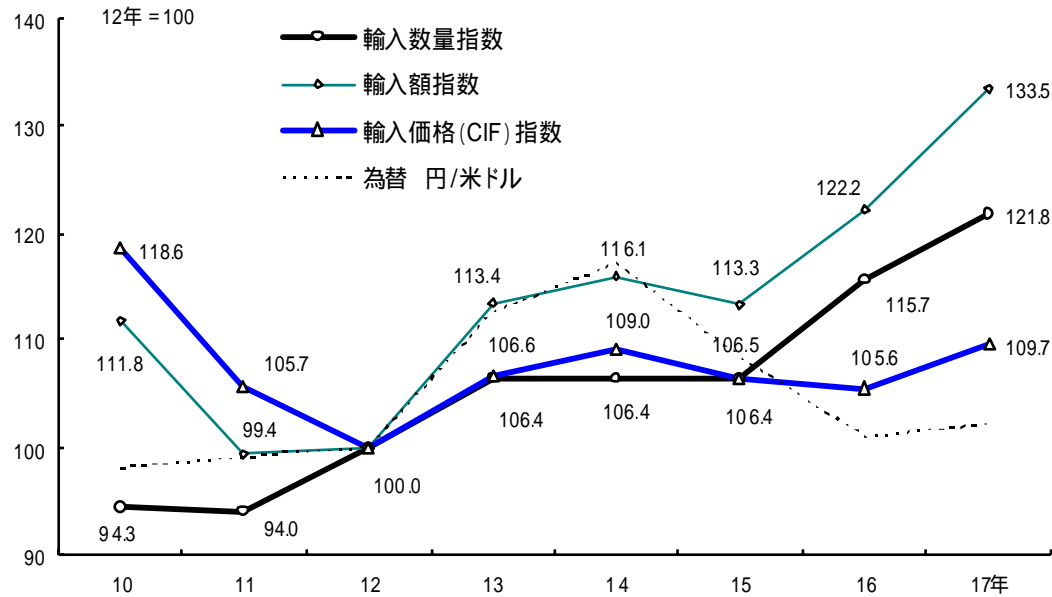
83

外食率、食の外部化率の推移



資料:(財)外食産業総合調査研究センター調べ
注:外食率…食料消費支出に占める外食の割合
食の外部化率…外食率に惣菜・調理食品の支出割合を加えたもの

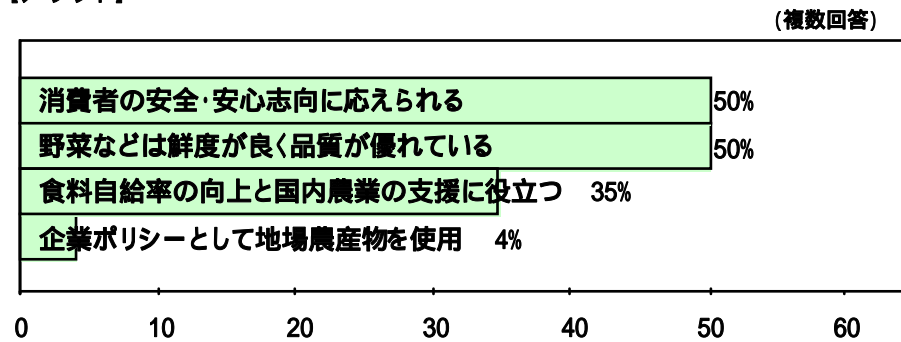
加工食品の輸入数量、輸入額、輸入価格の推移



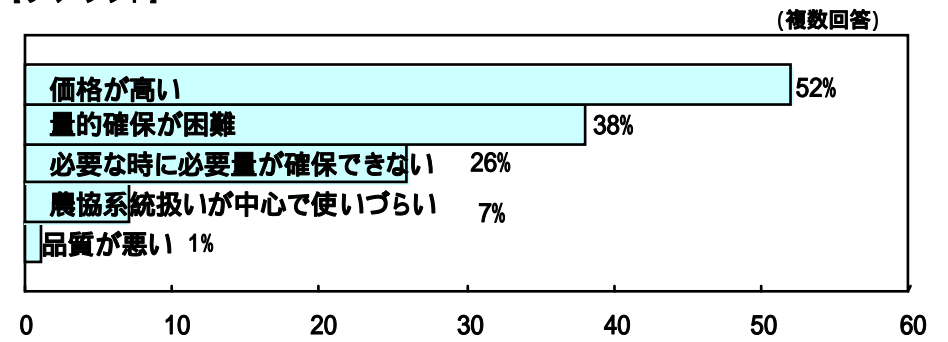
資料:財務省「貿易月表」より作成

国産農産物を利用するメリット・デメリット

【メリット】



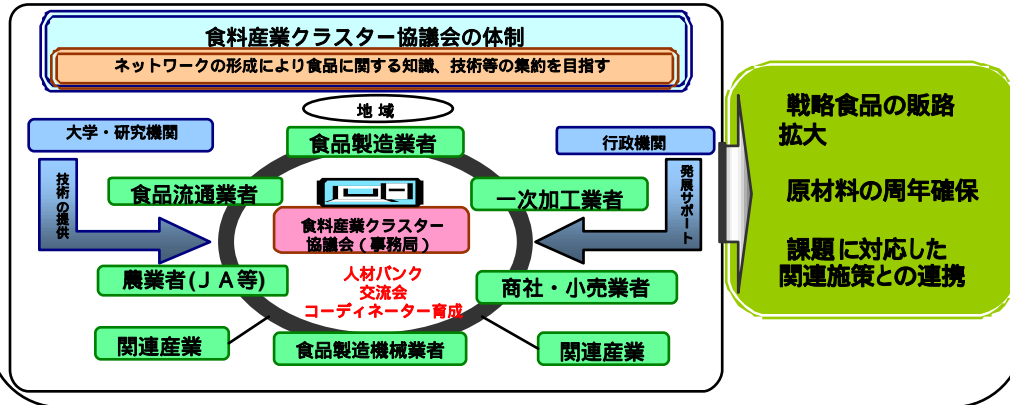
【デメリット】



資料:農林水産省総合食料局調べ(平成16年5月)

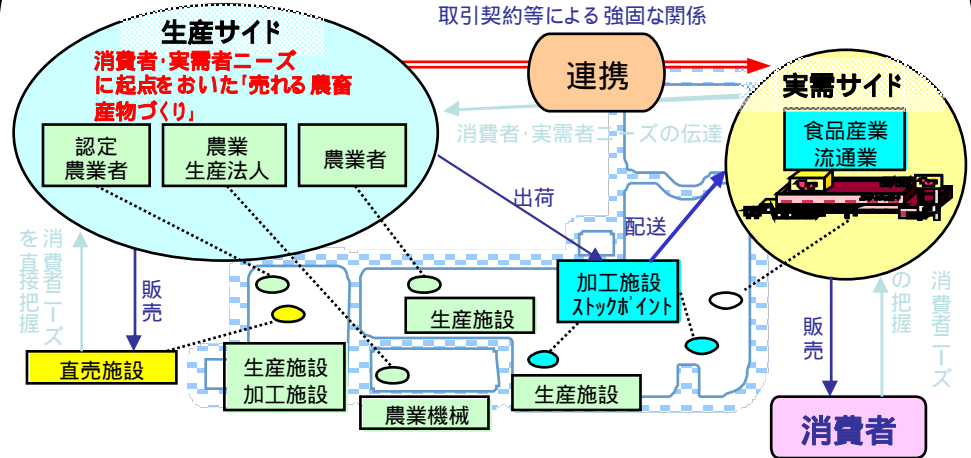
食料産業クラスター展開事業

地域食材を活用した新たな戦略食品を創出する「食料産業クラスター」を形成し、年間を通じた安定的な販売に結びつける等の発展を目指す。



広域連携アグリビジネスモデル支援事業

都道府県の枠を超えて行われる広域的なアグリビジネスの取組について、新たなビジネスモデルを創出する先駆けとして全国的な視点から支援。



生産者・実需者連携事業

生産者と実需者が連携し、実需者の求める農畜産物等を安定供給するための加工、流通施設及び土地基盤等の整備を支援(事業実施主体:生産者サイド)

加工・流通拠点整備事業

生産者と実需者が連携し、実需者の求める農畜産物等を安定供給するための加工施設、ストックポイントの整備を支援(事業実施主体:実需者サイド)

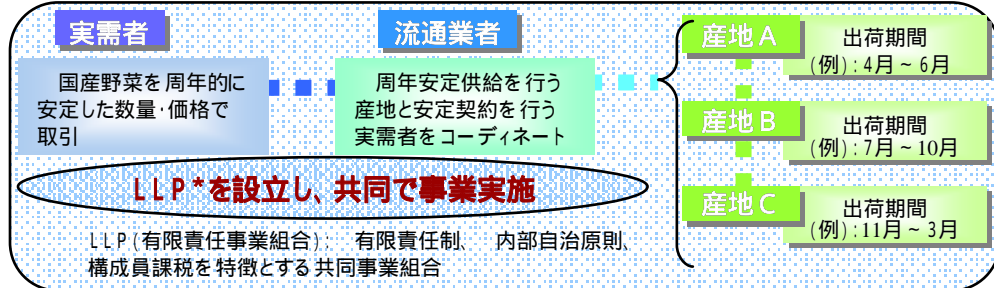
生産者連携事業

生産者同士が連携し、高付加価値化した農畜産物等を生産、販売するための生産、加工、販売施設等の整備を支援(事業実施主体:生産者サイド)

85

野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業

加工・業務用需要に対応できる野菜の低コスト生産・流通体制を確立するため、生産者・流通業者・実需者の連携の下、有限責任事業組合(LLP)等の枠組みを活用。



LLP(有限責任事業組合): 有限責任制、内部自治原則、構成員課税を特徴とする共同事業組合

- ・ 実需者が求める規格・品質に対応した生産技術、
- ・ 高性能機械の産地間リレー利用、
- ・ 通いコンテナに対応した集出荷・加工施設の整備等により、モデル地区において、野菜低コスト供給システムの確立を推進。

中小企業が行う経営革新に対する支援

【中小企業新事業活動促進法のうち経営革新支援】
 中小企業が新たな事業活動を行うビジネスプランを策定(経営革新計画)し、その経営の向上を図る経営革新への取組を支援。

新事業活動に係る
経営革新計画

- (新事業活動)
- ・新商品の開発又は生産
 - ・新役務の開発又は提供
 - ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ・役務の新たな提供の方式の導入 等

税制・金融()上の特例措置、経営革新補助金等の支援等

「高度化融資制度」
組合等が行う設備投資等

集団化事業

施設集約化事業

共同施設事業

企業合同事業

チェーン化事業

設備リース事業

等

産業活力再生特別措置法

過剰供給
構造解消

過剰債務
構造是正

企業の選択
と集中促進

国内空洞化
への対応

共同事業
再編計画

経営資源
再活用計画

事業
再構築計画

革新設備
導入計画

複数事業者が共同で
事業集約、縮小・廃止

有効活用されていない
経営資源を活用

中核事業への
「選択と集中」

実証一号機設備を中核
とする製造拠点を国内
に整備

税制、金融、商法等の特例措置

食品産業向け融資による設備の近代化等(農林漁業金融公庫)

加工流通関係資金の平成17年度貸付実績は613億円となっており、とりわけ国内農業と結び付きが強い中小の食品企業の施設整備等に活用。

【主な融資制度】

目 的

特定農産加工資金

輸入に係る事情の著しい変化に対処するため、かんきつ果汁製造業、トマト加工品製造業等の経営改善を支援

食品流通改善資金

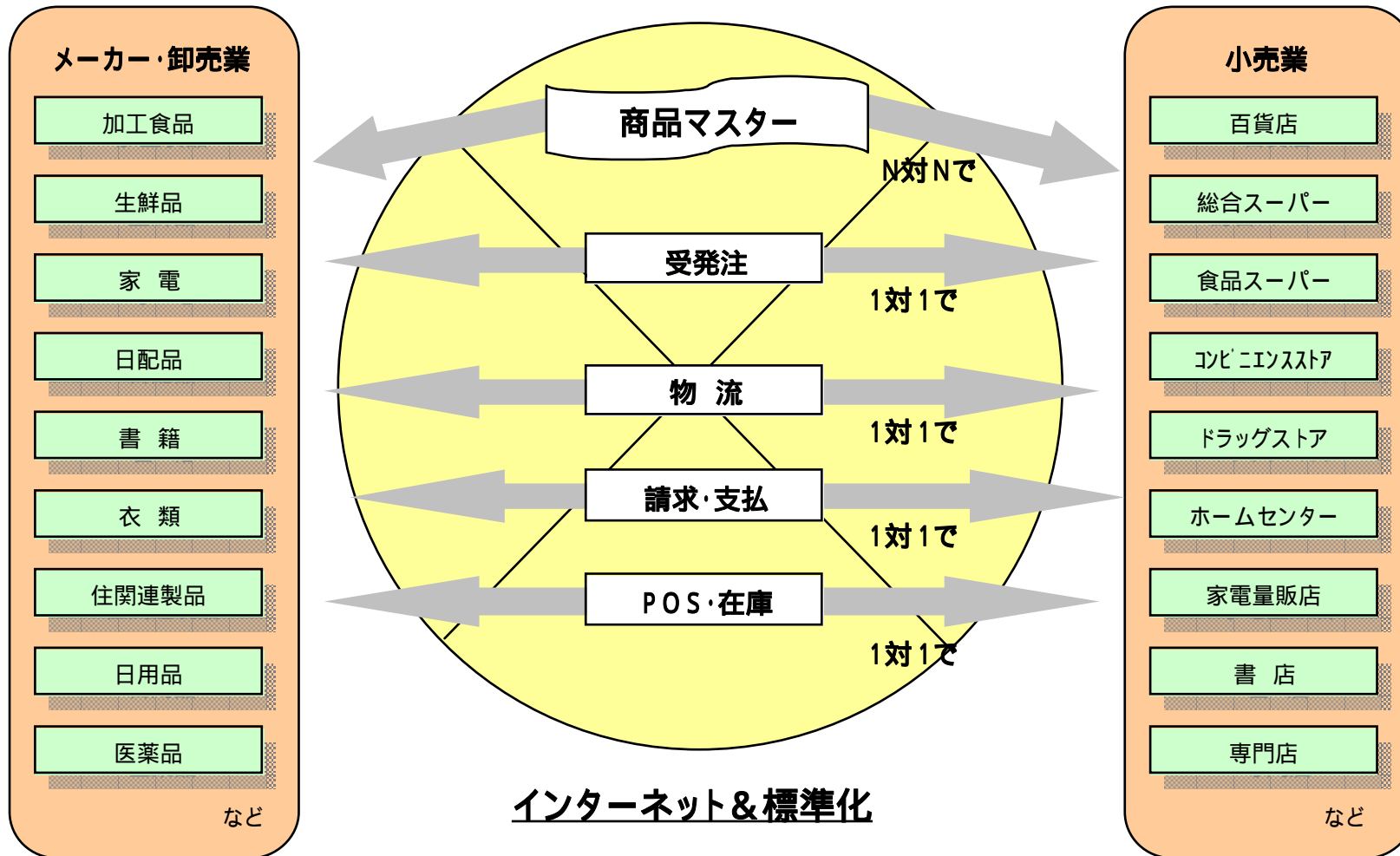
生産者と製造業者・販売業者が提携して一連の流通工程を改善し高品質な加工食品の安定供給等を支援

HACCP資金

食品の製造工程の管理の高度化のため、HACCP手法の導入を支援

流通情報共有基盤の整備例(流通システム標準化事業(経済産業省))

各企業間で商品や取引に関する情報を低コストで効率的に交換・共有し、最適なサプライチェーンを構築するため、流通情報共有の基盤を整備

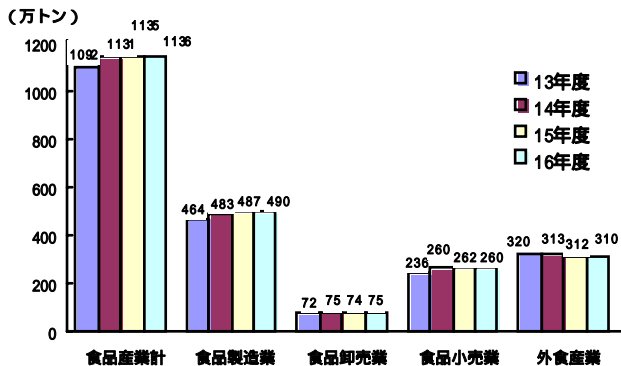


「N対Nでやりとりする商品情報」と「1対1でやりとりする受発注等」の取引情報の標準化等

資料: 経済産業省資料(2006年7月)による

食品廃棄物等の状況

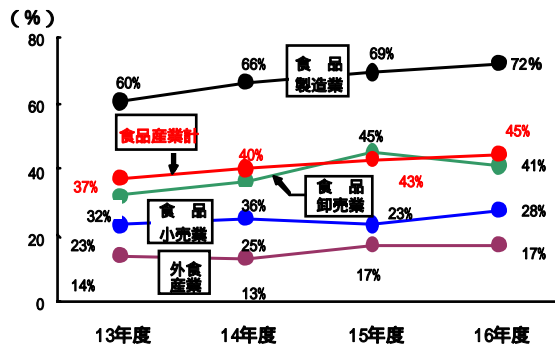
食品廃棄物の年間発生量の推移



資料：農林水産省統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」

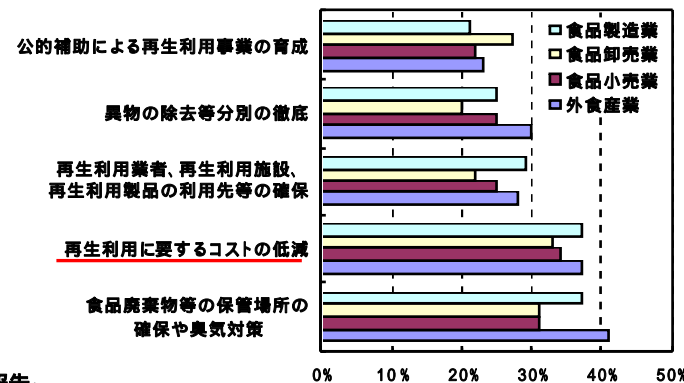
注：本調査は、国内約2,500事業所に対する調査結果に基づく推定値である。
また、本調査における「外食産業」には、沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業及び旅館業を含む。

食品循環資源の再生利用等実施率の推移



資料：農林水産省統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」

再生利用を推進するに当たっての課題

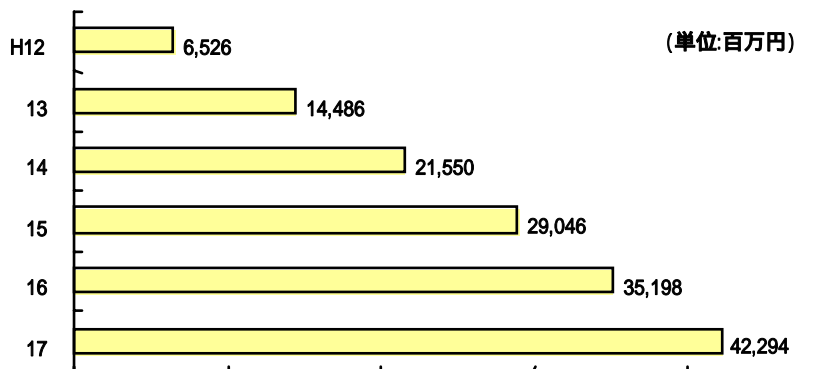


資料：農林水産省統計部「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要」

注：複数回答(3つまで)の結果を集計したもの。

88

容器包装リサイクル法の再商品化費用負担総額 (プラスチック製容器包装)



資料：財団法人日本容器包装リサイクル協会(指定法人)調べ
(参考)指定法人の市町村からの引取量(平成12年度:67千t 平成17年度:529千t)

レジ袋の使用状況

・ 総使用枚数: 305億枚(国民一人当たり年間約300枚)
原材料石油換算: 約55.8万キロリットル

出典: 日本ポリオレフィンフィルム工業組合HPより

量販店における小売包装形態(みかん)

ばら売り	包装バック	ネット	箱単位	その他
12.1%	25.2%	39.9%	20.3%	2.6%

資料：農林水産政策研究所「果実の需給安定政策のための経済分析」(平成15年)

課題

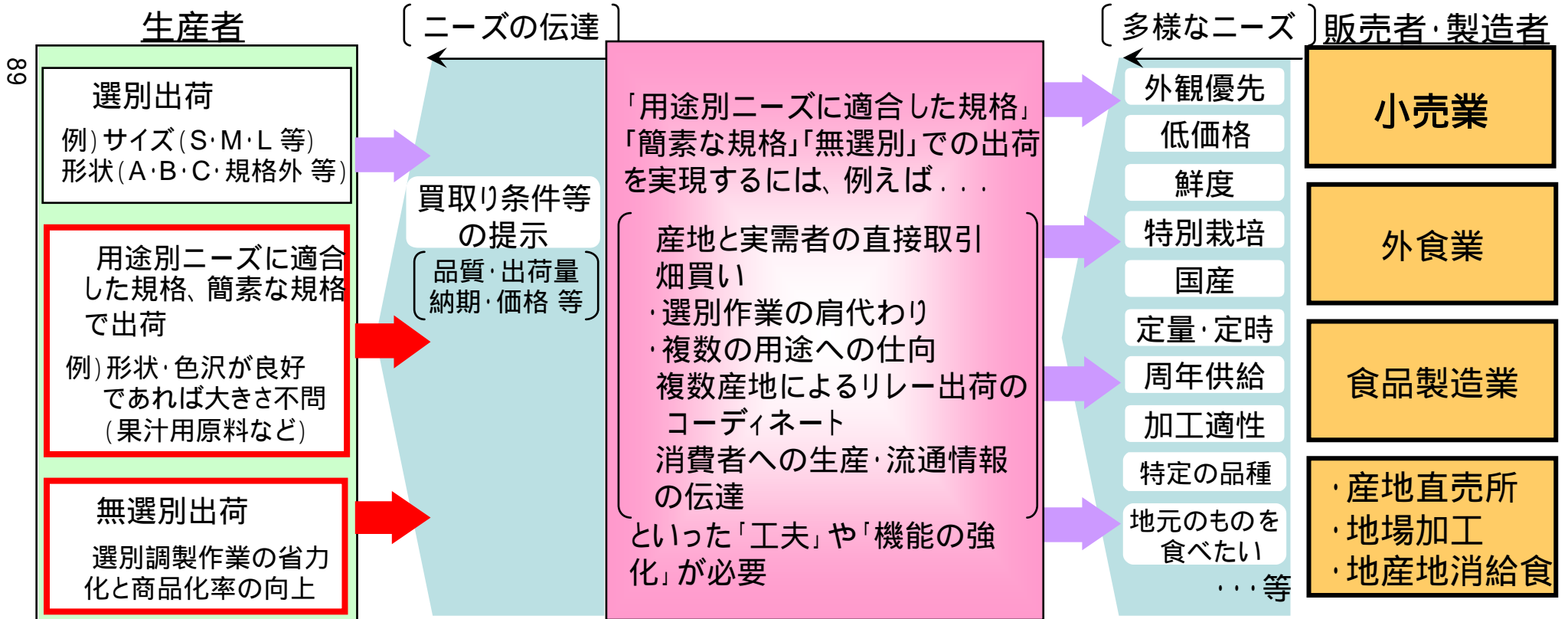
多様なニーズ(国産志向、安全・安心志向、低価格志向、食の簡便化)への対応が求められる中で、国産農産物の活用状況には以下のような課題。

- ・ 形が不揃いなものを中心に、必ずしも有効に利用・商品化されていない。
- ・ 消費者の国産志向にもかかわらず、加工・外食を中心に、価格や量的な安定供給の面で優位性のある輸入原材料のシェアが拡大している状況。

対応方向

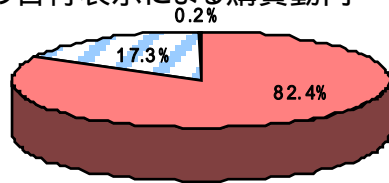
利用形態・販売形態に応じ、「用途別ニーズに適合した規格」「簡素な規格」「無選別」での出荷・流通を進めることで、国産農産物の有効利用、コストの縮減が図られるのではないか。

多様な流通の可能性



販売期限()切れ食品に係る食料品小売業の行動(H17.12~18.1調査)

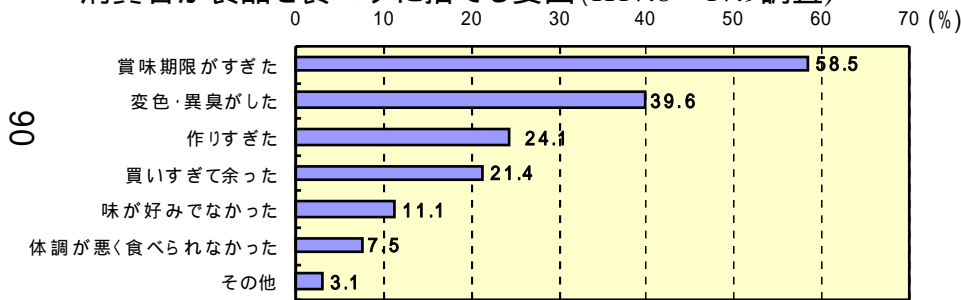
食品の日付表示による購買動向



- 日付表示が最も新しい食品を選ぶようにしている
- 日付表示を確認するが、日付が過ぎていなければ特に気にしない
- 日付表示を確認せずに食品を購入している

資料: 内閣府「平成14年度国民生活モニター調査(5月実施)」
注: 各都道府県の国民生活モニター2,300名のうち有効回答数2,249名

消費者が食品を食べずに捨てる要因(H17.8~17.9調査)



注: 調査対象は兵庫県内在住の消費者(回収数: 2,585票)

資料: 兵庫県消費者団体連絡協議会「食品の廃棄についての消費者行動等アンケート」

食品自主回収の実施件数

	平成15年度	16年度	17年度
自主回収件数(全体)	159	225	249
うち期限表示関連	16	41	64
(全体に占める割合)	(10.1%)	(18.2%)	(25.7%)

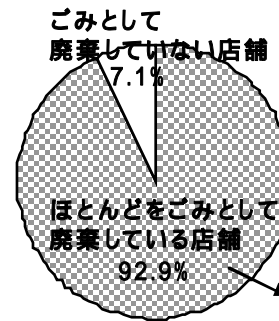
資料: 独立行政法人農林水産消費技術センター

「食品事故・自主回収情報に関する調査報告書」

注1: 実施件数は、新聞や食品事業者ホームページ等で公表された情報を収集したものであり、自主回収を行った全件数ではない。また、17年度の調査期間は、4月から12月の9ヶ月間である。

注2: 自主回収の原因は、「期限表示」、「品質不良」、「アレルギー表示」、「異物混入」、「容器包装」等

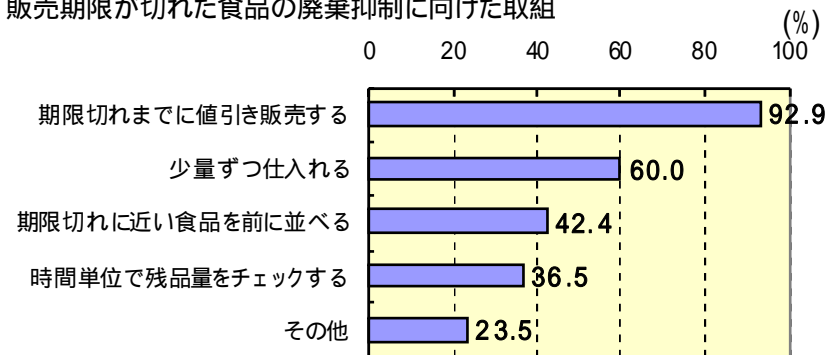
販売期限が切れた食品の処理方法



- 販売期限が切れた食品の一部は、
- ・ メーカーに引き取ってもらう
 - ・ 飼料として利用
 - ・ 従業員等に提供

注: 「ほとんどをゴミとして廃棄している店舗」うち、100%廃棄が72%、50%以上廃棄が18%、その他が10%となっている。

販売期限が切れた食品の廃棄抑制に向けた取組



注: 調査対象は兵庫県内に店舗をおく食料品小売事業者(回収数: 85票)

「販売期限」は、賞味期限とは別にメーカーや小売業等が設定するもので、賞味期限と一致するものや賞味期限よりも短い期限のものがある。

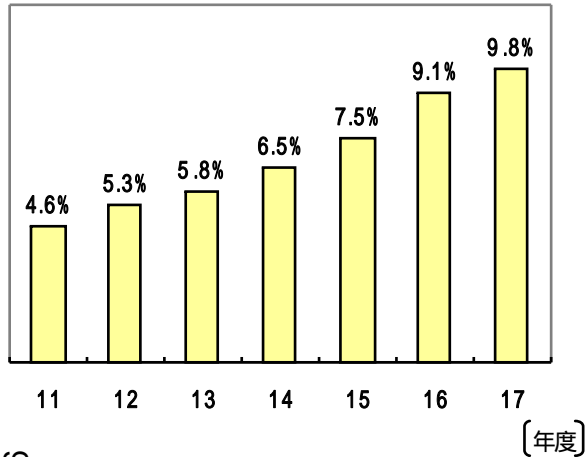
資料: 兵庫県消費者団体連絡協議会「販売食品の廃棄・リサイクルについてのアンケート」

賞味期限の定義

定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

コールドチェーンの推進

【中央卸売市場低温卸売場面積率】



【コールドチェーン構築への取組】

- ・ 強い農業づくり交付金のうち卸売市場施設整備対策
- ・ 物流効率化法による卸売市場の流通業務の総合効率化と併せたコールドチェーン構築の支援
- ・ 卸売市場開設者が業務規程において品質管理の方法を定めることを義務づけ

【コールドチェーンに関する目標】

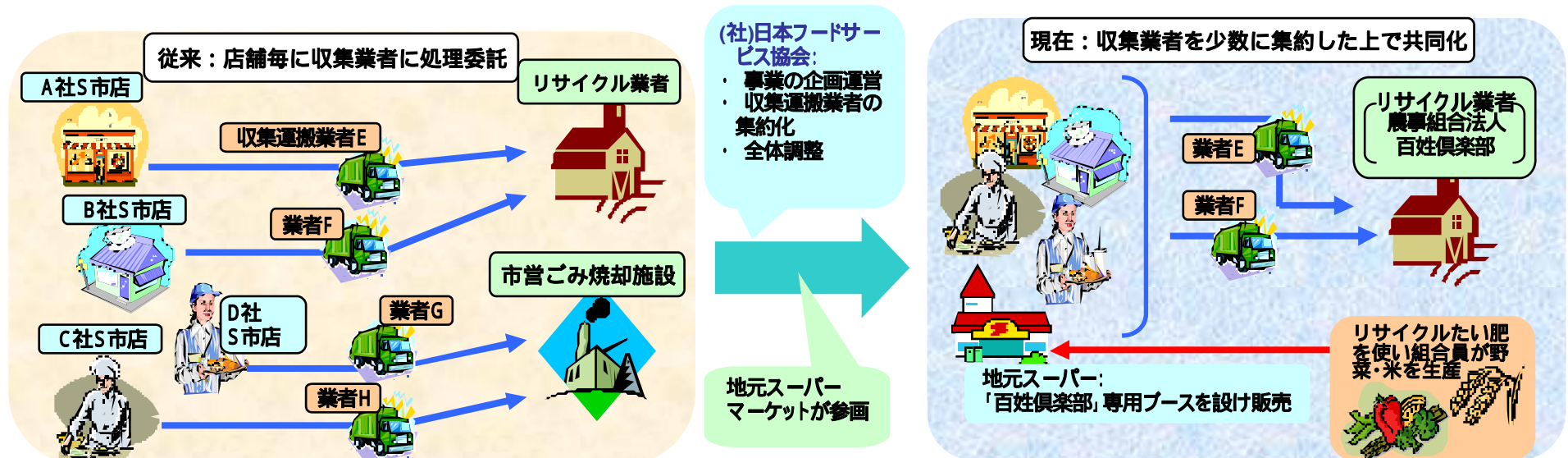
中央卸売市場における
低温卸売場の整備率

平成17年3月時点で9.1%

平成21年度までに11.1%

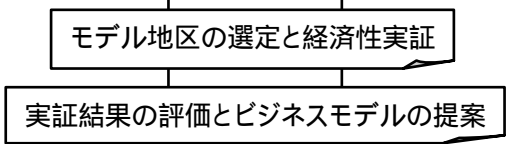
91

社団法人日本フードサービス協会の取組

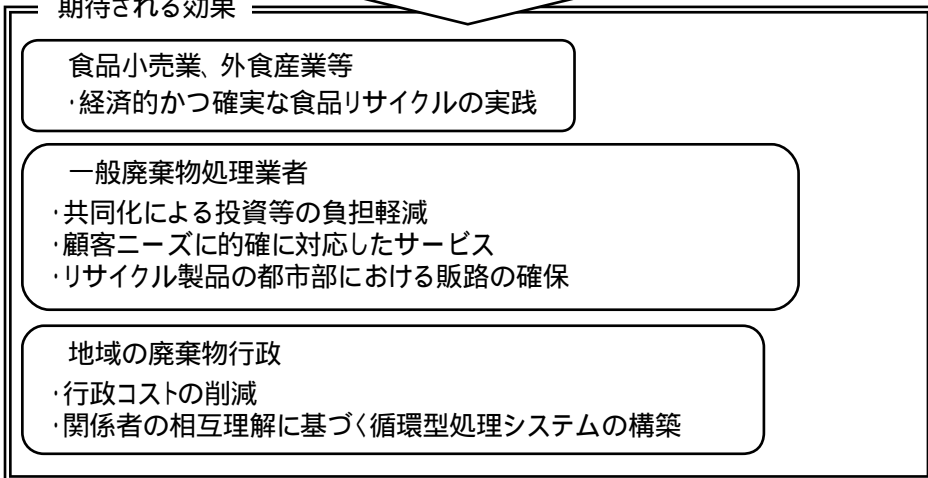


食品循環資源経済処理システム実証事業

地域の関係者が抱える課題を克服し、地域における利害調整を経て、排出事業者(食品関連事業者)、廃棄物処理業者及び地域行政が効果的かつ効率的な食品リサイクルシステムの構築を目指す。



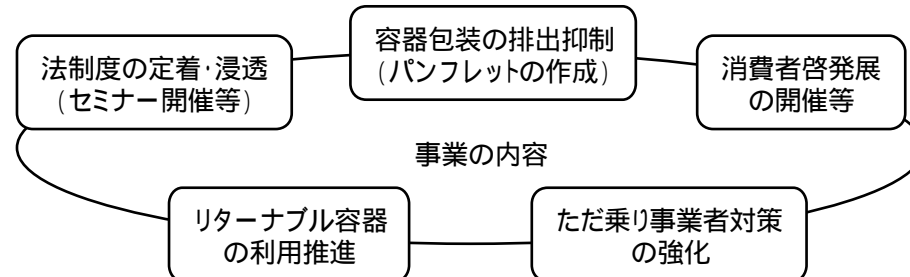
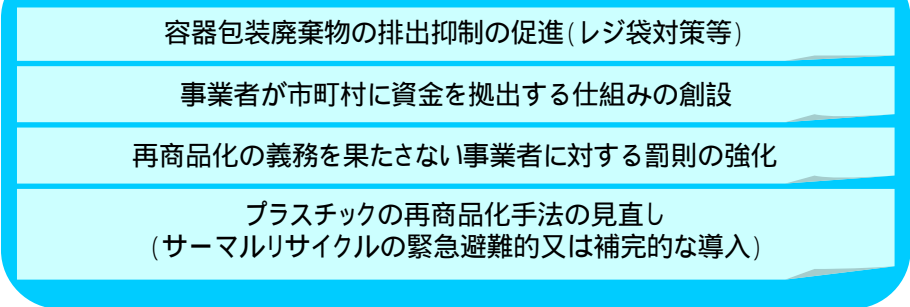
期待される効果



容器包装リサイクル法制度円滑化推進事業

改正容器包装リサイクル法の定着・浸透を図り、容器包装廃棄物の排出抑制に係る取組等を促進する。

【主な改正内容】



92

食品リサイクル・ループの構築

「食品リサイクル制度の見直しについて」(平成18年12月とりまとめ())

3.(5)広域的・効率的なリサイクルの促進策のあり方

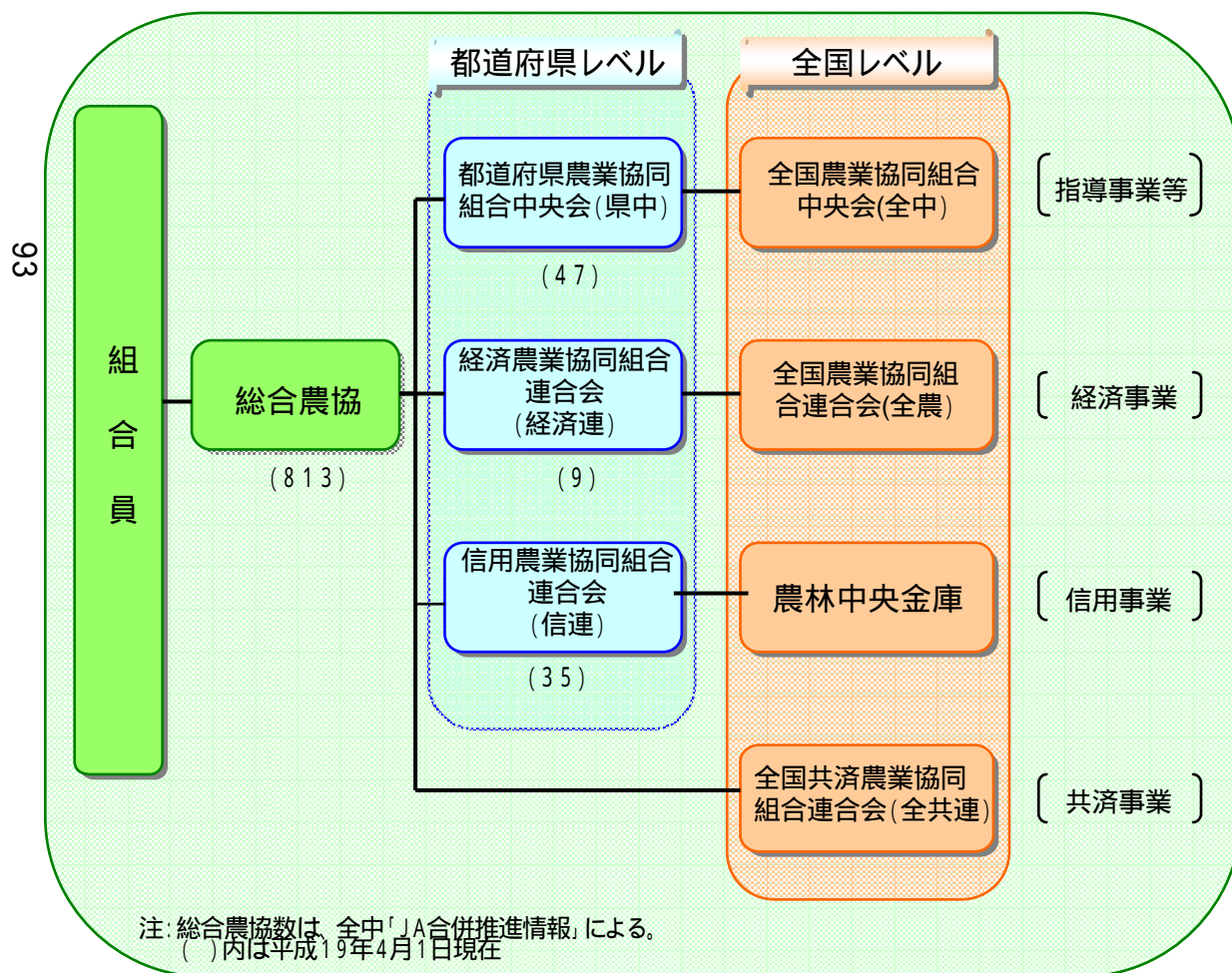
(略) 食品廃棄物を排出する食品関連事業者が、食品循環資源の再生利用を飼料化・肥料化事業者に依頼し、これらの飼料やたい肥を利用して生産された農畜産物を当該食品関連事業者が購入・販売するという、安定かつ確実な再生利用が維持・継続できるリサイクル・ループの構築を進める必要がある。

()食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会

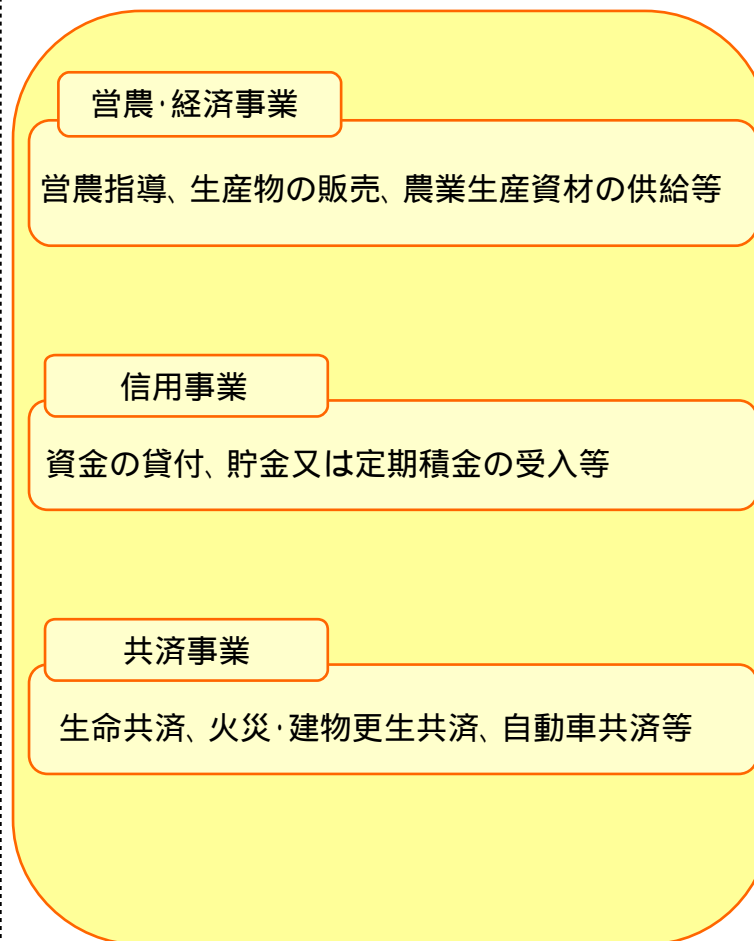
農協系統の組織と事業

- ・ 農協は、組合員農家の自主的な相互扶助組織であり、農家組合員に対して営農と生活に関わる各種サービスを総合的に提供している。
- ・ 農協系統組織は、農業者が組合員となって各種の事業を行う農協 農協を会員とし、その事業活動を補完する連合会(県連、全国連) 農協及び連合会を指導する機関である中央会(県中、全中)で構成されている。

農協系統組織図



農協の主な事業



食料供給コスト縮減に直接関連

経済事業改革の推進



農協は、全中が策定した「基本方針」に基づき 担い手への対応の強化 営農指導機能の強化 販売事業の見直し 生産資材価格の引下げ 物流、農機、ガソリンスタンド、Aコープの収支改善・競争力強化 等により経済事業改革を推進
 全農は、農林水産省から発出された業務改善命令に基づき平成17年12月に改善計画を策定し、抜本的な事業改革を実施。生産資材手数料の引下げ、米の流通コスト削減等の事業改革を推進 等

食料供給コスト縮減に間接的に寄与

農協の持つ総合力(注1)を
発揮したメリット還元



農産物の販売事業、生産資材の購買事業のほか、営農指導事業、共済事業、営農資金の貸付けを行う信用事業など生産者に必要なサービスを総合的に提供しているところであり、これらの総合的な事業実施のメリットを活かすとともに、各事業における事業改革に継続して取り組むことを通じて生産者の事業コストの縮減を目指す 等

組織の見直しなど
による体質強化



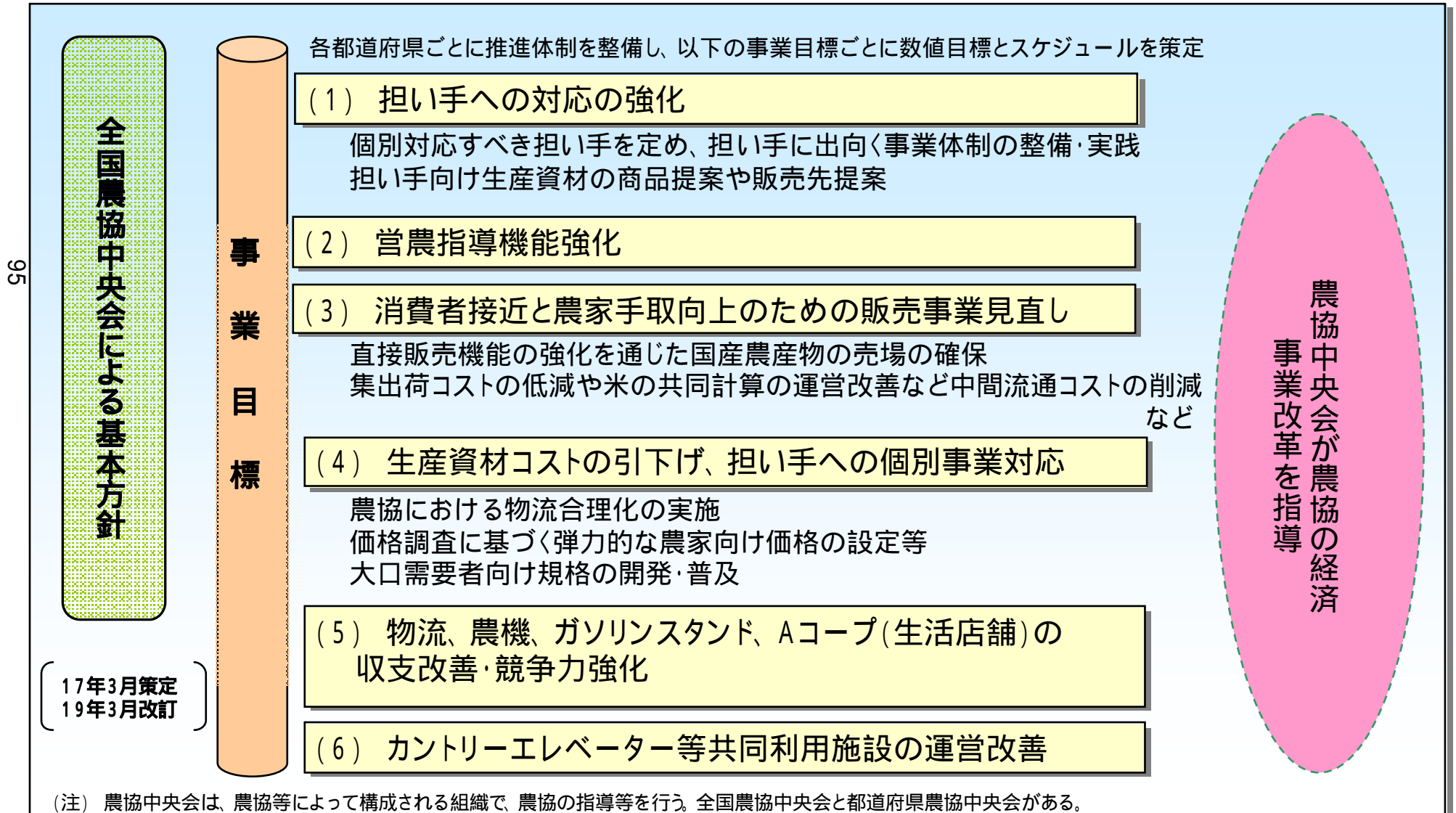
農協の支所の再構築等による組織の見直しや、能力主義を基本とした人事制度の導入及びその高度化
 部門別損益計算書の一層分かりやすい開示や、女性部のメンバー等の経営参画の促進等多様な視点の導入による農協の自律的改革の促進
 新たな農協の設立や農協自らの発意による地区の拡大等による農協のサービス面での競争の促進
 全農の県本部(統合した経済連)と全国本部との実質的な一本化による効率的な事業運営(注2) 等

農協の経済事業改革や組織運営コストの低減等により、食料供給コストを縮減

(注1) 農協は、農家組合員が相互扶助を目的として組織する自主的な法人であり、組合員のニーズを踏まえ、信用事業、共済事業、経済事業等多様な事業を定款で選択して実施。

(注2) 全農の今後の組織形態については、平成17年7月の農林水産省の「経済事業改革チーム」(座長:副大臣)の提言(実質的な全国一本化 県本部又はブロック別の再編成のいずれかを選択すべき)を受けて、全農が実質的な全国一本化を選択

農協系統自らが取り組む経済事業改革を推進するため、平成16年の農協法改正(17年4月施行)で、全国農協中央会が「基本方針」を策定し、農協中央会が農協の経済事業改革を強力に指導する仕組みを構築。



不祥事を契機に17年10月に発出された業務改善命令に基づき、全農は17年12月に「改善計画」を策定。

これまでの取組

担い手担当専任者の配置(165名配置済み)

「担い手」対策の18年度から前倒し実施
(肥料の満車直行割引の実施など)

18年産米から販売対策費の廃止

運賃の徹底した削減交渉を実施

18年産米からコスト項目ごとの削減目標を
生産者へ明示

「生産資材コスト低減チャレンジプラン」の策定
(17年12月)

生産資材手数料18億円引下げ(18年度)

全農の改善計画

1 組織のスリム化

子会社を含めたグループ全体で5,000人の人員削減
〔【17年度末】25,000人 【5年後】20,000人(20%)〕
役員・全国本部職員の報酬・給与削減も実施

2 「担い手」への対応強化

組織のスリム化による合理化効果を「担い手」対策に投入
〔19年度から5年間で累計240億円を担い手対策に投入
(うち、120億円～160億円は、価格対策(大口割引の拡大など))〕

3 流通コストの削減

米の流通コストの削減
〔【従来】3,000円程度/60kg 【20年産までに】2,000円以下/60kg〕

4 生産資材事業の改革

生産資材手数料の引下げ
〔【16年度】290億円
段階的に引下げ20年度には36億円引下げ(16年対比)〕

5 子会社の抜本的な整理合理化

〔17年10月〕203社 【3年後】98～117社

6 内部管理態勢の強化

農協改革について

組織改革

合併の推進

2,501組合(H7) 813組合(H19.4) [68%減]

信用事業改革

JAバンクシステムの確立(H13法改正)

農林中央金庫によるJAの信用事業の指導
銀行・信金と同等の規制

共済事業改革

共済事業：保険業法並み法定化(H16法改正)

全共連がJAの共済事業に責任を持つ方式に移行
保険会社と同等の規制

経済事業改革

- ・ 農産物販売・生産資材供給の事業改革に立ち遅れ
- ・ 経済事業を行う全国組織である全農に不祥事

JAグループ全体の経済事業改革

全国農協中央会による基本方針策定(H16法改正)

各県ごとに農協系統自ら推進体制を整備し、事業目標ごとに数値目標とスケジュールを策定

- ・ 担い手への対応の強化
- ・ 営農指導機能強化
- ・ 消費者接近と農家手取向上のための販売事業見直し
- ・ 生産資材コストの引下げ、担い手への個別事業対応
- ・ 物流、農機、ガソリンスタンド、Aコープ(生活店舗)の収支改善
- ・ 競争力強化
- ・ カントリーエレベータ等の運営改善

農協中央会が
農協系統の
経済事業改革
を指導

全農改革

業務改善命令
H17.10.13

全農の事業推進体制の再構築

全国一本化したガバナンス体制の構築

組織のスリム化

子会社を含めたグループ全体で25千人 20千人(20%) [5年後]

組合員へのメリット還元

組織のスリム化による合理化効果を「担い手」対策に投入(5年で240億円)
 手数料の検証・見直しや物流構造の合理化
 流通コストの削減(米 3,000円 2,000円以内/60kg)

経営役員数のスリム化(28人 20人)(員内27人 15人) 「外部の視点」の導入(1人 5人)

司法関係、公認会計士、消費者団体代表などの員外役員を導入

子会社の再編合理化

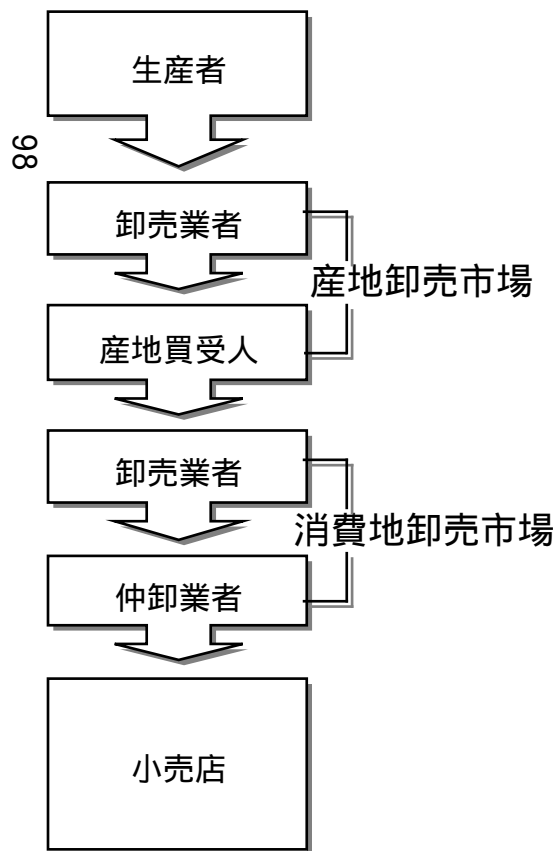
抜本的に整理・統合し、再編・合理化(203社 98~117社[3年後])

実施済

水産物の価格構造

生鮮水産物の小売価格に占める産地価格相当部分の割合は約24%(平成17年)。
 水産物は、産地市場、消費地市場を経由して流通すること、流通・小売段階で温度管理、調理(切り身、骨取りなど)が必要であることから、流通マージンがかかることが特徴。
 水産物の供給コスト縮減に向け、各段階で従来の枠組みを見直す取組も必要。

水産物の流通経路



水産物の価格構造

生鮮水産物の小売価格(H17)

401円/200g

(主要10品目加重平均)

生産経費:24%
漁業経営費
産地卸売手数料
産地出荷経費 16%
消費地卸売手数料
仲卸経費
小売経費等 60%

産地価格相当部分
(24%)
95円/200g
(注7,8)

供給コスト縮減に向けた取組のポイント

生産経費	漁船建造、漁具・燃油等の資材の購入・維持コストの縮減
産地出荷経費 (産地卸売手数料含む)	産地市場の統廃合等による産地流通コストの縮減
小売経費等	消費地市場の再編・合理化、消費者・実需者への直接販売等による消費地流通コストの縮減

資料:「小売物価統計」の東京都区部の小売価格、「水産物流通統計」の消費地市場卸売価格、「漁業情報サービスセンター調べ」の生鮮向け産地価格、「漁業経営調査」の平均的な家族経営体の漁業収入に対する漁業所得等の比率に基づき試算。

注1:主要10品目とは、メバチ、マアジ、マイワシ、カツオ、マガレイ、マサバ、サンマ、マダイ、ブリ、スルメイカの生鮮品

注2:メバチ、カツオ、ブリ、イカは切り身販売されているため、「食品成分分析表」の利用率で消費地市場卸売価格及び産地価格を補正している。

注3:漁業経営費とは、生産者における雇用労賃、油費、漁船・漁具費等が含まれる。

注4:産地卸売手数料とは、産地卸売業者の経費と利潤が含まれる。

注5:産地出荷経費とは、産地買受人の経費と利潤、消費地卸売業者の経費と利潤が含まれる。

注6:小売経費等とは、仲卸業者の経費と利潤、小売店の経費と利潤が含まれる。

注7:産地価格相当分95円/200gは廃棄率を勘案して補正した値である。

注8:産地価格相当分は漁業所得、漁業経営費に加え、生産者が産地卸売市場に支払う手数料も含まれる。

漁船漁業の合理化に関する技術開発

- ・燃油高騰等の漁業をめぐる環境変化に対する適切な対応
- ・漁具漁法、船型改良などの基礎的調査・研究
- ・漁船による洋上での実証試験
- ・公募型事業による現場ニーズに基づいた取組支援

事例：漁業の省エネルギー化への取組

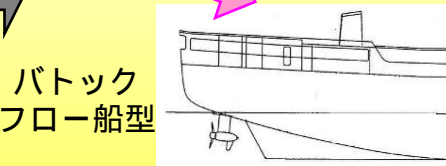
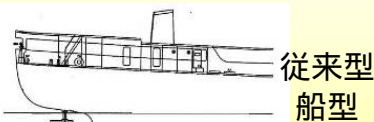
発光ダイオード集魚灯
(省電力な発光ダイオード(LED)
の集魚灯を使用することにより、発
電に掛かる燃油量を削減)

(さんま棒受け網漁船)



さんま網漁業用「巴水中集魚灯」

推進効率の改善
(抵抗の少ないバトックフ
ロー船型とすることによ
り、漁船の燃費を向上)



その他、新素材を活用した軽量漁具の導入など

燃油使用量の削減

事例：まき網漁業におけるミニ船団化への取組

～合理的な操業形態への転換に向けた省人・省力化技術の開発～

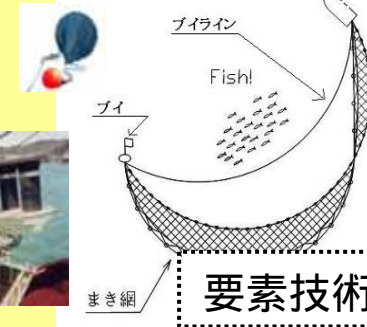
技術的課題



新技術導入に伴う
漁船の革新



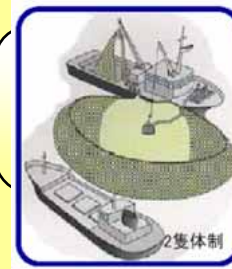
新技術・操業形態の
フィードバック



ライン操業

要素技術の開発・実証

(ミニ船団)



新技術を導入した新たな漁船の建造

現状と課題

産地と消費地の価格差のかい離
(小売価格に占める流通コストが
4分の3)
4.4倍(かい離)
産地市場価格 小売価格
**消費者に安価な国産水産物を
供給するため流通コストの縮減
が必要**

構造要因

産地市場の改革
**産地市場の零細性、閉鎖性が、
流通コスト縮減を阻害**

・産地市場の零細性
現状: 815市場(H18.5)

集約化による規模拡大が必要

・産地市場の閉鎖性(見えない規制)
既存業者の反発による買受人の新
規参入制限により、非効率的な中
間流通業者の温存

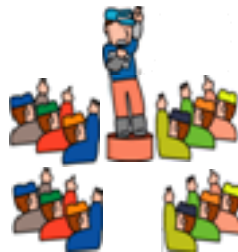
買受人の新規参入による中間流通
業者の再編が必要

産地市場の努力を
行政支援により後押し

産地における自助努力

買受人の新規参入による
中間流通業者の再編
セリの活発化

市場統廃合による
流通コストの縮減
取扱量・品揃えの充実
量販店等への安定供給



主な取組の内容

産地市場の統合推進

・複数の市場と物理的に統合
又は電子商取引により複数の
取引機能を集約
・産地市場を廃止し、消費地
市場で第1段階の取引
(H22年までに500市場に
再編)

(支援等)

・構想作りや研修会の開催
に対する助成
・実証試験(鮮度管理、輸送、
電子取引等)に対する助成
・電子商取引のための情報
システム整備に対する助成

産地市場運営の改善

産地市場に存在する「見えない
規制」を取り払う

(支援等)

・買参権を開放する産地市場
に対し、買取販売事業への
助成を重点化

前浜と消費者を結ぶ多元 的な流通経路の構築

(支援等)

・新たなビジネスモデル構築の
取組への助成

消費地市場の改革

検証方法

産地価格と小売価格の相対価格差で検証

当面の目標: 4倍以内

付加価値向上の取組も評価し得る指標として相対価格差を採用

参考3

食料供給コスト縮減策正委員会 委員名簿

上原 征彦	食料・農業・農村政策審議会会長 明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授
神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
竹内 克伸	株式会社証券保管振替機構代表取締役社長
田中 一昭	拓殖大学政経学部教授
丹羽宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
船田 宗男	株式会社フジテレビジョン報道局解説委員主幹
古川貞二郎	恩賜財団母子愛育会理事長
宮田 勇	全国農業協同組合中央会会長
吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

は委員長、 は委員長代理

[五十音順・敬称略]

参考4

食料供給コスト縮減検証委員会における検討経過

- ・第1回委員会（平成18年6月12日（月））
〔議題〕 「本委員会の今後の進め方」
「食料供給コストをめぐる現状と課題について」
- ・第2回委員会（平成18年7月13日（木））
〔議題〕 「生産資材費等生産コスト縮減の現状と課題について」
「流通コスト縮減の現状と課題について」
 - ・資材メーカー、流通関係者等からヒアリングを実施
- ・第3回委員会（平成18年7月28日（金））
〔議題〕 「農協の経済事業の現状と課題について」
 - ・系統関係者からヒアリングを実施
 - 「農業生産の実態等について」
 - ・農業生産法人からヒアリングを実施
- ・第4回委員会（平成18年9月12日（火））
〔議題〕 「食料供給コスト縮減アクションプラン」とりまとめ
- ・第5回委員会（平成19年3月30日（金））
〔議題〕 「食料供給コスト縮減アクションプラン」の実施状況
「食料供給コスト縮減アクションプラン」の改定